

那須烏山市
こども計画(原案)
【令和7年度～令和 11 年度】

令和 年 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 国および県の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 第2期計画の振り返り	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	8
1 人口と世帯の状況	8
2 婚姻・出産等の状況	11
3 就業の状況	16
4 教育・保育施設の状況	17
5 アンケート調査について	20
6 本市の現状からみる主な課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 子育てに関するそれぞれの役割	22
2 基本理念	23
3 基本目標	24
4 計画の体系	25
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	26
基本目標1 若者の結婚・出産の希望を叶える	27
基本目標2 誰もが幸せを実感できる子育てを応援する	31
基本目標3 多様なニーズに対応できる子育て施設環境を創る	35
基本目標4 こどもの安全かつ健全な成長を支える	39
第5章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制	45
1 子ども・子育て支援サービスの概要	45
2 量の見込みと確保方策について	46
3 教育・保育提供区域の設定	48
4 那須烏山市の教育・保育事業	49
5 那須烏山市の地域子ども・子育て支援事業	54
第6章 計画の推進	74
1 計画の推進体制	74
2 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保	74
3 計画の進捗管理	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

少子化や核家族化が全国的に進行する中、地域における人々のつながりも希薄化し、子育て環境も急速に変化しています。こうした背景から、子どもを産み育てる素晴らしさを実感できる社会を実現し、子どもが未来を生き抜く力を身につけることができる社会を目指して、子どもと子育て世帯を地域社会全体で支援する体制を築いていくことが大切です。

このような状況を受け、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この制度では、「質の高い幼児教育と保育の提供」「保育の受け皿拡充」「地域での子ども・子育て支援の充実」を3本柱として掲げています。

本市においてもこの新制度に基づき、平成27年3月に「第1期那須烏山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで支え合い、親子が安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を目標に、地域特有のニーズに応じた教育・保育、子育て支援の推進に努めてきました。

そして令和2年度からは第1期計画を見直し、「那須烏山市第2次総合計画」に沿った「第2期那須烏山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効果的に提供されるよう、各種施策を推進してきました。

令和5年には「子ども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「子ども大綱」が策定されました。市町村における「子ども計画」の策定が求められるようになり、子どもを支えるための包括的な支援の強化が期待されています。

令和6年10月には「子ども・子育て支援法等の一部改正法」が施行され、児童手当の拡充や共働き・共育への援助等、子育て世帯への支援が強化されました。さらに、令和7年に国において「子ども・子育て支援特別会計」が創設され、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることとしています。

令和6年度は現行の「那須烏山市第2期子ども・子育て支援事業計画」の最終年度であるため、これまでの取り組みを評価・分析し、子ども大綱の方針に沿った新たな施策目標や数値目標を設定します。地域の実情に合った支援体制の充実や地域連携の強化を図り、社会全体ですべての子どもを支える持続可能な体制の構築を目指します。

2 国および県の動向

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子化や家庭環境の多様化を背景に、大きな変化を遂げています。これに対応するため、国および県は以下のような方針や施策を打ち出しています。

●国の動向

国は、こども施策を総合的かつ包括的に推進するために、「こども大綱」を策定しました。この大綱は、令和4年度に設立されたこども家庭庁の基本方針として位置づけられています。

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

「こども施策に関する基本的な方針」

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

●県の動向

県は、こども大綱やとちぎの子ども・子育て支援条例の理念を踏まえ、「栃木県こどもまんなか推進プラン」の素案を策定しました。県において、「こどもまんなか社会」を実現するべく、全てのこども・若者の健やかな成長と将来にわたる幸せを支援する取組や、希望に応じた結婚、妊娠・出産、喜びのある子育てを支援する取組を進めるための総合計画として策定しています。

栃木県こどもまんなか推進プラン（案）

「計画の基本目標」

次代の「とちぎ」を創造することも・若者を県全体で育むため、子育て支援条例の基本理念を全ての県民が共有しつつ、栃木県において「こどもまんなか社会」を構築するべく、県を挙げてこども・若者の支援や子育て支援に取り組み、次に掲げる地域社会の実現を目指す。

◇全てのこども・若者がひとしく権利を擁護されながら健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会

◇誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

- ◆ こども基本法に基づく
[こども施策についての計画\(都道府県こども計画\)](#)
- ◆ とちぎの子ども・子育て支援条例に基づく
[子ども・子育てに関する基本的な計画](#)
- ◆ とちぎ子ども・子育て支援プラン(支援プラン)に
包含されている[7つの計画の性格](#)を持つ

栃木県こどもまんなか推進プラン

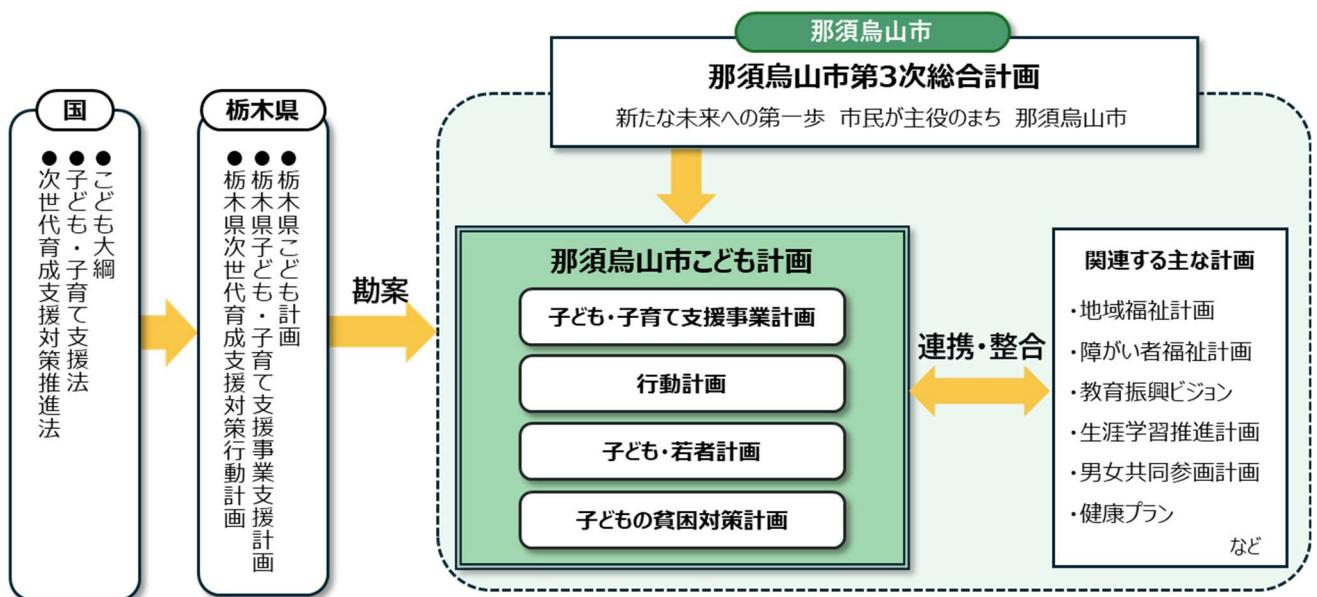
1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画	5 都道府県社会的養育推進計画
2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	6 母子保健計画
3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画	7 都道府県子ども・若者計画
4 都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策計画	*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付け

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策法第9条の「子どもの貧困対策計画」を内包する計画とします。

さらに、本市の最上位計画である「那須烏山市第3次総合計画」の本市の子育て支援施策における個別計画として位置付けるとともに、「那須烏山市第4期地域福祉計画」など、他の関連計画との整合を図りながら個々の施策を推進していきます。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

計画期間内は、那須烏山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）において毎年度の事業進捗を点検・評価することで各施策の実施を担保するとともに、社会情勢等の変化を見極めながら、各事業の実績等に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
那須烏山市第2期 子ども・子育て支援事業計画 計画の見直し・策定	那須烏山市 こども計画				

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条に基づく「子ども・子育て会議」を中心とした審議、市内の就学前児童の保護者、小・中学生とその保護者を対象とした調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ策定します。

(1)市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法に基づき市町村が条例で定める機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成する委員により、計画の内容等の審議・提言等を行います。

(2)ニーズ調査の実施

本計画策定にあたり、令和6年3月に保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「就学前児童のいる世帯」を対象として調査を実施しました。

(3)小・中学生意見調査の実施

本計画策定にあたり、令和6年9月に子どもの悩みや幸福度、意識やニーズの分析を行うことを目的に、「市内小学校に通う6年生及び保護者」、「市内中学校に通う3年生及び保護者」を対象として調査を実施しました。

(4)はたちを祝う会への意見調査の実施

本計画策定にあたり、若者の意見を聴取するために、令和6年8月にはたちを祝う会実行委員を対象として調査を実施しました。

(5)パブリックコメントによる意見公募の実施

本計画の策定過程における、公正性・透明性を確保しつつ、広く市民等から意見・提言を収集するため、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

SDGsに対応した計画推進

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された国際目標SDGs（Sustainable Development Goals）のうち、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



6 第2期計画の振り返り

令和2年度から令和6年度にかけて、「那須烏山市 第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の向上と発展を目指した取り組みを実施してきました。主な取り組みの現状と課題は以下のとおりです。

● 結婚・妊娠・出産・子育て期にわたる子育て支援の充実

結婚への意識醸成と出会いの場の創出

市では、結婚相談所を設置し、出会いの場を提供してきましたが、成果が出ない状況が続き、市単独での運営が困難となり令和4年度で終了となりました。一方、栃木県が、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進する組織「とちぎ未来クラブ(※1)」が設置したマッチングシステムを活用した「とちぎ結婚支援センター(※2)」は、登録者数の増加や成婚者の誕生といった成果が少しずつ出てきています。市では、登録者数を増やすためセンターの周知や登録料の補助制度の創設等の結婚支援に取り組みました。

しかしながら、時代とともに結婚観や家族のあり方など価値観が多様化し、晩婚化・未婚化の進行や若年層の結婚後の生活に対する不安感等により、本市においても結婚数は減少しています。また、行政が行う結婚支援策の情報伝達の不十分さも課題となっています。

「とちぎ結婚支援センター」のさらなる会員増加を目指すため、地域で結婚を応援する環境をつくり、若年層への効果的なアプローチを行う必要があります。

※1 とちぎ未来クラブ

…県民総ぐるみで、結婚・子育てを支援して安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進する組織

※2 とちぎ結婚支援センター

…栃木県が設置する、結婚を誠実に希望する独身男女のポジティブな婚活につながるよう、新たな出会いの機会を提供する組織

妊活・妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

令和5年度から不妊等治療費助成制度を拡大し、保険適用に関わらず対象としました。申請数は増加していますが、新規の利用者が少ないことが課題となっています。また、「プレママパパ教室」や「ママサロン」、「おひさま」等の妊産婦向け事業や、産後ケア事業も利用者数が伸び悩んでいます。

市内小・中学生を対象とした「思春期教室」において、命の大切さや性について学ぶ機会を設けるとともに、直接乳幼児と触れ合うことで、結婚観やこどもを持つイメージの醸成を図ってきましたが、コロナ禍以降、乳幼児と直接触れ合う場が失われています。

令和6年度には「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦・こども・子育て世帯や妊娠を希望する方を対象に児童福祉と母子保健が一体的な相談や支援を行える体制を整えました。今後は相談窓口の周知に努めます。

地域における子育て支援策の充実

子育て支援センターきらきらやこども館では、未就園児親子に対し子育て相談や親子の交流の場を提供する「地域子育て支援拠点事業」を実施していますが、少子化や保護者の就労率の上昇により利用者が減少しています。また、こども館は老朽化が進み、施設の安全性が保てないため令和7年度から「地域子育て支援拠点事業」を子育て支援センターきらきらに暫定集約します。

利用者は減少していますが、少子化による育児の孤立化を防ぐため、子育て相談や親子の交流の場の提供が、重要な支援策となっています。

地域ぐるみの支援や、こどもが室内で自由に遊べる場所の必要性が高まっています。

● 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

各施設では、国の基準やガイドラインに基づき、質の確保と向上を図るため、認可・認可外施設ともに指導監査を実施し、適正な運営を支援しています。

また、人材確保と育成に向けて、保育士養成学校への受験依頼や、市広報紙・公式ホームページを活用した募集活動を行うとともに、既存職員には各種研修を斡旋し、教育・保育の質の向上に努めているところですが、保育士等の確保は依然として課題となっています。

なお、国においては、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の普及を推進しており、本市においても地域の子育て支援を総合的に提供できるよう取り組んでいます。

乳幼児から就学時まで安心して預けられる環境整備

保護者の多様なニーズに応えるため、一時預かり事業や病児・病後児保育事業、放課後児童クラブを整備し、概ね必要数を満たす支援を行っています。また、第3子以降の保育料免除事業を拡大し、令和6年10月から第2子以降の保育料等を免除することにより、多子世帯への経済的支援を行っています。

地域全体での子育て支援を目指し、令和5年9月から開始したファミリー・サポート・センター事業は、令和6年12月現在では実績がなく、事業の周知や会員確保が課題です。

放課後児童クラブは利用者が増加傾向にありますが、待機児童を出すことなく受け入れができる状況です。一方で、実施場所や支援員の確保に苦慮しています。

さらに、令和8年度開始予定の「こども誰でも通園制度」に向けて、各施設への説明や実施施設・人材の確保を進めています。

仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

就労や子育てに伴う時間的な制約があるため、相談者が支援を受ける機会を十分に確保することが課題となっています。また、育児の負担が一方の保護者に偏ることによる精神的な負担も大きく、こうした状況を軽減するための支援が必要です。

母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭を中心に自立に向けた相談支援を行っています。仕事と家庭の両立を目指し、再就職や転職のサポートをはじめ、就職に有利な資格取得や給付金事業について、ハローワークと連携して必要な情報を提供しています。

● きめ細やかな子育て支援サービスの充実

子育て世帯への経済的支援と子どもの貧困対策の推進

学校や関係部局と情報連携し、経済的に不安を抱える家庭の早期発見に努めています。また、医療費申請等の際に生活状況や困りごとを聞き取り、必要に応じて経済的支援につなげています。経済的に困窮している家庭には、フードバンク那須烏山と連携して月1回の食材提供を行うため、母子父子自立支援員から事前に確認の電話をし、漏れのないように声掛けをしています。

子育て世帯向けにこども服やこども用品のリユース事業を実施していますが、物品不足が課題となっています。乳幼児健診では生理用品の提供を行い、生理の貧困支援も進めていますが、子育て世帯への経済的支援全般をさらに充実させが必要です。

支援を必要とする児童や障がいを抱える児童とその保護者の支援

支援を必要とする児童の早期発見のため、健康診査の受診率向上に努め、令和4年度には受診率がすべて9割以上となり、3歳児健診以外は全国平均受診率を超えていました。支援が必要な児童については、保護者への個別相談を行い、療育や医療機関への受診を勧めていますが、発達課題を受容できないなど、受診に前向きでない保護者もいることが課題です。

こうした背景を踏まえ、引き続き、幼稚園・保育園や学校教育課等の関係機関と情報を共有し、連携して支援できる体制を構築していきます。

児童虐待防止対策の充実

公認心理士、家庭相談員、女性相談支援員を配置し、児童虐待やDV等の家庭内における様々な相談に対応しています。また、こども課窓口での手続きの際に近況を尋ねる等、相談しやすい環境づくりにも努めています。しかし、虐待件数の増加や内容の複雑化・複合化が進んでおり、対応がより困難になっています。重層的支援体制整備事業により、様々な機関と連携した対応が必要です。

要保護児童の早期発見と適切な支援を図るため、各関係機関の実務担当者による要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、情報共有と支援策の検討を行っていますが、虐待再発防止には専門知識や対応経験を持つ職員の確保や人材育成が必要です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

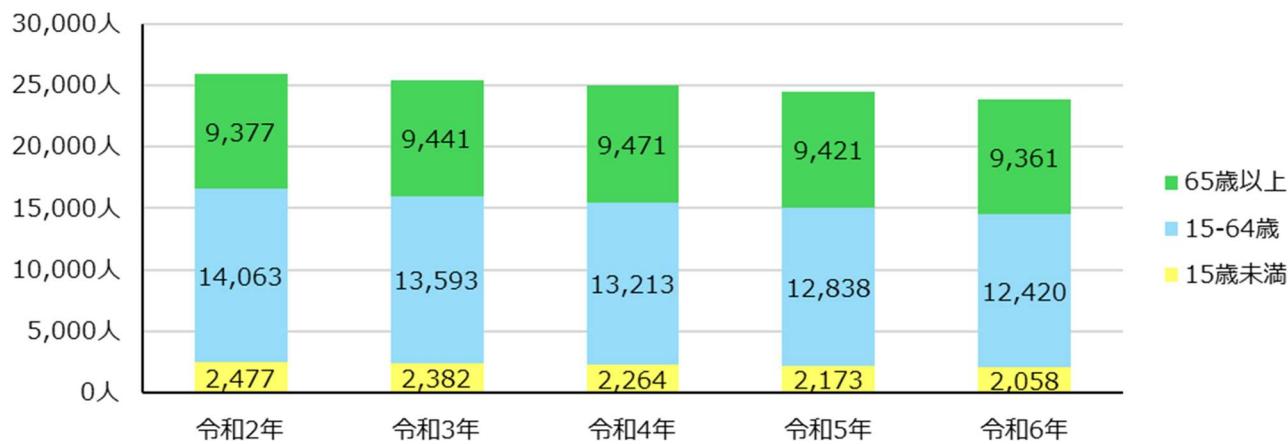
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市人口は、令和6年4月1日現在（住民基本台帳より）23,839人となっています。令和2年からの推移を見ると、総人口が緩やかに減少しており、5年間で2,078人の減少となっています。

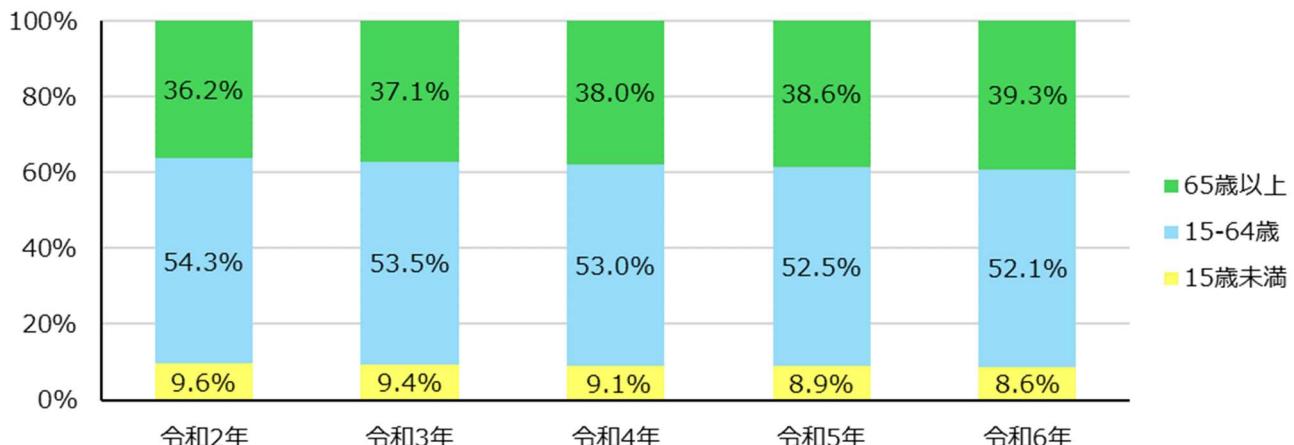
また、年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口が増加し続けている一方で、15～64歳の生産年齢人口及び15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進行しています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



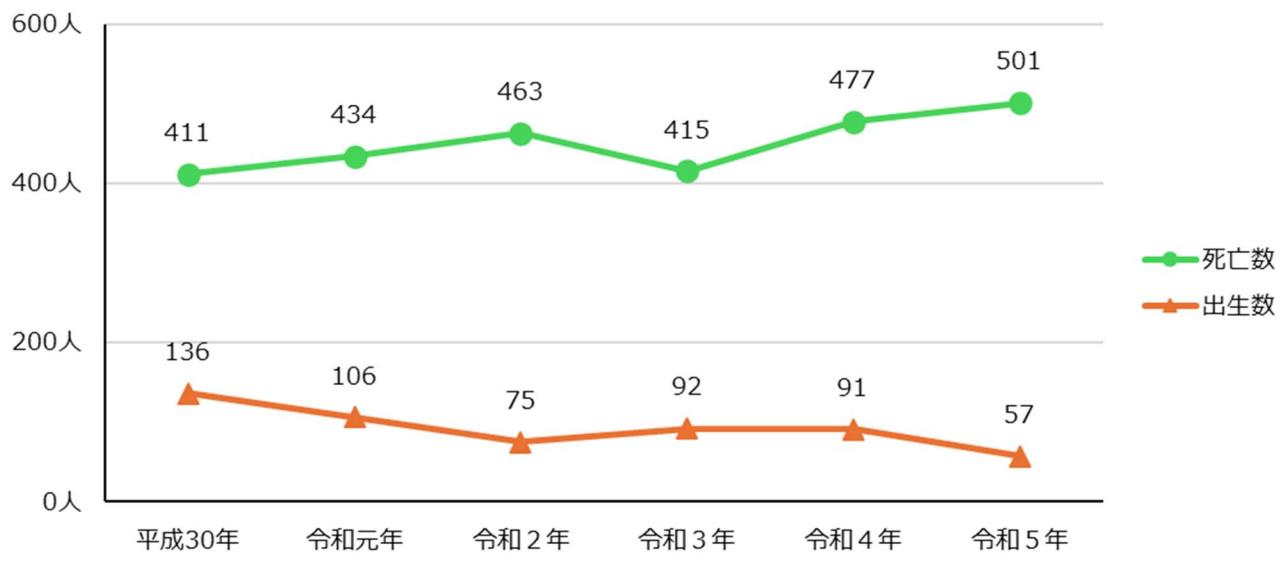
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

出生数は、若年女性人口の減少に伴い減少傾向にあります。令和5年の出生数は57人で、平成30年の半分以下となりました。

死亡数は、令和4年以降増加し、出生数との差が広がり「自然減」の減少幅が拡大しています。

■出生数及び死亡数の推移

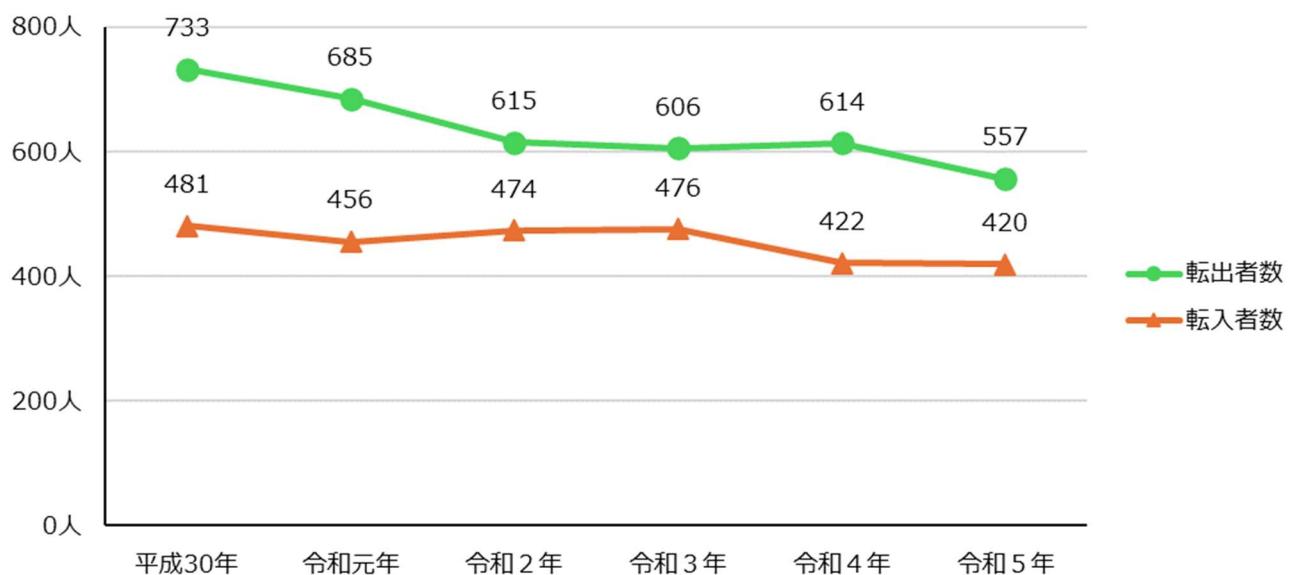


資料：住民基本台帳人口動態（外国人を除く）

(3) 社会動態

転出・転入者数の推移を見ると、転出者数が転入者数を上回る「社会減」が続いています。近年では、毎年150人前後が社会減となる傾向にあります。

■転出者数及び転入者数の推移

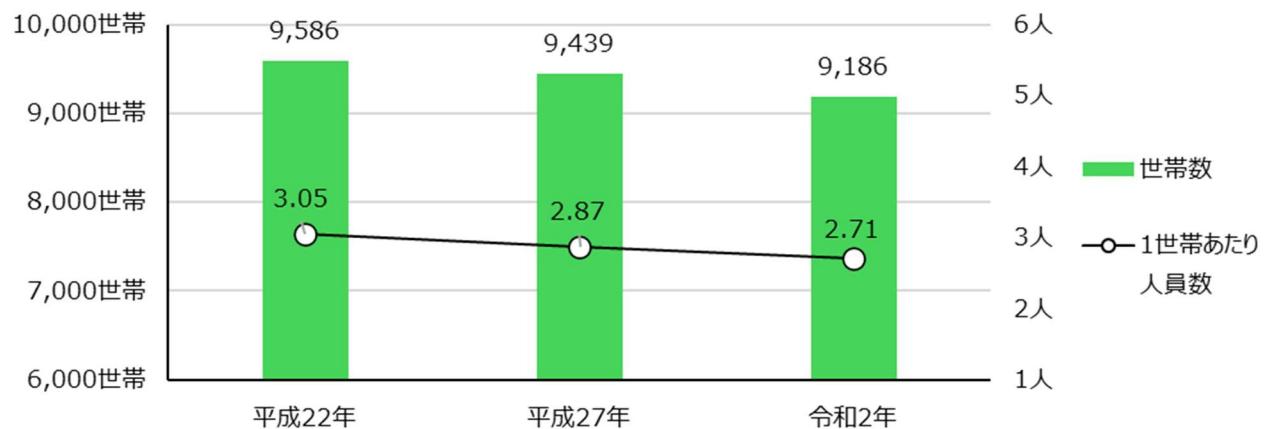


資料：住民基本台帳人口動態（外国人を除く）

(4) 世帯数

本市の世帯数は、令和2年で9,186世帯となっており、平成27年から253世帯減少しています。1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、令和2年で2.71人/世帯と核家族化が進んでいます。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

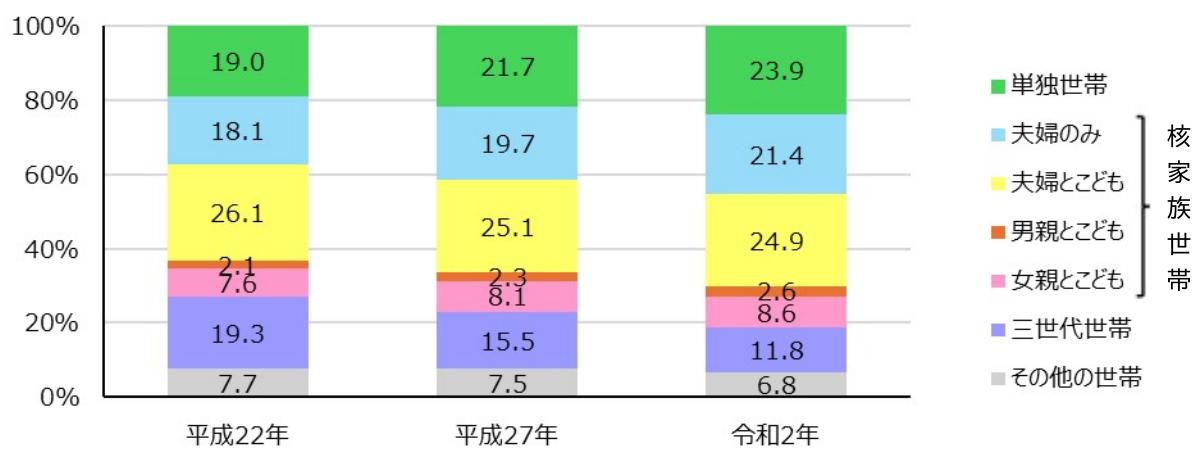
(5) 世帯類型

本市の世帯類型を見ると、単独世帯、核家族世帯が年々増加しています。

令和2年では、単独世帯が23.9%、夫婦のみの世帯が21.4%となっており、合わせると4割以上となっています。

核家族世帯の内訳を比較すると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



資料：国勢調査

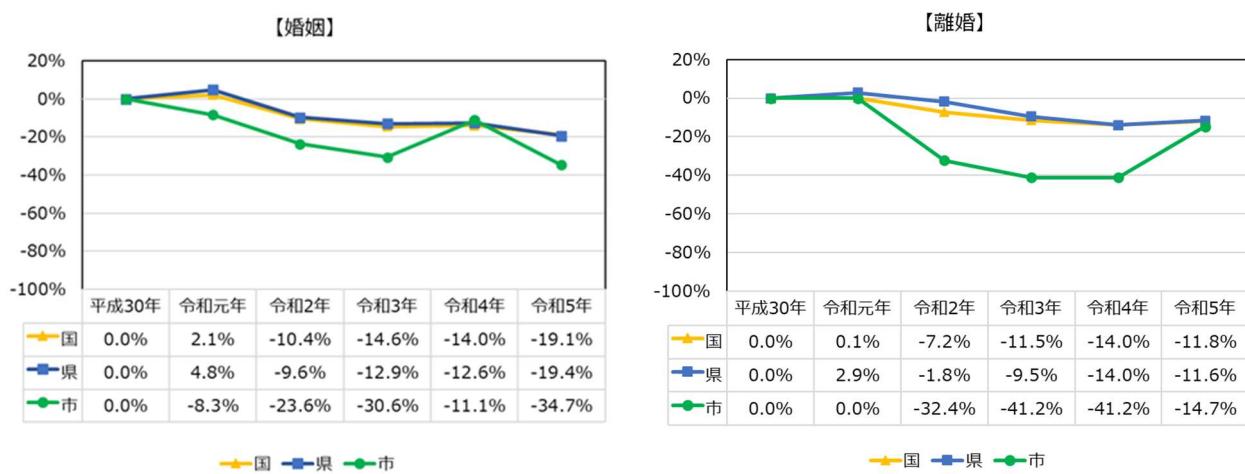
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は、国・県・市ともに減少傾向にあり、本市では、国や県より平成30年からの減少率が大きくなっています。

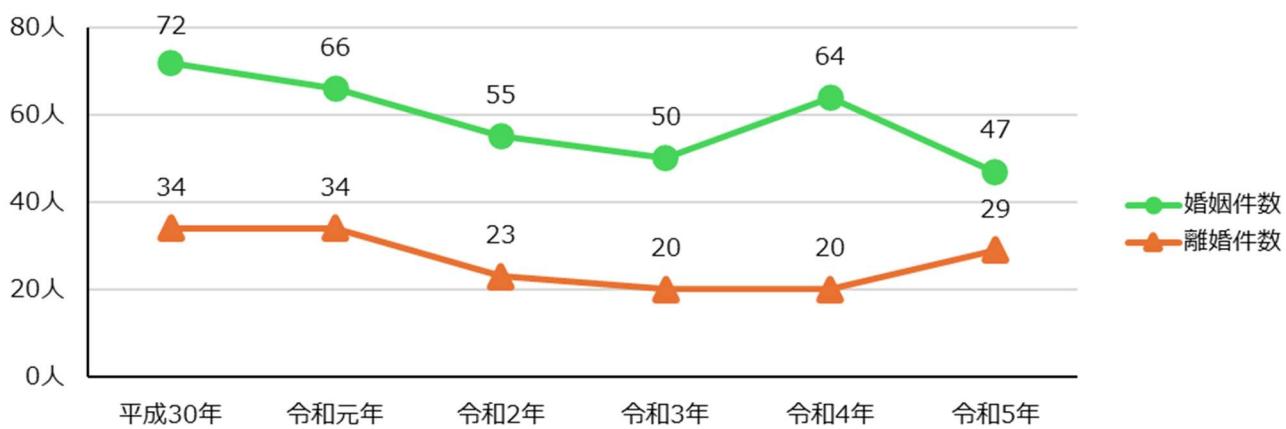
離婚件数は、国・県・市ともに令和2年から令和4年は減少傾向でしたが、令和5年では増加に転じています。

■国・県・市における婚姻件数・離婚件数の推移 ※平成30年からの増減率



資料：栃木県保健統計年報

■本市の婚姻件数・離婚件数の推移



資料：栃木県保健統計年報

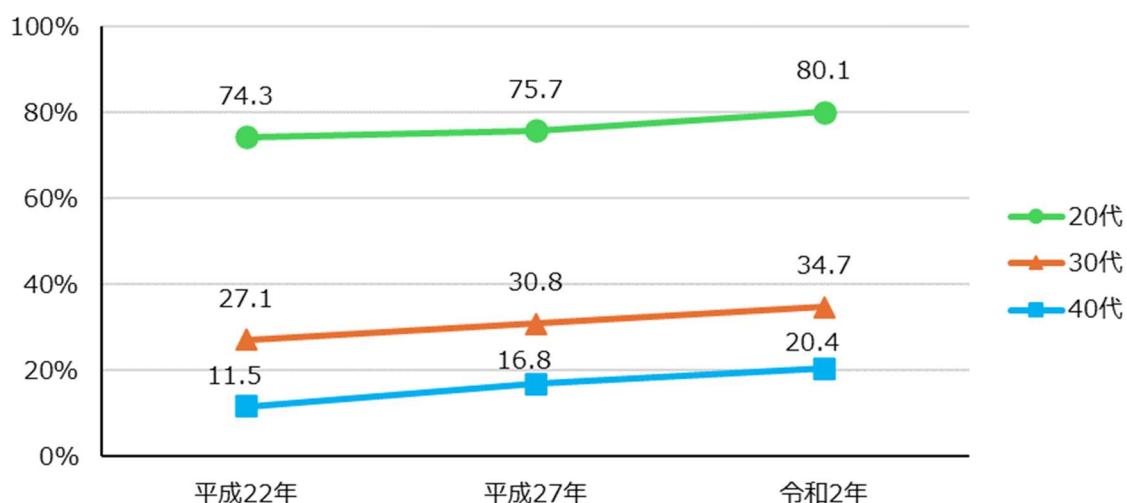
(2) 未婚率

男女ともに未婚率は上昇しており、晩婚化の傾向が高くなっていることがうかがえます。

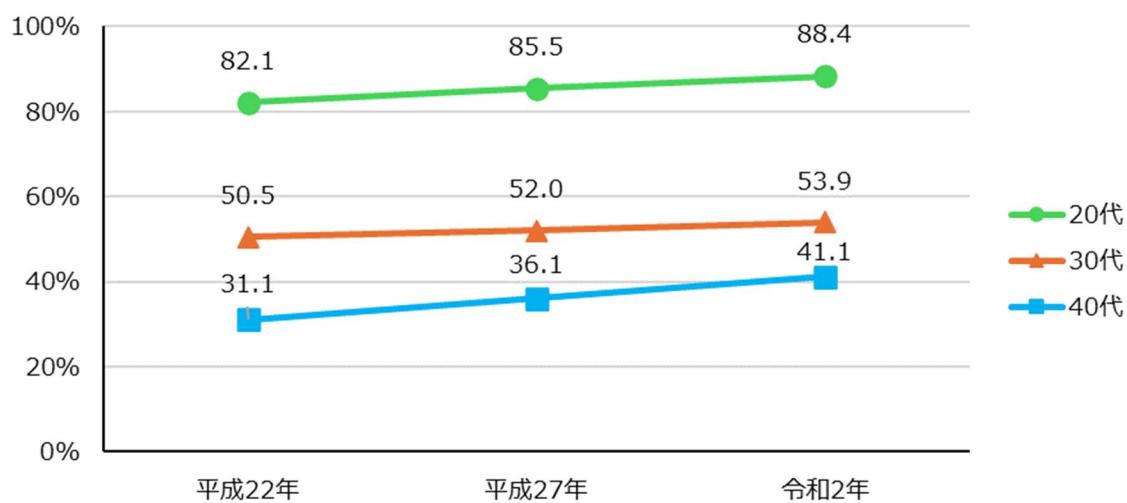
また、全体的に男性の未婚率が女性を上回っています。

■未婚率の推移

女性



男性



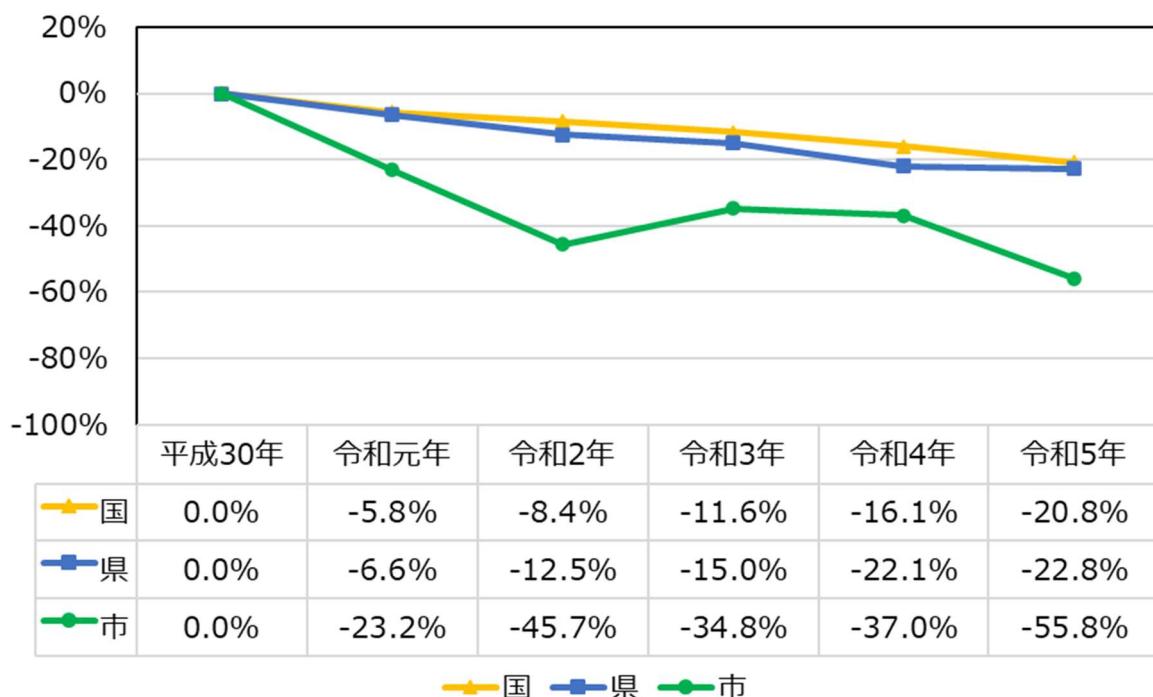
資料：国勢調査

(3) 出生数

出生数は、国・県・市ともに減少傾向にあります。本市では国・県よりも平成30年からの減少率が大きくなっています。本市では、令和5年には57人となっており、平成30年の44.2%まで減少しています。

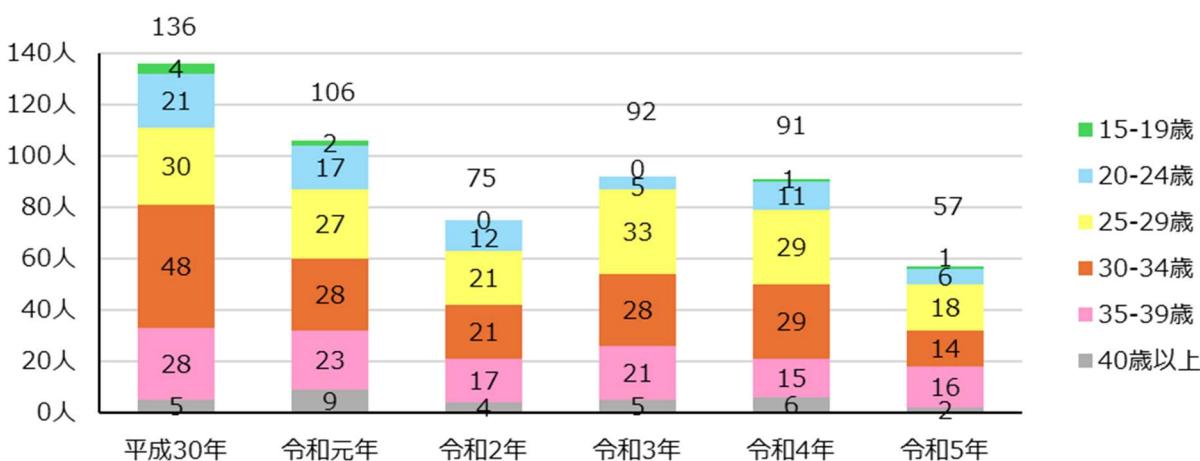
母親の年齢別出生数を見ると、30~34歳、40歳以上の出生数が若干増加傾向にあります。令和4年では25~29歳、30~34歳の出生数が最も多くなっています。

■国・県・市における出生数の推移 ※平成30年からの減少率



資料：人口動態統計

■本市の母親の年齢別出生数の推移



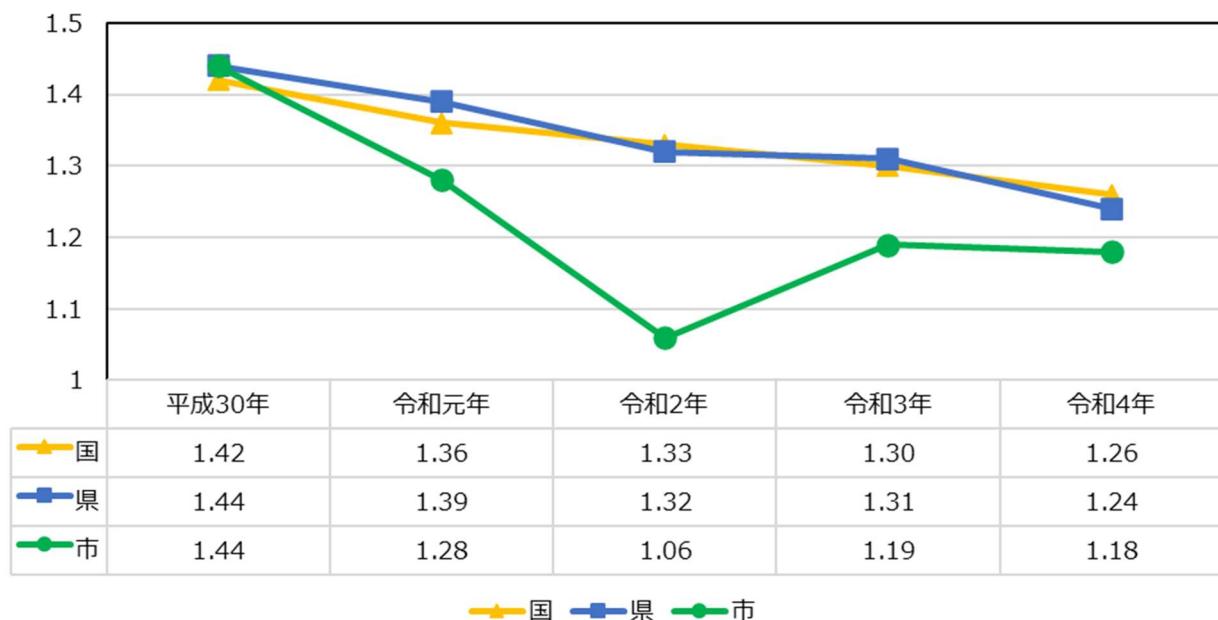
資料：人口動態統計（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

平成 30 年からの推移は、国・県・市ともに減少傾向が続いています。

本市の合計特殊出生率は、平成 30 年は国・県と同水準でありましたが、令和元年以降国及び県を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率

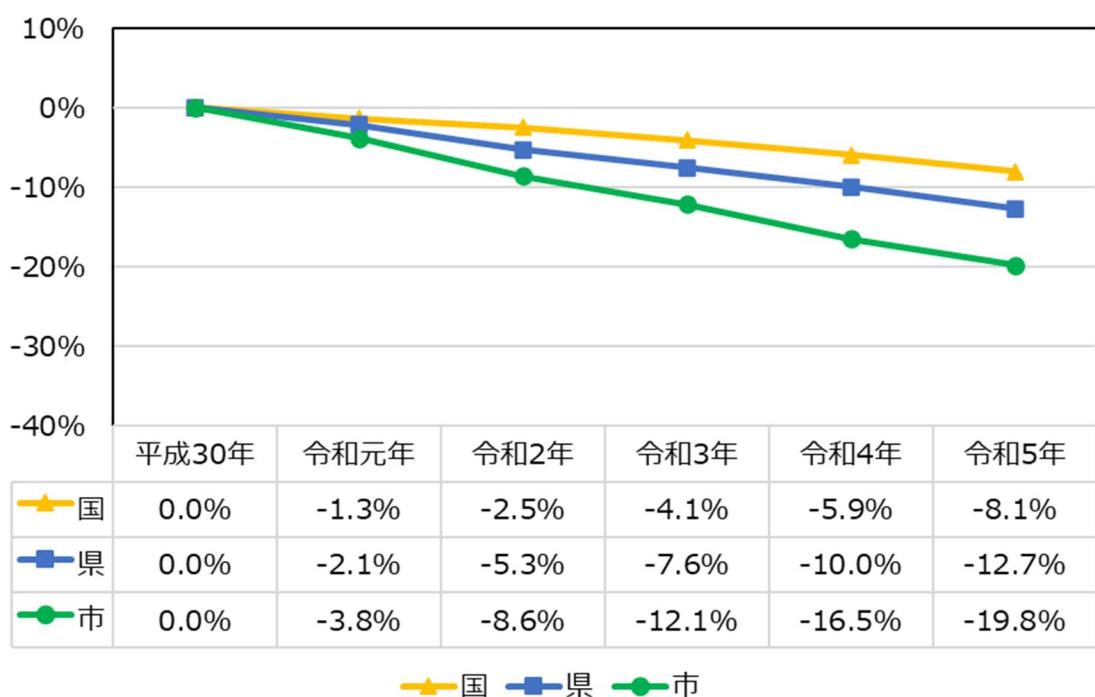
15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(5) 児童数

年少人口は、国・県・市ともに緩やかに減少傾向にあります。本市では平成30年からの減少率が国・県よりも大きくなっています。

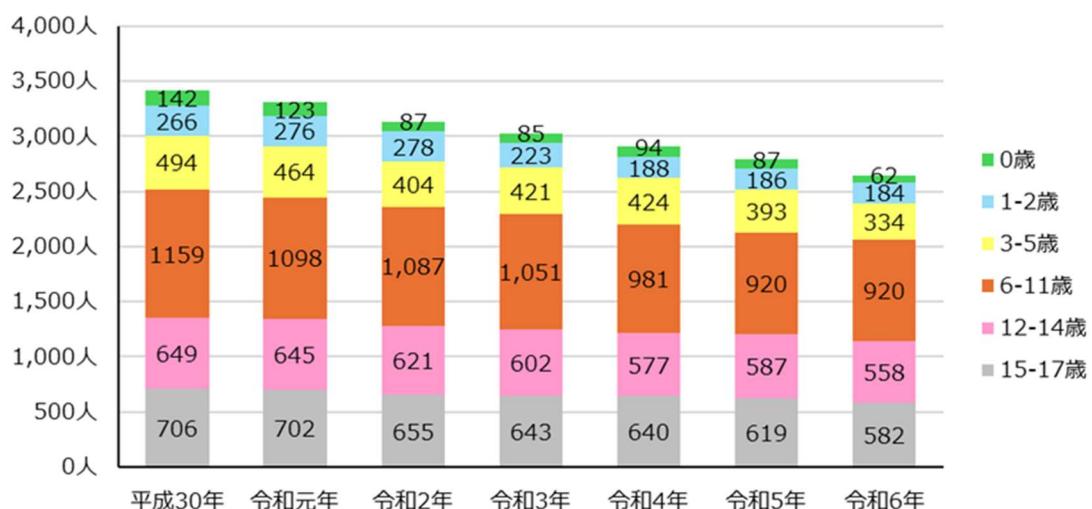
本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在で2,640人となっており、令和2年からの5年間で492人減少しています。年代別に見ると、0～5歳の就学前児童数は189人減少、6～11歳の小学生児童は167人減少、12～14歳の中学生児童は63人減少、15～17歳の児童数は73人減少と、全ての年代において減少しています。

■国・県・市における年少人口(15歳未満)の推移 ※平成30年からの減少率



資料：人口推計、年齢別人口調査結果

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

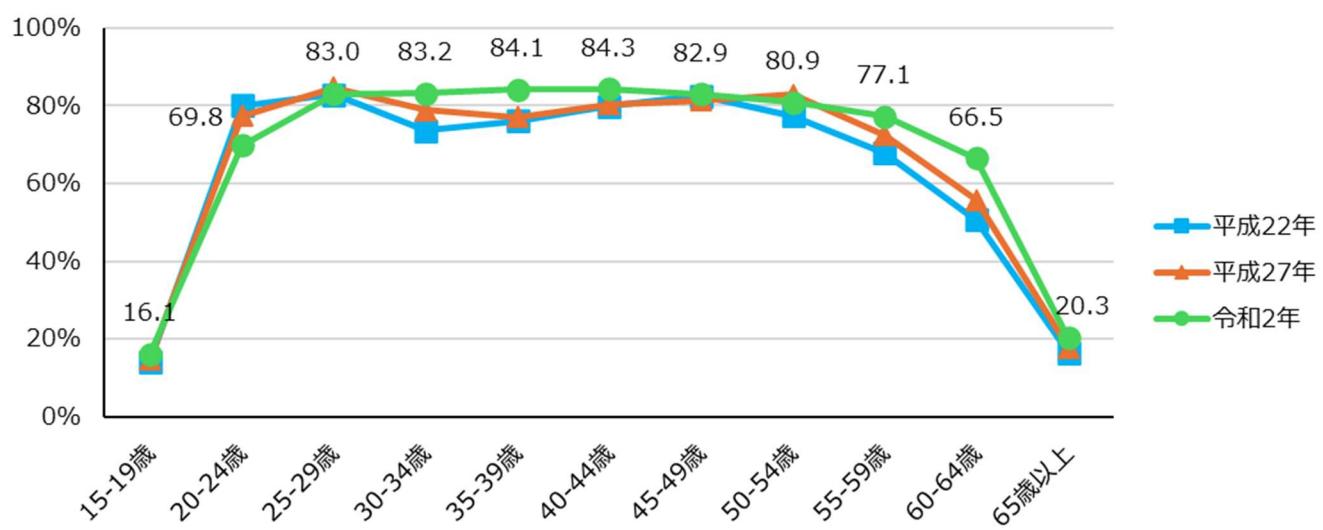
3 就業の状況

(1) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率（15歳以上の人口に占める、各区分の労働力人口の割合）は、男性の変化はほとんどない一方で、令和2年の女性は30～44歳、55～64歳の労働力率が高くなっています。

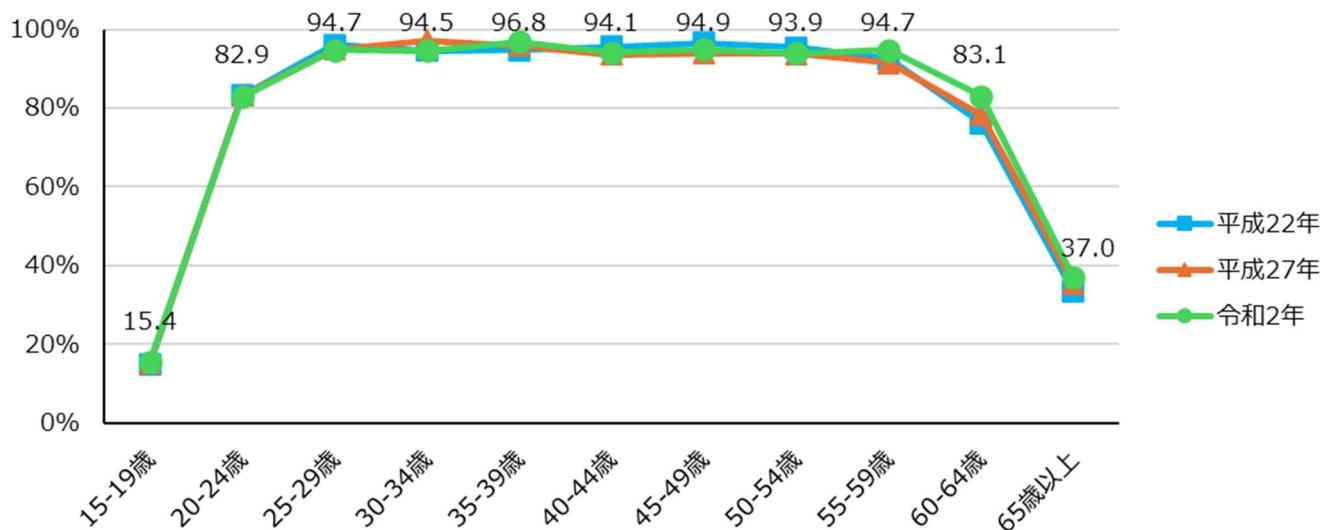
女性の労働力率は、平成27年まで出産・子育てを迎える人が多くなる30代で一時的に減少し、40代で再び増加する「M字曲線」を示していましたが、令和2年では30代の労働力率は低下せず、特徴的な曲線がなくなっています。このことから、働く母親が多くなっていることがうかがえます。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育施設の状況

市内の施設数は、令和2年に公立の保育所が1箇所減り、令和3年に私立の地域型保育施設が2箇所増えました。令和6年の教育・保育施設の数は、幼稚園1箇所、保育所3箇所、認定こども園2箇所、地域型保育施設5箇所の計11箇所となっています。

■施設数

(単位：箇所)

項目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園	公立	1	1	1	1	1
	私立	0	0	0	0	0
保育所	公立	2	2	2	2	2
	私立	1	1	1	1	1
認定こども園	公立	0	0	0	0	0
	私立	2	2	2	2	2
地域型保育施設	公立	0	0	0	0	0
	私立	3	5	5	5	5
合計		9	11	11	11	11

こども課資料（各年4月1日現在）

幼稚園の児童数は、3歳の市内利用が令和6年に令和5年の約52.9%減と大幅に減少しました。
4歳・5歳は大きな増減なく推移しています。

■幼稚園の年齢別児童数

(単位：人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	35	43	35	37	19
▶ 市内	34	42	35	34	16
▶ 市外	1	1	0	3	3
4歳	37	36	44	37	39
▶ 市内	37	35	43	37	36
▶ 市外	0	1	1	0	3
5歳	43	38	36	43	37
▶ 市内	42	37	34	42	36
▶ 市外	1	1	2	1	1
合計	115	117	115	117	95

こども課資料（各年4月1日現在）

保育所の児童数は、本市の児童人口減少に伴い減少しています。一方で、未就学児総数に対する保育所の児童数の割合は6割を超えており、令和5年度、令和6年度は上昇傾向にあります。

■保育所の年齢別児童数

(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	19	19	17	24	13
▶ 市内	18	19	17	21	13
▶ 市外	1	0	0	3	0
1歳	76	48	59	69	64
▶ 市内	75	47	58	69	62
▶ 市外	1	1	1	0	2
2歳	97	87	56	62	75
▶ 市内	96	87	53	62	73
▶ 市外	1	0	3	0	2
3歳	87	102	90	58	69
▶ 市内	85	101	89	55	67
▶ 市外	2	1	1	3	2
4歳	94	93	108	97	60
▶ 市内	90	92	107	93	57
▶ 市外	4	1	1	4	3
5歳	96	95	97	110	99
▶ 市内	93	90	94	108	94
▶ 市外	3	5	3	2	5
合計	469	444	427	420	380
小学校入学前の未就学児童数	769	729	706	666	580
未就学児に対する保育所利用児童の割合	61.0%	60.9%	60.5%	63.1%	65.5%

こども課資料（各年4月1日現在）

※未就学児童数は、住民基本台帳より算出

本市の市立小学校・中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、令和6年度の児童・生徒数を令和2年度と比較すると、児童が15.8%減少、生徒が9.2%減少となっています。令和2年度からの学校別推移は、全ての小学校で10%以上減少しており、特に境小学校は39.3%減少と突出しています。中学校においては南那須中学校が8.4%減少、烏山中学校が9.7%減少となっています。

■小・中学校の在籍児童・生徒数

(単位：人)

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
荒川小学校	274	262	218	243	237
江川小学校	158	162	130	124	128
烏山小学校	409	400	322	360	362
境小学校	84	73	59	56	51
七合小学校	149	141	109	123	126
南那須中学校	239	226	142	231	219
烏山中学校	361	350	211	340	326
合計	1,674	1,614	1,191	1,477	1,449
▶ 小学校計	1,074	1,038	838	906	904
▶ 中学校計	600	576	353	571	545

学校教育課資料（各年4月1日現在）

本市の障がい児通園施設の延べ利用者数は増加傾向にあり、今後も利用需要が増えていく見込みです。

■障がい児通園施設の利用状況

(単位：人)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童発達支援	302	345	476	427	
放課後等デイサービス	918	877	874	1,012	
合計	1,220	1,222	1,350	1,439	

健康福祉課資料

5 アンケート調査について

(1) 市民ニーズ調査

本調査は、子育て支援施策のさらなる充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために実施しました。

調査結果については、本書の資料編（P78 以降）に抜粋して掲載しています。

■調査概要

調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者
調査方法	園での直接配付・直接回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年4月1日

■回収結果

対象者	配付数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	551 件	402 件	73.0%

(2) 小・中学生アンケート

本調査は、子どもの意見を反映させた実効性の高い施策の構築に向けて、子どもの悩みや意見、感じていること等を把握するために実施しました。

調査結果については、本書の資料編（P90 以降）に抜粋して掲載しています。

■調査概要

調査対象者	市内小学校に通う6年生及び保護者 市内中学校に通う3年生及び保護者
調査方法	学校での直接配付・web回答
調査期間	令和6年9月6日～令和6年10月2日

■回収結果

対象者	配付数	回収数	回収率
小・中学生	357 件	134 件	37.5%
小・中学生の保護者	357 件	133 件	37.3%

6 本市の現状からみる主な課題

子ども・若者を取り巻く課題

子ども・子育て会議、就学前児童の保護者へのニーズ調査、小学6年生・中学3年生及びその保護者へのアンケート調査、はたちを祝う会実行委員への調査の結果、次の課題が挙がりました。これらに向き合い、地域全体で子どもの成長を支え合うまちを築くための取り組みが求められています。

【結婚・妊娠・出産に対する課題】

- 若者の出会いや触れ合う場・機会の不足
- 晩婚化・未婚化の進行
- 高額な出産費用の軽減
- 子どもが授かりにくい夫婦への支援策の充実
- コロナ等を要因とした育児体験機会の減少
- 産前・産後サポートの充実



【子育て期(就学前)における課題】

- 子育て世代が交流できる場や機会の不足
- 子育て等に関する行政からの情報発信の不足
- 父親が子育てに参加する気運の醸成を促す機会の拡充
- 生活に対する経済的・心理的な不安の払拭
- 子育て相談窓口の充実

【子育てに必要な施設環境に対する課題】

- 良好な保育環境に向けた適正管理の徹底
- 少子化を見据えた施設数の確保と質の向上
- 保育士の確保
- 放課後児童クラブ利用者の増加によるスペースと支援員の確保
- 未就園児でも利用できる開放的な保育環境の拡充
- 子どもの病気時等における臨機応変な対応の充実



【良好な成育環境に対する課題】

- 子どもの貧困を解消する相談・支援体制の充実
- 子どもの異変をいち早く察知する体制の構築
- 引きこもり・不登校対策の強化
- 子どもの安全な居場所の確保
- 子どもを虐待から守る体制の強化

第3章 計画の基本的な考え方

1 子育てに関するそれぞれの役割

●家庭の役割（自助）

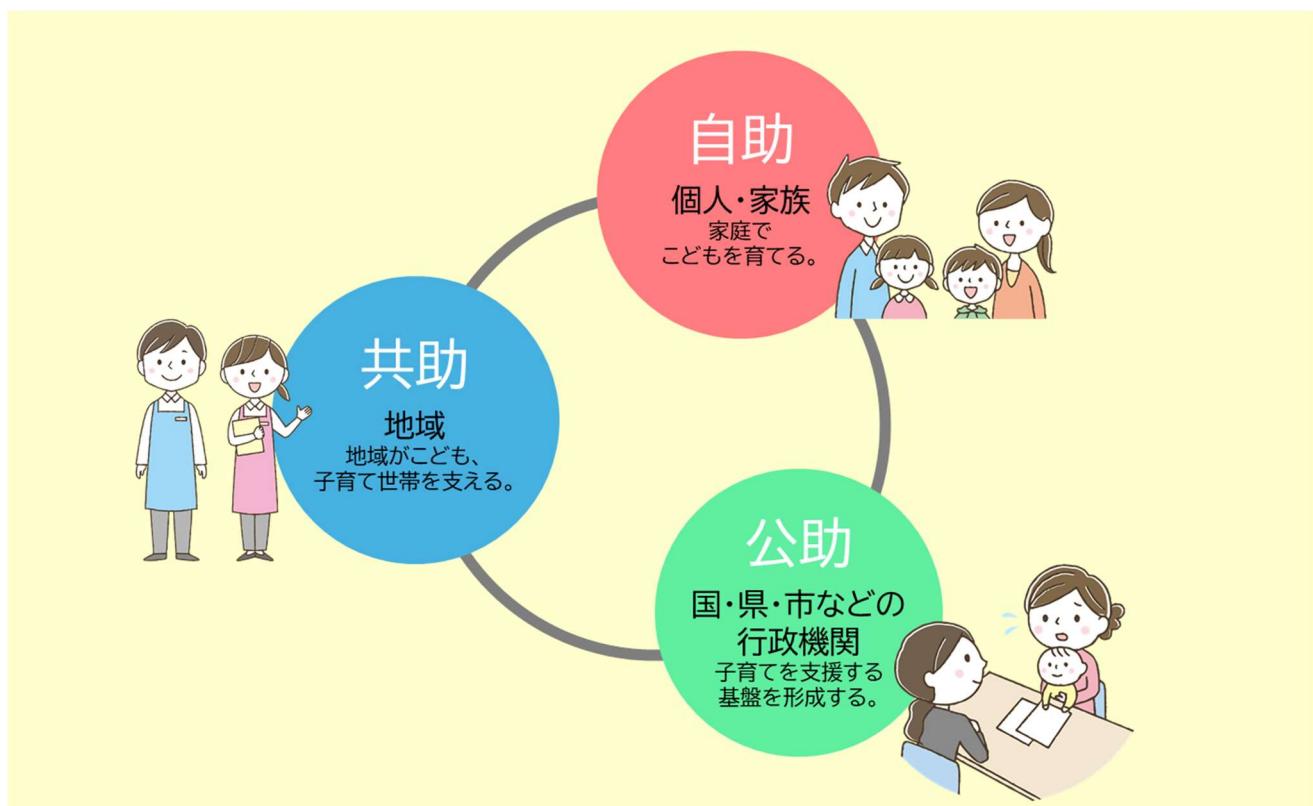
基本的な生活習慣や生活能力、人に対する思いやり、社会の一員としての規範意識、自立心や自制心等の社会で生きるための基本的な力を育みます。

●地域の役割（共助）

子どもの保護者のみならず、地域に住む全ての人々が子どもを支え見守ることで、子育て不安の軽減や健全育成につなげます。

●行政の役割（公助）

子育てを支援する基盤を形成するため、関係機関との連携を図りながら、子育て支援活動の企画・調整を行います。



2 基本理念

第2期子ども・子育て支援事業計画では、「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」の基本理念の下、若い世代が結婚や子育てに対して抱く希望が叶えられるよう地域全体で応援する意識を醸成するとともに、子育て支援を切れ目なく提供していく体制の充実を図ることで、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて取り組んできました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送れる社会の実現を目指しており、家庭における子育て（自助）を基本としながらも、地域に住むすべての人々がこどもや子育て世帯を支え見守ること（共助）、行政において子育て支援活動の企画・調整を行っていくこと（公助）が求められます。

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、多様化・複雑化する社会の中で子育てをしていくためには、自助・共助・公助という考え方の下、様々な主体が相互に支え合う社会の実現が必要であることから、基本理念を次のとおり掲げます。

こどもの健やかな成長を 地域全体で支え合うまち



3 基本目標

基本理念に基づき、本市が抱えるこども・若者を取り巻く課題を解決するため、以下の基本目標を設定し、総合的な子ども・子育て支援施策等を推進するとともに、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、福祉・教育・医療は、全国どこでも同じ行政サービスを受けられることが必要であると考えていますので、国によるマクロ政策において実施されるよう国への要望を継続していきます。

基本目標 1

若者の結婚・出産の希望を叶える

- ・若者や適齢世代の結婚に対する意識を啓発するとともに、結婚を望む方の希望を叶えられるよう、婚活・経済的基盤の安定に向けた支援の充実を図ります。
- ・こどもを望む家庭が子育てに対して抱く希望を叶えられるよう、妊活・妊娠支援の充実を図ります。

基本目標 2

誰もが幸せを実感できる子育てを応援する

- ・すべての子どもの健やかな成長のため、切れ目のない支援を提供できるよう、子育て支援施策を推進します。
- ・自助・共助・公助の考え方を大切にしながら、社会全体で子育てを進めていく気運の醸成を図ります。
- ・仕事・生活の両立を実現するための環境づくりを推進します。

基本目標 3

多様なニーズに対応できる子育て施設環境を創る

- ・保護者の就労形態・多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図ります。事業の推進にあたっては、教育・保育サービスの「必要量を確保する」とともに、誰もが使いやすく満足いくものとなるように「質の向上」にも取り組みます。
- ・安心して子育てができるよう、施設の整備を推進していきます。

基本目標 4

子どもの安全かつ健全な成長を支える

- ・すべての子どもの人権が尊重され、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とするこどもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。
- ・こどもが地域で安心して生活できるよう、子どもの居場所づくりを推進します。
- ・こども・若者の権利について市民の理解を深め、意見等を施策や支援に反映するために、意見を聞く場の確保を推進します。

4 計画の体系

本計画の体系を次表のとおり整理します。「子ども・子育て支援施策」は第4章（P26～）で、「幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制」は第5章（P45～）で詳しく説明します。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、目指すべき姿にどれだけ近づくことができたかを評価するため、基本施策ごとに成果指標と目標値を設定しました。

また、基本施策ごとの成果指標とは別に、ニーズ調査における子育て環境・支援の満足度を「計画指標」として以下のとおり設定しています。

市民ニーズ調査による子育て環境や支援への市民満足度は、「満足度が高い(2.0%)」、「満足している(5.5%)」と「ちょうど良い(34.1%)」を合わせて41.6%。「不満(10.4%)」と「満足度が低い(45.5%)」を合わせると55%を超える結果となりました。

これは、本市の子育て世帯が、より良い支援・充実したサービスを求めている表れであり、今後、市民ニーズに合った事業を展開し、期待に応えられるよう内容の見直しに取り組む必要があります。

計画指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
子育て環境・支援の満足度が「満足度が高い」、「満足している」、「ちょうど良い」を選択した人の割合 ※1	41.6% ※2	60%

第4章の数値目標における注釈は以下のとおり

※1：P20の市民ニーズ調査の結果

※2：現状値はR5のデータ

※3：P20の小中学生アンケートの結果



施策に関する指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
とちぎ結婚支援センター登録者数(年度末)	25人 ※2	35人
出生数	57人 ※2	100人
産後ケア利用者数	3人 ※2	20人
1歳6か月児健診受診率	95.6% ※2	100%
3歳児健診受診率	96.7% ※2	100%
乳幼児全戸訪問実施率	100% ※2	100%

1 結婚や子どもを持つことへの支援

【現状と課題】

- 若者のライフスタイルや価値観が変化しているため、出会いの機会が少ない若者が増えています。個人の考えを尊重しつつ、結婚を希望する若者に対し出会いの場を提供することが少子化対策において重要となっています。
- 県が実施した意識調査等の結果では、結婚にあたって期待する行政の支援策としては、年齢・性別によらず「経済対策による収入の増加」、「職場環境の充実など、企業などへの働きかけ」が上位となっています。
- 未婚率は男女問わず上昇傾向にあり、男女問わず20代後半から30代前半の上昇及び女性の30代後半の上昇が顕著であり、晩婚化または結婚を選択しない方が増えています。

【今後の方向性】

- ◇ とちぎ結婚支援センターやとちぎ未来クラブ等の活用を促すことで、出会いの機会を創出し、若者の結婚を支援します。
- ◇ 新婚世帯の新生活を開始するための費用の一部を助成することで、結婚にあたっての経済的な負担を軽減するとともに、本市への定住を促進します。

- ◇ 学生・若者の経済基盤の安定を目指し、市内企業への就職を促進します。
- ◇ 若者や適齢世代が、結婚への意識を見つめ直す機会の提供や、気運が高まるよう啓発を行います。
- ◇ こどもが結婚や子育てに対し希望が持てるような積極的な情報発信や事業を展開することで、将来、結婚や子育てを前向きに考えられる気運を醸成します。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
若者交流事業	とちぎ結婚支援センターへの入会に要する経費を補助し、結婚を希望する独身者の結婚支援を図る事業を実施する	こども課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う費用を支援（家賃、引越費用等を補助）し、結婚の後押しと円滑な結婚生活を支援する事業を実施する（補助対象要件あり）	まちづくり課
思春期体験事業	小・中学生を対象に、学校と連携し正しい知識普及のため思春期教室を実施し、命の大切さの理解や、妊娠に関する正しい知識の習得を図る事業を実施する	こども課
赤ちゃんふれあい体験事業	乳幼児やその保護者とのふれあい、交流を通じて、命や家庭の大切さ等を学び、将来、家庭やこどもを持つことについてイメージする機会を創出する事業を実施する	こども課
合同就職説明会・面接会	市内企業の雇用の充足及び求職者の就職促進を図る	商工観光課
企業の魅力発信事業	企業の経営者や社員のインタビューを動画と記事で発信し、「生の声」を学生・若者に届けることで、地元に愛着をもつききっかけや、将来を地元で過ごすことを考えるきっかけを提供し市内企業への就職を促す事業を実施する	商工観光課
住宅取得奨励金	市民の定着及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市内に定住を目的として住宅を取得した50歳未満の方に対して最大50万円の奨励金を交付する	都市建設課
移住ファミリー家賃補助金	市内の民間賃貸住宅等に転入した若者夫婦世帯又はひとり親世帯の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活応援のため、家賃を一部補助する	まちづくり課

2 妊活・妊娠から出産までの支援の充実

【現状と課題】

- 出生数は、年々減少しており、令和5年は57人と過去最少でした。
- 精神的なケアの必要な妊婦や若年、高齢等のハイリスク妊婦が増加しており、妊娠期における心身のケアの重要性が高まっています。
- 状況が切迫しているケースを早期に把握し、適切な支援につなげるためには、産科医療機関等の関係機関との連携をより強化していく必要があります。

【今後の方向性】

- ◇ 経済面での不安を軽減し、安心して妊娠、出産できるよう、不妊治療や出産準備、健診等にかかる費用の助成等の経済的支援を行います。
- ◇ 妊娠中の不安解消のため、ICT技術等も活用しながら、こどもや家庭に寄り添った相談受付体制の構築を図ります。
- ◇ 妊娠中の不安解消のため、市民が気兼ねなく相談ができる体制を整備するとともに、市こども家庭センターの周知・利用啓発に努めます。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
不妊等治療費助成	保険適用・適用外の不妊等治療を受けた夫婦に治療費の一部を助成し、不妊等治療にかかる経済的負担の軽減を図る	こども課
妊産婦一般健康診査受診票の交付	産前・産後の健康診査受診票を交付して受診費用の一部を助成し、妊産婦健康診査にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、安全な出産を支援する	こども課
妊産婦医療費助成	母子健康手帳の交付を受けた方が保険適用の診療等を受けた場合に医療費の一部を助成し、妊産婦の医療にかかる経済的負担の軽減を図る	こども課
妊婦・産婦ママサロン	活動をとおして妊産婦の情報交換や交流機会を提供し、心身のリフレッシュや不安解消を図る	こども課
南那須地区 マタニティ・サポート119	希望する妊婦は、出産予定日や母体の状況等を事前に登録し、救急搬送が必要な場合に119番通報で迅速な対応を可能にすることで、妊婦の不安解消を図り、安全な出産を支援する	南那須地区 広域行政 事務組合
こども家庭センター	すべてのこどもとその家庭、妊婦に対して、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を包括的に行う	こども課
妊婦の相談受付体制の充実	妊娠中の不安解消のため、ICT技術等も活用しながら、こどもや家庭に寄り添った相談受付体制の構築を図る	こども課

3 産後支援の充実

【現状と課題】

- 安心して出産・子育てができるよう、妊産婦・乳幼児の健康診査、家庭訪問や産前・産後サポート、産後ケア等の母子保健サービスの充実が必要です。
- 出産や育児の不安やストレスを和らげると同時に、子どもの健康に関する必要な知識を一層浸透させ、母子ともに健康を保ち、安心して子育てができるよう支援の充実が必要です。

【今後の方向性】

- ◇ すべての子どもが健やかに成長できるよう、健康診査や保健指導等の充実を図ります。
- ◇ 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう、産後ケアの利用促進・実施体制の充実を図ります。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
妊産婦一般健康診査受診票の交付（再掲）	産前・産後の健康診査受診票を交付して受診費用の一部を助成し、妊産婦健康診査にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、安全な出産を支援する	こども課
妊産婦医療費助成（再掲）	母子健康手帳の交付を受けた方が保険適用の診療等を受けた場合に医療費の一部を助成し、妊産婦の医療にかかる経済的負担の軽減を図る	こども課
妊婦・産婦ママサロン（再掲）	活動をとおして妊産婦の情報交換や交流機会を提供し、心身のリフレッシュや不安解消を図る	こども課
産後ケア事業	産科医療機関で育児相談・指導等を提供することで、育児不安の解消や出産後の母子の生活リズムと心身の安定を図る事業を実施する	こども課
養育医療費助成	生まれてすぐの子どもが、高度な医療を受けた場合に医療費の一部を助成し経済的な負担を軽減する	こども課
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査費用を一部助成し、先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育等の促進を図る事業を実施する	こども課
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	子どもが生まれた家庭に保健師等が訪問し、産婦と乳児の健康状態の確認と発育・発達の相談や予防接種・乳幼児健診等の助言を行う事業を実施する	こども課
乳幼児健診・相談	子どもの月齢に合わせて発育の健康診査や発達相談を実施し、疾病の早期発見・発育発達の確認と保健指導を行い、必要に応じて継続的な支援につなげる	こども課

基本目標 2 誰もが幸せを実感できる子育てを応援する



施策に関する指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
小・中学生が「とても幸せ」、「どちらかといえば幸せ」を選択した割合 ※3	95.5%	100%
小・中学生の保護者が、「とても幸せ」、「どちらかといえば幸せ」を選択した割合 ※3	91.7%	100%
子育て支援アプリ(母子モ)におけるこども(未就学児)の登録率	43.5%	60%
子育てを主に行っている人が「父母ともに」の割合 ※1	54.5% ※2	65%

1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

- 「世帯類型による世帯数の推移」から核家族化の進行や、ひとり親家庭が増加していることがわかります。周囲に頼れる人がおらず、不安やストレスを抱える子育て世帯が増加していることから、より一層、家庭外からの支援や相談窓口の充実が求められています。
- 子育て中の保護者の不安を解消するため、子育て世帯が地域とのつながりを保つための機会や情報を的確な媒体や手法で発信する必要があります。

【今後の方向性】

- ◇ 地域全体が協力して子育てしやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活発化を促し、すべての家庭が安心して子育てできる相互支援の意識を醸成します。
- ◇ 子育て世帯が孤立することなく、子育ての当事者同士が地域で出会い、交流し、ゆとりを持って子育てを楽しむことができるよう地域全体でサポートします。
- ◇ 実施する事業等を広く市民に周知できるよう、かつ、より多くの参加者が集まるよう積極的な周知活動を行います。
- ◇ オンライン申請の実現等により、子育て支援制度の利用率向上を目指します。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
子育て応援ブック発行	本市の子育て支援サービス一覧を冊子にして配付し、各手当や医療費助成等のサービスの周知を図る	こども課
子育てに関する情報発信強化	子育てアプリや各種媒体を活用し、子育て世帯が求める情報の効果的な発信に努める	こども課
地域子育て支援拠点事業	親子が自由に遊び、交流し、子育てについて学び合える場所を常時提供し、保護者の孤立や負担感の解消を図るとともに、地域で子育て世帯を支える体制を構築する事業を実施する	こども課
保育園等における子育て支援事業	子育て中の親同士の交流や子育てに関する学びの場を定期的に提供し、保護者の孤立や負担感の解消を図る事業を実施する	こども課
子育て支援学級活動事業	家庭教育オピニオンリーダーによる、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談など未就園児親子参加型で行う子育て支援事業を実施する	生涯学習課
デマンド交通	乗り合いで希望の場所から目的地まで移動できる、市内を運行する公共交通サービスであり、こどものみでの利用も可能	まちづくり課
地域学校協働推進事業	地域と学校が連携・協働して、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える取り組みを推進する事業を実施する	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター	こどもの預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との連絡・調整を行い、相互援助活動を推進する	こども課
スクールガードリーダー	児童・生徒の登下校の見守りや通学路の巡回及び危険箇所の把握等、安全確保のための地域ぐるみでの見守りを推進する	学校教育課
子ども見守り隊	地域のボランティアによる見守りを実施し、登下校時の安全確保を図る	学校教育課

2 子育て世帯への支援強化

【現状と課題】

- 必要な支援を必要な人に届けるため、SNS の活用等、発信方法を工夫して結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージに合わせた、効果的な情報発信が必要です。
- 市では、18歳年度末までの医療費を無償とすることも医療費助成事業の実施のほか、なすから赤ちゃん応援券の交付等、子育てに係る経済的負担の軽減策に取り組んでいます。
- ニーズ調査では、市の子育て環境や支援の満足度について、「不満」、「満足度が低い」と回答した方は、経済的支援についての意見が多くありました。

【今後の方向性】

- ◇ こどもとその家庭にとって、必要な情報を適切に提供できるよう情報発信の強化に努めます。
- ◇ より多くの子育て世帯を支援するために、こども家庭センターの周知及び支援の充実を図ります。
- ◇ こどもやその保護者が、各手当や医療費助成等のサービスを、公平かつ簡便に受けることができる窓口体制を整えます。
- ◇ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、事業の改善・新規事業の検討に努めます。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
こども家庭センター (再掲)	すべてのこどもとその家庭、妊婦に対して、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を包括的に行う	こども課
子育てに関する情報発信強化（再掲）	子育てアプリや各種媒体を活用し、子育て世帯が求める情報の効果的な発信に努める	こども課
なすから赤ちゃん応援券事業	市内協力店舗でおむつやミルク等を購入できる券を交付し、出産した世帯の経済的負担の軽減を図る事業を実施する	こども課
予防接種費用助成	こどもが受ける予防接種費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの感染症予防や重症化を抑制する	こども課
離乳食相談・こども食生活相談・食育教室	個別相談や教室により、食に関する不安や悩みを解消し、こどもの健やかな成長発達を支援する	こども課
歯科指導事業	こどもの虫歯予防のため、歯に関する相談や指導する事業を実施する	こども課
小児生活習慣病予防事業	血圧・血糖・脂質・肥満度等の改善を目的に、こどもと保護者に個別相談や改善指導を実施し、こどもとその家族の生活習慣病の予防を図る事業を実施する	こども課
こども医療費助成事業	18歳年度末までのこどもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業を実施する	こども課
股関節脱臼検診費用助成事業	股関節脱臼検診に係る費用の一部を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで検査を促し、先天性股関節脱臼等の早期発見につなげる	こども課
幼児教育・保育の無償化制度	教育・保育施設を利用する3歳児からのこどもが、安心して質の高い幼児教育を受けるため、利用料の無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図る（詳細はP50に記載）	こども課
第2子以降保育料等免除制度	第2子以降のこどもが教育・保育施設を利用する場合に、保育料等を免除し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る ・第2子（0～2歳児）…保育料免除 ・第3子以降（0～5歳児）…保育料または副食費免除	こども課
住宅取得奨励金（再掲）	市民の定着及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市内に定住を目的として住宅を取得した50歳未満の方に対して最大50万円の奨励金を交付する	都市建設課

移住ファミリー家賃補助金 (再掲)	市内の民間賃貸住宅等に転入した若者夫婦世帯又はひとり親世帯の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活応援のため、家賃を一部補助する	まちづくり課
----------------------	---	--------

3 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

【現状と課題】

- 父親が妊娠、出産、子育てを自分事として捉えるためにも、産前から父親に対するアプローチを検討する必要があります。
- 子育てをすることは社会そのものを育てる事にもつながります。地域をはじめ、企業、行政といった社会全体での積極的な子育て世帯の見守りと支援が重要であり、職場において、育児休業制度の積極的な取得等、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要となっています。
- 総務省の労働力調査から、共働き世帯が増加傾向にあることがわかります。また、女性のフルタイム就労について、アンケート調査の結果を比較すると、平成30年度は44.3%、令和5年度は49.7%と増加していることから、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが求められています。

【今後の方向性】

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て中の母親・父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるよう市民、市内企業等の意識の啓発を図ります。
- ◇ 子育て世帯の就労への意欲や希望を叶えるため、相談体制の充実を図ります。
- ◇ 保育サービスや放課後児童クラブ等の子どもの預かり等をとおして、仕事と子育ての両立を支援する取り組みを推進します。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
母子父子自立支援員の設置	家庭の経済的自立のために、母子父子自立支援員を配置し、相談先の専門機関等につなぐ	こども課
とも家事・とも育児の普及啓発	家族の一人が家事・育児をするのではなく、みんなでシェアすることで、男女の活躍を促進する	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女がともに働きやすい職場環境の実施に取り組む市内企業を市が認定・周知することにより、市全体でワーク・ライフ・バランスを推し進めることの醸成を図る	商工観光課 総務課
男女共同参画計画推進・啓発事業	女性が活躍できる地域づくりのため、男女がともに家庭や子育てに責任を担い、お互いを思いやる意識の醸成を目的に事業及び啓発活動を実施する	生涯学習課

病児・病後児保育事業	児童が病気の際に、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業を実施する	こども課
放課後児童クラブ	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る	こども課

基本目標 3 多様なニーズに対応できる子育て施設環境を創る



施策に関する指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
保育所等待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブ 待機児童数	0人	0人
こども誰でも通園制度 実施施設数	0箇所	4箇所
施設間連携強化取組 事業の実施回数	5回	10回

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

【現状と課題】

- 施設に対して指導監査を実施し、適正に運営できるよう支援しています。
- 保護者が安心してこどもを預けられる安定した保育サービスの提供や、さらなる保育サービスの拡充に取り組むためには、保育士等を確保することが必要不可欠です。
- こどもの健やかな成長を支える「質の高い教育・保育」を提供するためには、こどもの主体性を育てる保育の実践を基盤に、的確な個の理解、援助や環境構成の工夫、さらには、配慮を必要とするこどもへの対応方法、安全教育等あらゆる面で保育士等が知識や技術の向上に努め、ノウハウの構築や共通理解を図る必要があります。

【今後の方向性】

- ◇ 教育・保育施設への支援及び指導の継続に合わせて、施設間の連携強化を図ります。
- ◇ 保育士の確保に向けて対策を講じるとともに、保育の質向上のために保育士等の人材育成に努めます。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
特定教育保育施設・認可外保育施設等指導監査	教育・保育施設等の適正な運営、教育・保育の質の確保及び委託費等の適正化を図ることを目的に、指導監査を実施する	こども課
認可保育所・認定こども園と小学校との連携事業	子どもの発達過程や健康状態等を、小学校と認可保育所・認定こども園とがともに子どもの発達を長期的視点で共有することを目的に事業を実施する	学校教育課
子育て支援員研修	保育や子育て支援分野の事業所等に従事するために必要な知識・技能等を修得し、「子育て支援員」の認定を受けるための研修費を支援する	こども課
保育士等の人材確保	保育士等の人材確保のため、保育士等の待遇改善とその待遇改善に対して支援する	こども課
保育相談	保育所等への入所や在園中の相談に隨時応じる	こども課
幼児教育・保育の無償化制度（再掲）	教育・保育施設を利用する3歳児からのお子様が、安心して質の高い幼児教育を受けるため、利用料の無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図る（詳細はP50に記載）	こども課
第2子以降保育料等免除制度（再掲）	第2子以降のお子様が教育・保育施設を利用する場合に、保育料等を免除し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る ・第2子（0～2歳児）…保育料免除 ・第3子以降（0～5歳児）…保育料または副食費免除	こども課

2 乳幼児から就学児まで安心して預けられる環境整備

【現状と課題】

- 「こども誰でも通園制度」の積極的実施等、多様化する保育ニーズに対応できるよう支援体制の整備を進めています。
- 女性の社会進出が進んだこと等による共働き世帯の増加や、核家族化の進行による子育て支援者のいない家庭の増加等といった社会環境の変化により、乳幼児教育・保育サービスに対するニーズが高まるとともに、それぞれの家庭に合った多様なサービスを提供できる子育て支援体制の整備が求められています。
- 各小学校内で実施している放課後児童クラブの利用増加による実施場所・支援員の確保が必要です。
- 保護者が安心してこどもを預けるためには、安全安心な施設環境の整備が必要不可欠であるとともに、利用者の快適性・利便性を向上させる必要があります。本市では、洪水浸水想定区域に立地する「にこにこ保育園」と大規模改修が必要な時期である「つくし幼稚園」を統合し、新たに認定こども園「なすからこども園」を令和7年4月に開園します。

【今後の方向性】

- ◇ 保護者の就労形態が多様化していく中で、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様なニーズに応じることができる体制の整備を行います。
- ◇ 保育施設利用における医療的ケア児の受入体制構築に向けて検討を行います。
- ◇ 放課後児童クラブの学校施設を有効活用した提供体制の確保と、効率的な運営体制の整備に努めます。
- ◇ なすからこども園の計画的な維持管理による長寿命化や快適性・利便性の向上を図ります。
- ◇ 私立園への大規模改修等事業を計画的に補助することにより、長寿命化を図ります。
- ◇ 保育所の入所申請をはじめとした各種申請の簡素化に向けた調査・研究を進めていきます。
- ◇ 保護者、保育現場のニーズを吸い上げ、ICT機器等の活用により利便性の向上、安全確保、保育現場の負担軽減を図ります。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保育需要に対応するため、認可保育所・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を提供する	こども課
医療的ケア児支援体制整備事業	医療的ケアを必要とする子どもが、教育・保育等の様々な機会で適切な支援を受けられるよう、保育・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、支援体制を整備するため協議・検討する	こども課
病児・病後児保育事業 (再掲)	児童が病気の際に、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業を実施する	こども課
ファミリー・サポート・センター (再掲)	子どもの預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との連絡・調整を行い、相互援助活動を推進する	こども課
放課後児童クラブ (再掲)	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る	こども課
こども誰でも通園制度	保護者の就労要件等を問わず、子どもを保育所等の施設に通わせることができる制度の導入に向けて、検討・実施に取り組んでいく	こども課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合の保育需要に対応するため、児童養護施設等で養育を行う	こども課
認定こども園施設整備事業	計画的な維持管理による長寿命化を図りつつ、必要に応じて空調、防犯対策設備、防災対策設備、遊具、園庭、駐車場等の整備を行う	こども課
就学前教育・保育施設整備事業	保育所等において、一定年数を経過して安全安心な保育の提供が困難となる施設や設備の大規模改修等や防犯対策強化等を行う保育所等に対し、費用の一部を補助し、子どもを安心して育てるこどもの体制整備を推進する	こども課

3 子育て世代にやさしい安全安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

- 子どもの保護者は、屋内で体を動かせる施設や公園など屋外で自由に遊べる施設を求めています。
- 国内各地において子どもが被害者になる痛ましい事件、事故が発生していることからも、社会全体で子どもを犯罪や事故から守っていくためには、地域における防犯活動、交通安全活動の活性化を図る必要があります。
- 子育て世帯の集いの場として設置されたこども館は、利用者の減少、老朽化により令和7年3月をもって休館となることから、なすからこども園内の子育て支援センターに事業統合のうえ暫定的な運用を行います。

【今後の方向性】

- ◇ 子育て世代が使いやすい・外出しやすいような公園等の整備に努めます。
- ◇ 恒久的な子育て支援施設の整備を進めます。
- ◇ 繼続的に通学路の安全を確保するために、関係機関が連携し、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を図ります。
- ◇ こどもとその保護者が立ち寄りやすい・利用しやすい公共施設となるように機能の改善に取り組みます。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
子育て世帯が使いやすい公園等の整備	子育て世帯が使いやすいように、清水川せせらぎ公園等の整備の推進に取り組む	都市建設課
通学路の安全確保	関係機関が連携体制を構築し、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図る	学校教育課
公共施設における子育て支援機能、子育てスペースの確保	子育て世帯が外出しやすいように、公共施設における子育て相談室や親子の交流の場等、子育て支援スペースを確保する	総合政策課 総務課 こども課
子育て支援施設の整備	こども館の暫定運用の状況を踏まえ、公共施設の統廃合及び再編・再配置等に関する議論を重ね、恒久的な子育て支援施設の整備を進める	こども課
スクールガードリーダー（再掲）	児童・生徒の登下校の見守りや通学路の巡視及び危険箇所の把握等、安全確保のための地域ぐるみでの見守りを推進する	学校教育課
子ども見守り隊（再掲）	地域のボランティアによる見守りを実施し、登下校時の安全確保を図る	学校教育課
こども110番の家	緊急時に児童・生徒が身を守るために避難場所を確保するための取り組み	学校教育課

基本目標 4 こどもの安全かつ健全な成長を支える



施策に関する指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
小・中学生の保護者が経済的な状況について「大変ゆとりがある」、「ゆとりがある」、「ふつう」を選択した割合 ※3	58.7%	75%
虐待再発率	24% ※2	20%
こども食堂・地域食堂等の居場所を提供する団体数	1団体	2団体

1 こどもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- こどもの貧困の現状は見えにくいと言われています。保護者やこども自身が貧困状態であると自覚がなかったり、援助を受けることにためらいを感じたりすること等から、相談窓口の周知や、関係機関の連携が必要です。
- 厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は令和 3 年で 11.5% となっています。18 歳未満の子どもの約 8 人に 1 人が経済的に困難な状況にあり、子どもの貧困は社会全体として取り組むべき喫緊の課題となっています。
- 子どもの貧困の背景のひとつとして、ひとり親家庭において、相対的貧困率の高さが挙げられます。ひとり親家庭の子どもの心身の健やかな育成を図るため、就業支援、子育て用品リユース事業等のさらなる推進が必要です。

【今後の方向性】

- ◇ 妊娠期から子どもの社会的自立まで、困難を抱える家庭に目を向け、切れ目のない支援の手を差し伸べられるよう早期発見に努めます。
- ◇ 貧困の状態にある子どもとその家庭が、社会的に孤立することがないよう、関係機関や支援団体が連携し、相談・支援の充実を図ります。
- ◇ 経済的に困窮する家庭の安定した生活基盤構築に資するため、保護者の就労や仕事と子育ての両立等に向けた支援を実施します。併せて、安心して仕事を継続できるよう、保育等の環境整備を図ります。

- ◇ 教育・保育に必要な教材や日常生活での必需品等のリサイクル事業の実施を検討します。
- ◇ 子育て世帯の経済的負担の軽減及び生活応援を目的として、住宅支援策を実施し、安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを推進します。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭において、健康保険適用の診療等を受けた場合に、医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る	こども課
児童扶養手当	18歳年度末までのこどもを養育する保護者に手当を給付し、ひとり親家庭の生活安定や自立促進を図る	こども課
放課後児童クラブ事業 利用料減免制度	生活保護法の適用を受ける家庭やひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を減免し、経済的負担の軽減を図る	こども課
ひとり親家庭就労相談・支援	母子父子自立支援員を配置し、就労や養育費等の生活全般に関する相談を受けたり、情報を提供したりと、自立支援に向けて支援する	こども課
ひとり親家庭自立支援 給付金事業	ひとり親家庭の保護者が就労に有利な資格を取得するための養成学校や各種講座等の修学を推進するため、給付金を支給する	こども課
子育て用品リユース事業	用途がなくなった乳幼児の衣類や子育て用品を収集し、ひとり親家庭や生活困窮の子育て世帯等に向けて配布する事業を実施する	こども課
就学援助制度	小・中学校に通う上で、経済的に困難を抱える家庭に対して、学用品費や給食費等を援助する	学校教育課
奨学金給付・貸付制度	高校や大学等に進学・在学するにあたり、経済的理由で修学困難な家庭のこどもに奨学金を給付する 母子父子自立支援員を配置し、栃木県や日本学生支援機構等が行う貸付に関する相談・手続きの支援を行う	学校教育課 こども課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮家庭が生活保護を受けることなく、早い段階で自立した生活を送れるよう、支援員が相談を受け、様々な問題に対応して支援につなげる事業を実施する	健康福祉課
フードバンク食材提供支援 体制構築	フードバンク実施団体と連携し、生活困窮家庭の経済的負担軽減を図るため、無償で食材を提供する体制を構築する	こども課

2 特別な配慮が必要なこども・若者・保護者の支援

【現状と課題】

- 児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、重大な児童虐待も顕在化・深刻化しているため、こどもへの虐待の早期発見と防止対策は、最も重要な課題の一つです。
- DV、貧困等の複雑な事情を抱えた妊産婦や育児に悩む保護者が増え、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待につながっていると考えられます。また、ヤングケアラーやひきこもり等の問題も顕在化してきており、子育て世帯が抱える課題は多様化・複雑化しています。

- 少子化が進む中、児童虐待、不登校、いじめ、自殺の増加、貧困による格差等、子どもたちを取り巻く社会問題は複雑化し、解決することが難しい問題が増えていることから、学校や地域における支援体制、子ども・若者が相談しやすい環境づくりが必要となっています。
- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、周囲の気づきと相談しやすい環境づくりが求められています。

【今後の方向性】

- ◇ 健康診査や児童発達相談をとおして、支援を必要とする子どもの早期発見に努め、適切な治療・療育等を提供します。
- ◇ 教育・保育機関、医療機関、警察、児童相談所等で構成する要保護児童対策地域協議会において、支援を要する子どもとその家庭への支援策の協議や関係機関が相互に情報を共有することで、虐待の早期発見や早期対応に努めます。また、関係機関との連携を密にすることで、虐待の早期発見につながるよう体制強化を図ります。
- ◇ 子どもとその家庭にとって、必要な支援が迅速に提供できるよう関係機関等との連携強化に努めます。また、必要な支援が複数に渡る場合には、重層的支援体制整備事業により関係課、関係機関との連携による支援を行います。
- ◇ 子どもとその保護者からの様々な相談や児童虐待・DV相談に対応するため、専門職として相談員を配置することで、相談につながりやすい環境づくりに努め、支援体制の充実を図ります。
- ◇ 妊婦や子どもとその保護者からの様々な相談に迅速に対応するため、また、要保護児童への切れ目のない支援を提供するため、子ども家庭センターの充実を図ります。
- ◇ ひきこもりの若者への支援については、被支援者が抱える課題が複雑化・複合化していることが多いことから、重層的支援体制整備事業による課題解決に取り組みます。
- ◇ 職員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加するなど研鑽に努めます。
- ◇ ヤングケアラー・不登校の子どもへの支援のため、学校等の関係機関との連携体制を構築します。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
重層的支援体制整備事業	介護、障がい、子ども、生活困窮等の各分野で実施している相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築し、被支援者の課題解決に取り組む	健康福祉課 子ども課 学校教育課 関係機関
育成医療費助成	身体に障がいがあり、疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められ、治療効果が期待できる子どもに対し、指定医療機関で受ける医療費を一部助成する	子ども課

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	身体障がい・知的障がい・精神疾患等を有する子どもに手帳を交付し、適切なサービスの利用を推進する	健康福祉課
精神通院医療費助成	精神障がい者の通院治療を促進するため、医療費を一部助成する	健康福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障がいを有する20歳未満の子どもを養育する保護者に手当を給付する事業を実施する	こども課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有し、常時介護を必要とする20歳未満の子どもに手当を給付する事業を実施する	こども課
日常生活用具給付	在宅の重度心身障がい者に対して、日常生活の便宜を図るために生活用具の給付を実施する	健康福祉課
補装具費用支給	身体障害者手帳を有する方に、身体の不自由な部分を助け、生活しやすくするための補装具の購入・修理費用を一部助成する	健康福祉課
障がい児通所給付	発達の遅れが心配な子どもや障がいがある子どもが療育のため支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を利用する場合の費用の一部を給付する	こども課
すこやか教育相談	こどもが健やかに成長することを手助けするため、保護者から子育て・学校・勉強・人間関係等の生活全般にわたる幅広い相談を受ける事業を実施する	学校教育課
教育支援センター レインボーハウス	こどもが様々な理由で学校に行けない場合、教育支援センターを利用することで、集団生活に適応する能力育成や自立を目指す援助・指導を行う事業を実施する	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得に応じて学用品費や学校給食費等を一部助成する	学校教育課
相談員の設置	子どもの養育相談や虐待防止等を支援する体制整備のため家庭相談員・女性相談支援員を配置する	こども課
訪問支援等の充実	乳幼児健診の未受診者や未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭への訪問等により、子どもの安全確認を行うほか、児童虐待の早期発見や虐待防止啓発を図るための取り組み	こども課
養育支援訪問事業	育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者の家庭を訪問し、育児相談や支援を行う事業を実施する	こども課
要保護児童対策 地域協議会	要保護児童等へ適切な支援を行うことを目的に、行政・教育・保健・医療・警察等の関係機関で構成する組織で、情報交換と共有を図り、ケースに応じた支援策の協議を行う法定協議会を設置する	こども課
虐待防止啓発活動	「体罰によらない子育ての推進」や「児童虐待・DV防止」等の理解を深め、予防や早期発見につなげるため、市広報やリーフレット、ポスター等を活用し、市民への啓発活動を行う	こども課

こども家庭センター (再掲)	すべてのこどもとその家庭、妊婦に対して、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を包括的に行う	こども課
不登校・ひきこもり支援	不登校やひきこもりについて保護者等からの相談に対して、学校や県の関係機関と連携し、必要な機関につなぎ支援することを目的とした事業を実施する	こども課 学校教育課
ヤングケアラーの支援	学校や地域等関係機関が連携し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもの早期発見と必要な支援につなげることを目的とした取り組み	こども課
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲)	保護者の疾病等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合の保育需要に対応するため、児童養護施設等で養育を行う	こども課
校内教育支援センター	不登校や学習困難等の児童・生徒に対して、学校への復帰や学びの定着を支援するための場所を設置する取り組み	学校教育課

3 こどもの居場所づくり

【現状と課題】

- 小学6年生・中学3年生へのアンケート調査から、こどもは、好きなものがあったり、好きなことができたりする場所、落ち着いてくつろげる場所、友達や親しい人と安心していられる場所を、居場所として求めています。
- こどもは、おしゃべりや勉強、読書など自由に過ごせる施設（場所）を求めていいます。

【今後の方向性】

- ◇ 交流・体験を通して、こどもが豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において、様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。
- ◇ 学校がない時間に、こどもが安心していられる場所について、地域関係機関・団体や企業との連携を図ります。

【実施事業】

事業名等	事業概要	主管課
読書活動の推進	読書活動推進のイベントを開催し、こどもが集まる場を提供する	生涯学習課
地域スポーツ体験教室	様々なスポーツを体験する機会を創出するため、種目ごとに教室を開催する事業を実施する	生涯学習課
B&G塾	夏休み中の子育てを支援する事業で、保護者が安心してこどもを預けられる居場所づくりのために、B&G海洋センター（市民プール）を活用した学習と体験活動を実施する	生涯学習課
なすからジオ教室	市のジオパーク観察・化石発掘等の野外活動から、大地や生物の歴史等の面白さを学習することを目的とした事業を実施する	生涯学習課

公民館講座	市民ボランティアを中心に様々な体験活動を通じてこどもたちの自主性や郷土愛の醸成を図る事業を実施する	生涯学習課
地域ふれあい活動	育成会、自治会、地域コミュニティ団体を対象に、地域で幅広い年代の人々が、様々な交流活動を行うことで、明るく住みよい地域づくりを実践する事業に補助金を交付する事業を実施する	生涯学習課
こども食堂・地域食堂	地域のこどもや大人の居場所となるよう、一緒に食事をして、遊んだり勉強したりする機会を設ける場について、実施団体の支援や、持続可能な仕組みづくりを検討する	こども課
放課後子ども教室	全ての小学生を対象として、安全安心なこどもの居場所を設け、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進する	生涯学習課
子育て支援施設の整備 (再掲)	こども館の暫定運用の状況を踏まえ、公共施設の統廃合及び再編・再配置等に関する議論の中で、恒久的な子育て支援施設を整備する	こども課
地域学校協働推進事業 (再掲)	地域と学校が連携・協働して、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える取り組みを推進する事業を実施する	生涯学習課

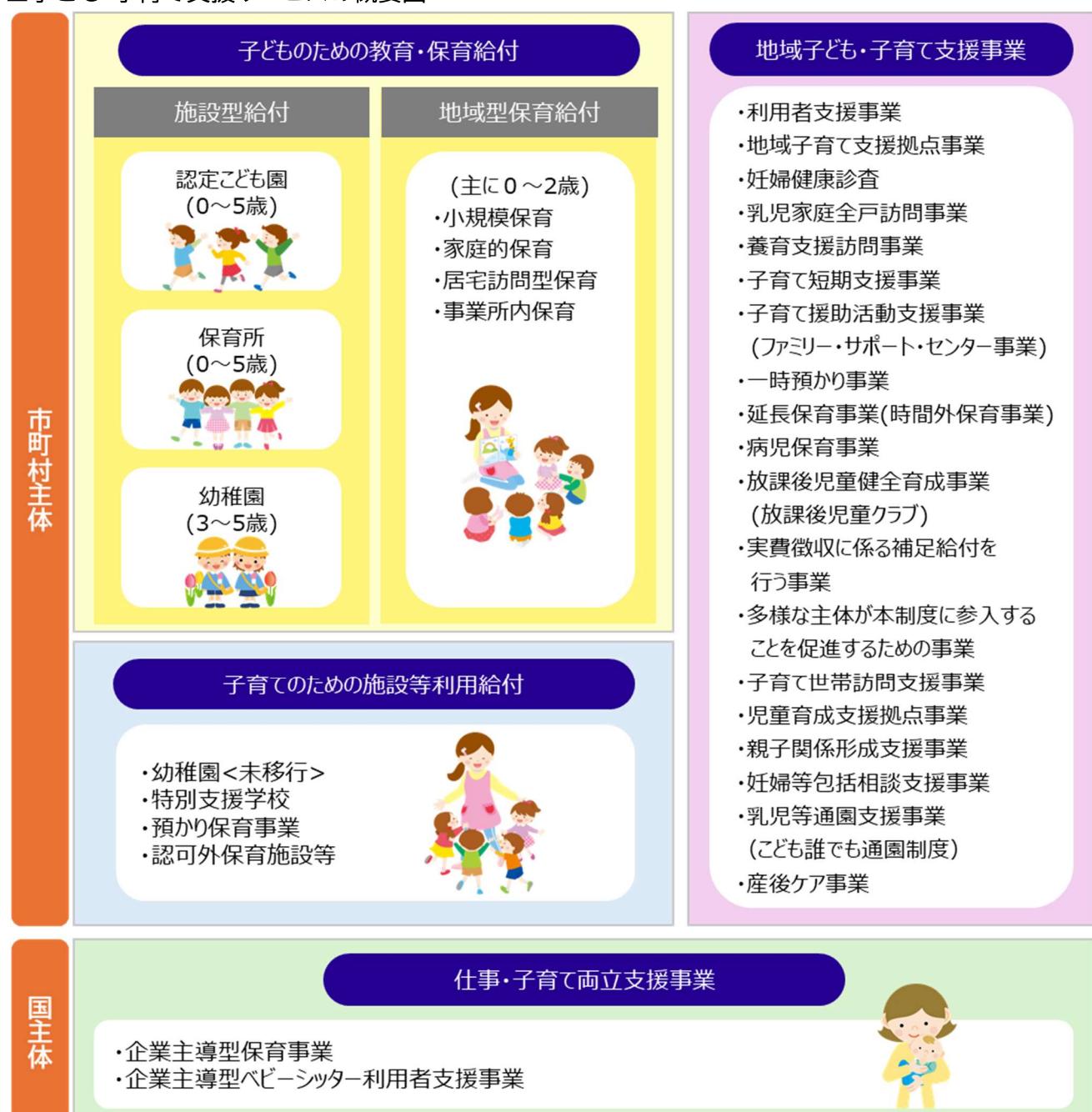
第5章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき作成する市町村子ども・子育て支援事業計画には、就学前児童の「教育・保育の事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」について提供区域ごとに「量の見込み」及び「確保の方策」等を記載することとされています。

本章では、これらの事業計画について示します。

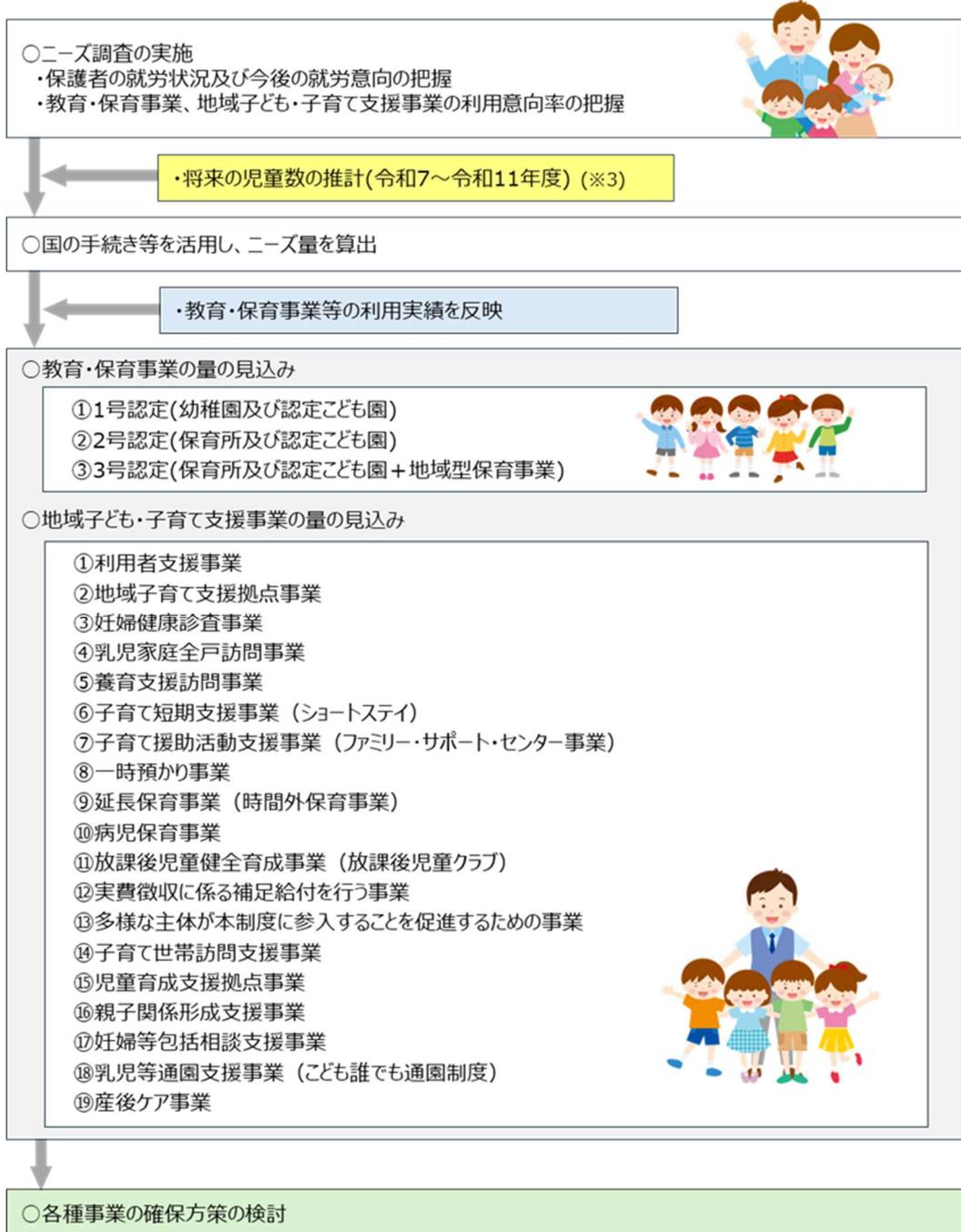
■子ども・子育て支援サービスの概要図



2 量の見込みと確保方策について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業については、計画年次ごとの量の見込み(※1)の算出とその量の見込みに応じた確保方策(※2)を、以下の手順を経て設定します。

■量の見込みと確保方策の設定

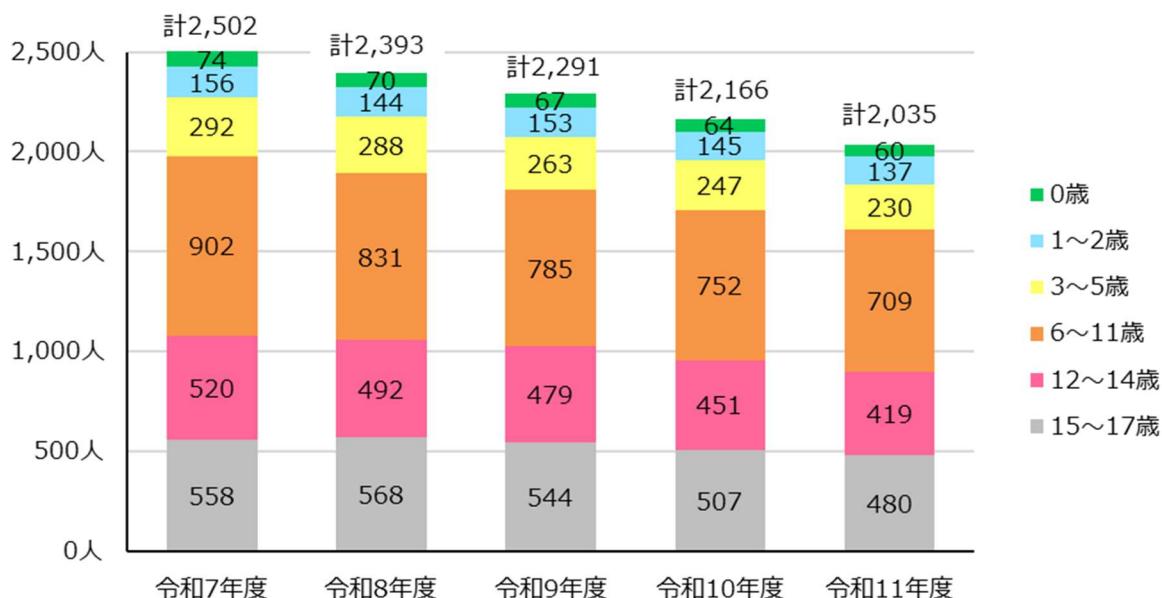


※1 量の見込み：令和6年3月に実施した市民ニーズ調査や、第2期子ども・子育て支援事業計画の実績等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※2 確保方策：量の見込みに対して、確保する量やその内容のこと。

※3 将来の児童数の推計：令和7～令和11年度までの本計画の対象となる推計児童数のこと。

■推計児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

本計画の対象となる推計児童数については、令和2年度から令和6年度までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（※）により、計画の最終年度である令和11年度までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢階層においても減少が予測され、令和7年度の2,502人が令和11年度には2,035人となり、467人の減少が見込まれます。

※コーホート変化率法：同じ期間に生まれた集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。

この区割は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

本市では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制に広域性を確保することを基本とし、市全体を1つの区域と設定します。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			提供区域
子どものための 教育・保育給付	1号認定	満3～5歳児	市全体を 1つの区域
	2号認定	満3～5歳児	
	3号認定	0歳児、1・2歳児	
	利用者支援事業（こども家庭センター型）	妊娠・乳幼児、こどもとその保護者	
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児・保護者	
	妊婦健康診査事業	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの 乳児がいる家庭	
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭	
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病やその他の理由 で、家庭での養育が一時的に困 難であるこども	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳児・小学1～6年生	
	一時預かり事業		
	・幼稚園における在園児対象の一時預かり	満3～5歳児	
	・その他の一時預かり	0～5歳児	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳児	
	病児保育事業	0～5歳児・小学1～6年生	
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1～6年生	
	子育て世帯訪問支援事業	保護者の養育を支援することが 必要と認められる家庭	
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭 や学校に居場所のないこども	
	親子関係形成支援事業	保護者の養育を支援することが 必要と認められる家庭	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等	
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6か月～満3歳未満 就労等要件不問	
	産後ケア事業	出産後1年未満の支援が 必要である母子	

4 那須烏山市の教育・保育事業

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

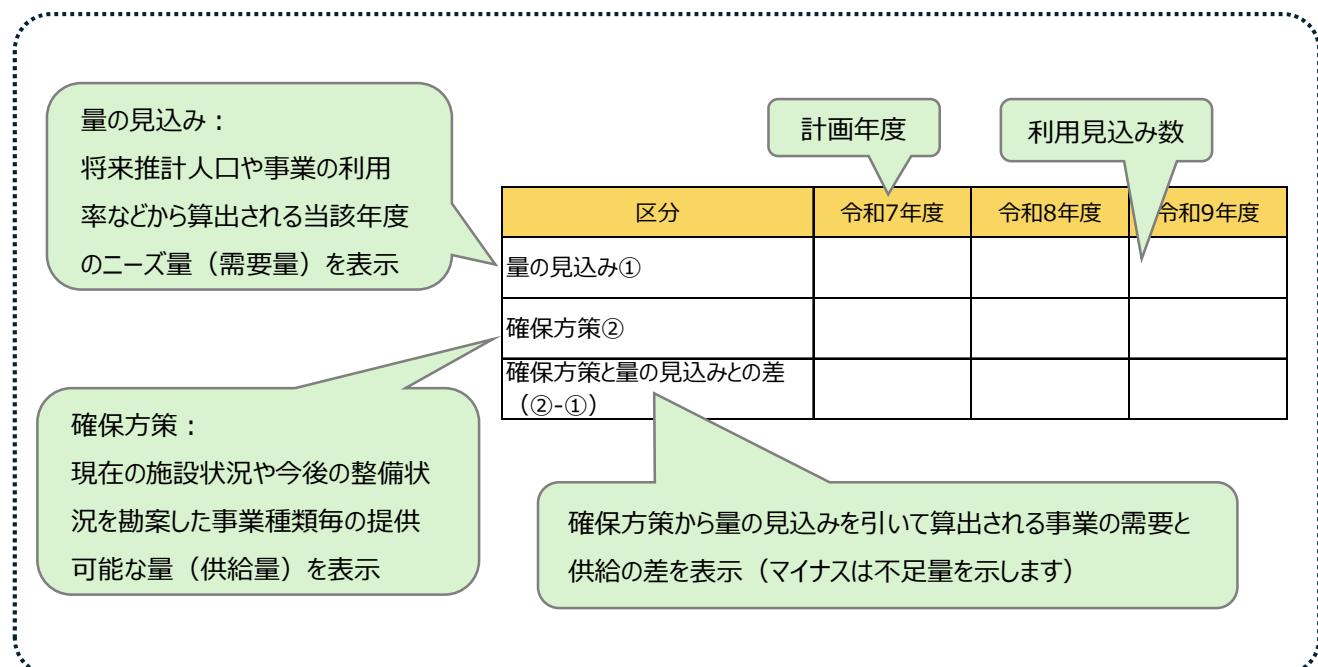
年齢による認定区分、利用できる主な施設及び事業は、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
3~5歳	なし	1号認定(教育標準時間認定) ※1日4時間程度の利用	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定(保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所・認定こども園
		2号認定(保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
0~2歳	あり	3号認定(保育標準時間認定)	保育所・認定こども園
		3号認定(保育短時間認定)	・地域型保育事業

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

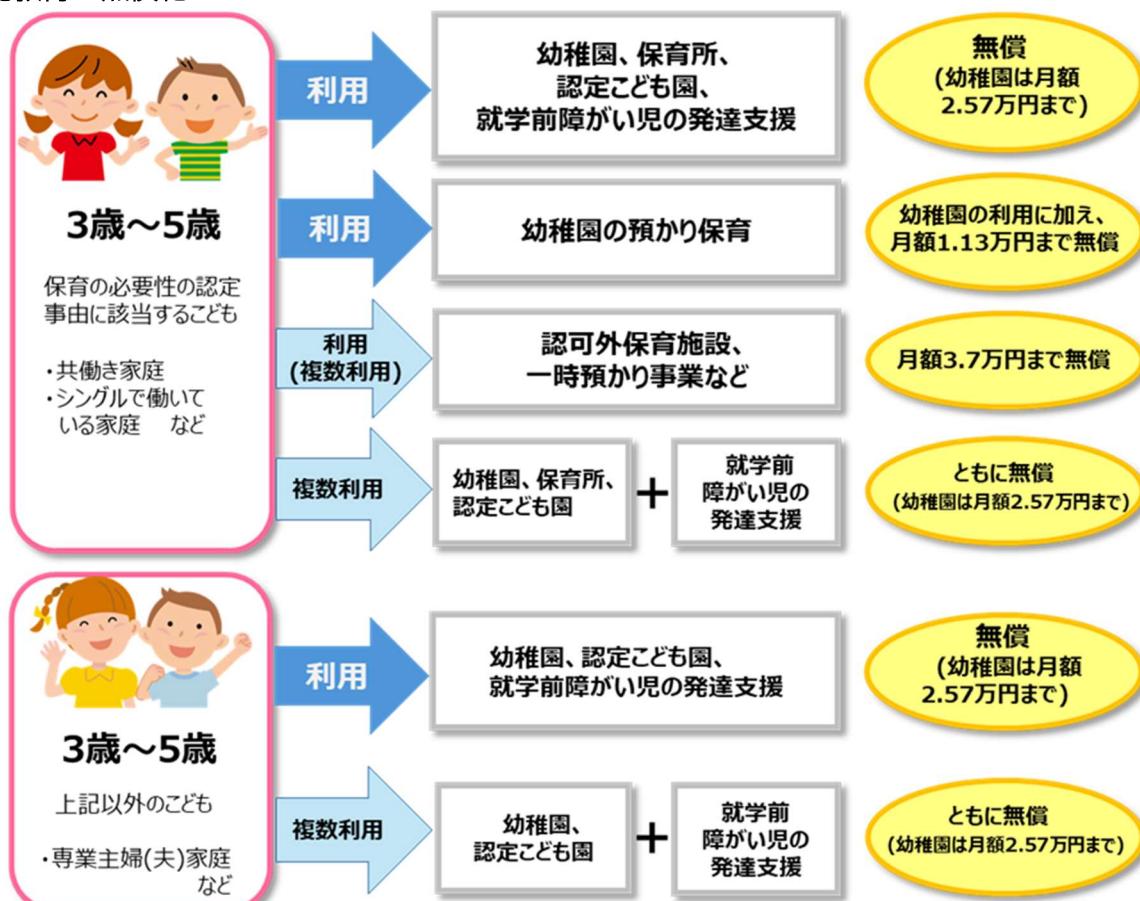


子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児(幼稚園は満3歳)から5歳児までのすべての子どもの利用料が無償化される。 ○0歳児から2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化される。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となる。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化される。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児から5歳児クラスまでの子どもは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化される。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となる。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳児から5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化される。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となる。

■幼児教育の無償化のイメージ



(1) 幼稚園 及び 認定こども園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前教育の実施を行うもので、幼稚園は小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育施設として、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて保育・幼児教育を一体的に提供する施設として設置します。

なお、幼稚園は「特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)」、「確認を受けない幼稚園(現行の私学助成を継続)」の2種類となります。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、認定こども園3箇所で教育・保育の一体的な提供を行っています。

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山みどり幼稚園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	113	114	112	114	88

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、過去5年度間（令和2年度～令和6年度）における実人口に対する就園割合の平均値で算出しています。

「確保方策」については、認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員（利用定員）を基礎として算出しています。

また、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」については、市内すべての幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い、2号認定で計上することとなります。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (必要利用定員総数)	83	82	75	70	65
確保方策②	95	95	95	95	95
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	12	13	20	25	30

(2) 保育所 及び 認定こども園（2号認定）

【事業概要】

保護者の就労等により家庭で保育できない満3歳以上のこともの保育を行うものです。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、保育所2箇所、認定こども園3箇所で保育を実施しています。

〈保育所〉

- ・公立) すぐすぐ保育園
- ・私立) 烏山保育園

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山みどり幼稚園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	268	283	290	256	218

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、過去5年度間（令和2年度～令和6年度）における実人口に対する就園割合の平均値で算出しています。

「確保方策」については、認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員（利用定員）を基礎として算出しています。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (必要利用定員総数)	200	197	180	169	158
確保方策②	260	260	260	260	234
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	60	63	80	91	76

(3) 保育所 及び 認定こども園、特定地域型保育事業、認可外保育施設（3号認定）

【事業概要】

保護者就労等により家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は、0～2歳児を対象とした「小規模保育事業」・「家庭的保育事業」・「居宅訪問型保育事業」・「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、保育所2箇所、認定こども園3箇所、小規模保育事業4箇所、事業所内保育事業1箇所で保育を実施しています。

〈保育所〉

- ・公立) すぐすぐ保育園
- ・私立) 烏山保育園

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山みどり幼稚園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

〈小規模保育事業〉

- ・私立) ゆうゆうランド那須烏山園
- ・私立) キッズランドあさひ
- ・私立) こうのやま保育園
- ・私立) あいのわ保育園

〈事業所内保育事業〉

- ・みらいの Kaze 保育園

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	189	153	128	152	148

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、過去5年度間（令和2年度～令和6年度）における実人口に対する就園割合の平均値で算出しています。

「確保方策」については、認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員（利用定員）を基礎として算出しています。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (必要利用定員総数)	119	111	116	110	104
確保方策②	187	187	187	187	173
特定教育・保育施設	129	129	129	129	115
特定地域型保育事業	58	58	58	58	58
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	68	76	71	77	69

5 那須烏山市の地域子ども・子育て支援事業

国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及びその事業ごとの「確保方策」を設定します。

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業	事業内容	対象年齢等
1 利用者支援事業 (こども家庭センター型)	こどもとその保護者が、身近な場所で、教育・保育事業や地域子育て支援事業等の情報提供を受けられるよう、関係機関との連絡調整等を実施し、必要に応じて相談や助言等を行う事業	妊娠・乳幼児 こどもとその保護者
2 地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談・情報提供・援助を行う事業	乳幼児・保護者
3 妊婦健康診査事業	妊婦の健康保持や増進を図り、安全安心に出産を迎えるために、定期的な健康診査を実施する事業	妊娠
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、出産後の母体の健康管理を図るとともに、育児相談・子育て支援に関する情報提供等を行う事業	生後2か月までの乳児のいる家庭
5 養育支援訪問事業	育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者への相談・支援を行う事業	養育支援が特に必要な家庭
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等で養育を行う事業	0～18歳未満
7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こどもの預かり等の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳児、 小学1～6年生
8 一時預かり事業	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業 保育園・その他の場所での一時預かり事業	満3～5歳児 0～5歳児
9 延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えて、保護者の保育ニーズへの対応を図る事業	0～5歳児
10 病児保育事業	こどもが急病にかかった場合や病気の回復期にある場合に看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業	0～5歳児、 小学1～6年生
11 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	小学1～6年生
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な教材等の購入に要する費用を一部助成する事業	保護者
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	
14 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯を訪問し、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業	保護者
15 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や居場所のない児童等に対して居場所を提供する事業	養育支援が特に必要な家庭
16 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニング等を実施するとともに、情報交換の場を設定する等により親子間の適切な関係性の構築を図る事業	養育支援が特に必要な家庭
17 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業	妊娠
18 乳児等通園支援事業	全ての子育て世帯に対して、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度	0歳6か月～ 満3歳未満
19 産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	退院直後の母子

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

母子保健機能と児童福祉機能による一体的な組織としてこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく相談・支援や虐待への予防的な対応を個々の家庭の状況に応じて実施する事業です。

【現状】

令和6年度にこども課内に同センターを設置し、妊婦から子育て世帯を対象に、切れ目のない支援の充実を目的として運営しています。

要支援者に寄り添うことに加えて、妊娠を望む家庭への相談支援や、主体的に実施する事業の積極的な啓発を行っていく必要があります。

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	0
こども家庭センター型					1

【量の見込みと確保方策】

こども計画期間においても、こども課内に同センターを設置継続し、基本目標に掲げる重点事業等の遂行をとおして、充実した支援を提供できるよう努めます。

また、サロンや教室等の啓発事業の利用希望が低いことから、より多くの市民が参加しやすい取り組みが実施できるよう計画を推進します。

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言や援助を行う事業です。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、子育て支援センターきらきら（なすからこども園内）で子育て中の親子の交流を行う場所を設置し、育児相談・情報提供・援助を行っています。

こども館は老朽化が著しいことから令和7年3月末日で休止しています。

(単位：人/月、箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	43	132	282	204	180
実施箇所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果に基づき算出しています。

「確保方策」については、子育て支援センターきらきらを週6日開設し、育児相談・情報提供・援助を行います。

(単位：人/月、箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	212	198	203	193	182
確保方策②	240	240	240	240	240
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	28	42	37	47	58
実施箇所数	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康保持や増進を図り、安全安心に出産を迎えるために、定期的な健康診査を実施する事業です。

【現状】

妊婦健康診査の受診が母子の安全安心な出産につながるため、妊娠届出の際に、母子健康手帳と合わせて妊婦健康診査受診票を交付し、定期受診を促しています。

本市では、令和7年4月1日現在、産前14回分の受診票に加えて、産後2回分（産後2週間・1か月）を助成しています。

（単位：件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1,074	1,080	1,139	943	762

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果によらず、第2期計画の実績および人口推計に基づいて算出しています。

妊産婦が健診を定期的に受診するよう声掛け・啓発等を行い、その結果として利用実績が伸びるよう取り組みます。

（単位：件）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	851	813	762	724	699
確保方策②	851	813	762	724	699
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、出産後の母体の健康管理を図るとともに、育児相談・子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【現状】

市の保健師や助産師が家庭を訪問し、乳児の発育・発達の相談や、予防接種・健診について案内します。また、乳児のことだけでなく、母体の体調等の悩みに対しても相談・支援を行います。

訪問実績では、乳児が入院等をしている場合を除き、ほぼすべての家庭を訪問することができています。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績	79	102	90	75	63

【量の見込みと確保方策】

本事業をとおして、すべての家庭に専門知識を有する者が訪問することで、子育て不安の解消だけでなく、母子の孤立化や乳児等への虐待防止を目的に、今後も継続して実施していきます。

なお、「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果によらず、近年の出生数および児童人口推計に基づき算出しています。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	74	70	67	63	60
確保方策②	74	70	67	63	60
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者への相談・支援を行う事業です。

【現状】

保健師や助産師が早期に関わり、面談を重ねて関係性を築くことで、医療機関や専門機関につなげやすい体制を整えています。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	23	17	23	10	12

【量の見込みと確保方策】

養育支援事業は、若年・高齢・未婚・外国人等の妊婦等の家庭を重点的に支援することで産後うつ・育児放棄・虐待等を未然に防止できるよう努めています。

「量の見込み」については、これまでの育児・家事援助が児童福祉法改正により新設される子育て世帯訪問支援事業に移行することを踏まえ、近年の相談件数等の状況をもって算出しています。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	7	7	7	7	7
確保方策②	7	7	7	7	7
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等で養育を行う事業です。

利用対象となる家庭の例としては、「保護者が疾病又は負傷している」・「妊娠中又は出産後間もない」・「同居する親族の介護や看病をしている」等があたります。

【現状】

本市では市内養護施設2箇所（桔梗寮・明和園）、市外養護施設2箇所（養徳園・氏家養護園）、宇都宮乳児院と契約し、原則7日以内まで預けることができます。

近年の児童相談や虐待件数の増加及び家庭の抱える様々な問題の複雑化等ケースに応じて利用を勧めています。

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	0	1	6	0	20

【量の見込みと確保方策】

本事業が児童虐待防止等の一助となるよう、支援を必要とする家庭に対して利用啓発及び必要に応じて新たな施設との契約を検討する等、制度の充実を図ります。

「量の見込み」については、過去の実績や要支援児童数に基づき算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18	17	17	16	16
確保方策②	18	17	17	16	16
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

子どもの預かりや送迎等の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことができる方(提供会員)との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状】

本市では、平成 27 年度に事業開始後、利用実績がなかったことから令和元年度に休止しましたが、子育て支援策の充実を図るため、令和 5 年度から事業を再開しました。

(単位：人日)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用実績	0	0	0	0	1
提供会員数	0	0	0	3	3
依頼会員数	0	0	0	4	4
両方会員数	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果では、ニーズがありませんでしたが、将来的な需要を見込み算出しています。

「確保方策」については、制度の周知により、会員数の増加を見込み算出しています。

(単位：人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	2	3	3	3	4
確保方策②	3	4	4	5	5
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	1	1	1	2	1

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

日常生活上の突発的な事情や社会参画等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園・保育園・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、認定こども園3箇所で実施しています。

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山みどり幼稚園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	2,295	2,916	1,915	1,772	2,200

【量の見込みと確保方策】

一時預かりについては、利用を希望するすべての園児が利用できる支援体制を継続していきます。

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果を基礎として、過去5年度間（令和2年度～令和6年度）の平均値で算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,543	2,542	2,537	2,533	2,529
▷ 1号認定	1,106	1,106	1,103	1,102	1,100
▷ 2号認定	1,437	1,436	1,434	1,431	1,429
確保方策②	2,543	2,542	2,537	2,533	2,529
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0
提供施設数	3	3	3	3	3

② 保育所やその他の場所での一時預かり

(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、保育所1箇所、認定こども園2箇所、小規模保育事業4箇所、事業所内保育事業1箇所で保育を実施しています。

〈保育所〉

- ・公立) すぐすぐ保育園

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

〈小規模保育事業〉

- ・私立) ゆうゆうランド那須烏山園
- ・私立) キッズランドあさひ
- ・私立) こうのやま保育園
- ・私立) あいのわ保育園

〈事業所内保育事業〉

- ・みらいの Kaze 保育園

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	509	374	552	236	290
提供施設数	6	6	5	7	8

※トワイライトステイ（夜間の一時的な養育を行う事業）は、未実施です。利用希望があった場合は、ショートステイ事業やその他の支援策を案内することで対応しています。

【量の見込みと確保方策】

日常生活上の突発的な事情により一時的に保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が求められています。

これらに応えるため、保育所等で一時的に預かる体制を確保・充実させることにより、安心して子育てができる環境を提供していきます。

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果に基づき算出しています。

「確保方策」については、各提供施設の一時預かり定員と年間利用可能日数を考慮して算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	556	533	516	488	457
確保方策②	6,739	6,739	6,739	6,739	6,739
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	6,183	6,206	6,223	6,251	6,282
提供施設数	8	8	8	8	8

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

通常保育の時間を超えて、保護者の保育ニーズへの対応を図る事業です。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、保育所2箇所、認定こども園3箇所、小規模保育事業4箇所、事業所内保育事業1箇所で、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合に、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

〈保育所〉

- ・公立) すぐすぐ保育園
- ・私立) 烏山保育園

〈認定こども園〉

- ・公立) なすからこども園
- ・私立) 烏山みどり幼稚園
- ・私立) 烏山聖マリア幼稚園

〈小規模保育事業〉

- ・私立) ゆうゆうランド那須烏山園
- ・私立) キッズランドあさひ
- ・私立) こうのやま保育園
- ・私立) あいのわ保育園

〈事業所内保育事業〉

- ・みらいの Kaze 保育園

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	148	147	84	93	152

【量の見込みと確保方策】

保護者の就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して園児を預けられる支援体制が必要とされています。

すべての認可保育所等において、引き続き保育を実施することで安心して子育てをできる環境づくりに努めます。

「量の見込み」については、市民ニーズ調査の結果に基づき算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	155	149	143	135	127
確保方策②	155	149	143	135	127
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0
提供施設数	10	10	10	10	10

(10) 病児保育事業

【事業概要】

こども（中学校就学前まで）が急病にかかった場合、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業です。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、病児・病後児対応型1箇所、体調不良児対応型4箇所で実施しています。

〈病児・病後児対応型〉

- ・公立）那須南病院

〈体調不良児対応型〉

- ・私立）烏山保育園
- ・私立）烏山みどり幼稚園
- ・私立）キッズランドあさひ
- ・私立）こうのやま保育園

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	120	227	246	451	474

【量の見込みと確保方策】

本事業は、病児保育施設で病気のこどもを保護者に代わって保育することにより、子育てと就労等の両立を図ることができるもので、利用案内や啓発を積極的に実施することで、利用しやすい環境の向上やニーズに応じた体制整備に努めます。

「量の見込み」については、令和6年度の計画値を基準とし、人口増減率を考慮して算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	427	410	395	373	349
確保方策②	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	3,188	3,205	3,220	3,242	3,266
病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
体調不良児対応型	4	4	4	4	4

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

本市では、令和7年4月1日現在において、市内5つの小学校すべての余裕教室等を活用して、公立の放課後児童クラブを設置しています。

提供施設数は、5つのクラブのうち、支援の単位数です。

- ・江川放課後児童クラブ（2支援の単位）
- ・荒川放課後児童クラブ（3支援の単位）
- ・鳥山放課後児童クラブ（4支援の単位）
- ・境放課後児童クラブ（1支援の単位）
- ・七合放課後児童クラブ（1支援の単位）

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	225	260	249	285	291
1～3年生	173	180	182	182	181
4～6年生	82	80	67	103	110
提供施設数	9	9	9	9	10

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、1～3年生については市民ニーズ調査の結果を基に、算出しています。4～6年生については、市民ニーズ調査の結果を基に、現状の実績を考慮して算出しています。

「確保方策」については、5クラブ11支援の単位で受け入れ可能な児童数を算出しています。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	390	372	349	325	303
1～3年生	259	237	202	177	175
4～6年生	131	135	147	148	128
確保方策②	435	435	435	435	435
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	45	63	86	110	132
提供施設数	11	11	11	11	11

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する教育・保育に必要な教材費等の購入費用を一部助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、必要に応じて実施します。

【本市の取り組み内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等に通園するこどもがいる世帯で、その世帯の所得状況やその他の事情を勘案して、入園する施設で使用する日用品や文房具等の購入費用や遠足行事等参加費用等の実費徴収額の一部を給付しています。

また、新制度に移行していない幼稚園（私学助成制度に属する施設）を利用する保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（副食費）の一部を給付しています。

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付園児数	1	1	3	4	4

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、国や近隣自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や子育て等の支援を実施し、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業です。

【現状】

令和6年4月の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。事業のガイドラインに基づき、具体内容、方法等を検討し、早期の実施体制確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、国のガイドラインに基づき算出しています。

「確保方策」については、子育てや虐待等の相談の中で、支援の必要性が高い家庭への案内や利用促進を図ります。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	57	54	52	49	46
確保方策②	57	54	52	49	46
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や居場所のないこどもに対して居場所を提供する事業です。

【現状】

令和6年4月の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。事業のガイドラインに基づき、早期の実施に向けた事業者や場所の確保等を検討し、実施体制確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、国のガイドラインに基づき算出しています。

「確保方策」については、子育てや虐待等の相談の中で、支援の必要性が高いこどもへの利用促進を図ります。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	12	11	11	10	9
確保方策②	12	11	11	10	9
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等によるペアレントトレーニングを実施するとともに、参加者同士の悩みや不安を共有できる情報交換の場を設定する等により親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

【現状】

令和6年4月の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。早期の実施に向けた方法を検討し、実施体制確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、国のガイドラインに基づき算出しています。

「確保方策」については、子育てや虐待等の相談の中で、ニーズを把握し利用促進を図ります。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	12	12	11	11	10
確保方策②	12	12	11	11	10
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して、面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

【現状】

妊娠届出時の面談・妊娠7～8か月頃にアンケートの実施（希望者には面談）、出産後初回訪問時の面談を行い、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援の充実を図っています。

【量の見込みと確保方策】

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て世帯も少なくないことから、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備のため、引き続き相談支援を実施していきます。

なお、「量の見込み」については、近年の妊婦数に基づき算出しています。

(単位：回)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	67	64	60	57	55
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	201	192	180	171	165
確保方策	こども家庭センター (代替拠点)	201	192	180	171	165
	上記以外業務委託	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、0歳6か月～満3歳未満までのこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【現状】

国において、令和8年度からの制度化、本格実施に向け検討されているところです。

【量の見込みと確保方策】

「量の見込み」については、国のガイドラインに基づき算出しています。

「確保方策」については、基本的に一時預かり事業を実施している施設であって、かつ、乳児等通園支援事業の実施希望のある施設を計上しています。

(単位：人日)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み		3	3	3	3
	確保方策		5	5	5	4
1歳児	量の見込み		2	1	1	1
	確保方策		5	5	5	4
2歳児	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		5	5	5	4

(19) 産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現状】

訪問型・通所型・宿泊型を利用できる体制を構築していますが、今後の利用状況等を注視し、供給量が充足するよう、利用者の増加も含め、実施体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

退院直後の母子への支援は、誰もがより安全安心な子育て環境を整えるために重要であることから、引き続き利用者の増加・実施体制の確保に努めていきます。

「量の見込み」については、近年の産後ケア事業利用数および産婦数の推計に基づき算出しています。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	20	20	20	20	20
確保方策と量の見込みとの差 (②-①)	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、子どもが健やかに成長できる環境を確保するとともに、子どもに関する人たちがその成長とともに喜べるまちづくりを目指します。

そのためには、社会全体で子どもを支え合う環境を整備することが重要です。市の関係各課や関係機関が連携し、子育て支援に関わる横断的な施策を実施するほか、地域住民、職場、学校、教育・保育事業者など多様な関係者の協力を得て計画を推進します。

また、行政は中心的な役割を担い、市民や団体からの声を積極的に取り入れ、支援施策の充実に努めてまいります。

2 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

(1) 認定こども園・地域型保育事業所の普及

本市における「幼稚園から認定こども園への移行」及び「地域型保育事業所の新設」は、平成27年度から進み、令和7年4月現在で認定こども園が市内3箇所（公立なすからこども園、私立鳥山みどり幼稚園、私立鳥山聖マリア幼稚園）、地域型保育事業所が市内5箇所（私立ゆうゆうランド那須鳥山園、私立キッズランドあさひ、私立こうのやま保育園、私立あいのわ保育園、私立みらいのKaze保育園）が設置されています。

地域型保育事業所は、0～2歳児を預かる施設であり、在園児が3歳児になるときに、幼稚園・認可保育所・認定こども園に転園（接続）することとなります。

本市では、設置者が公立・私立に関わらず、保護者の不安や負担等の解消に配慮しながら、必要な教育や保育へスムーズに接続できるよう取り組んできました。

今後も、教育・保育ニーズや設置者との協議・連携を重視したうえで、施設等の状況を総合的に勘案しながら、さらなる子育て環境の充実に努めます。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業所の役割と連携

子ども・子育て支援新制度の下、幼稚園、保育所、認定こども園は、幼児期における教育・保育の主要な拠点として重要な役割を果たしています。一方で、小規模保育施設等の地域型保育事業所は、特に3歳未満のこどもたちに対して、地域に根ざした保育の提供を担う場として機能しています。

今後も、3歳未満のこどもたちがその後も継続して幼稚園や保育所、認定こども園で適切な教育・保育を受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業所との情報共有と連携を強化し、支援に努めます。

(3) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育の目標は、全ての子どもの健全な成長を促すことであり、そのためには幼稚園教諭や保育士の専門性の向上が欠かせません。これを実現するために、幼稚園教諭と保育士が教育と保育の一体的な取り組みの意義や課題を共有できるよう、職員のスキル向上を支援しています。

また、子どもにとって最善の利益を守るため、特に障がいや特別な配慮が必要な子どもに対しては、状況を適切に把握し、専門機関との連携を強化することで、より質の高い教育・保育の提供に努めています。

(4) 小学校と教育・保育事業所との連携

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するためには、教育・保育事業が円滑に接続することが重要です。

本市では、子どもの発達状況や家庭での様子、健康状態等の情報を取り扱う際には個人情報の保護に十分配慮しながら、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園が協力し、子どもの成長を長期的な視点で共有できるよう努めています。

今後も関係機関の緊密な連携を促進し、小学校へのスムーズな接続を支援します。

(5) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際結婚家庭の幼児、いわゆる外国につながる幼児の円滑な受け入れは喫緊の課題となっています。また、これらの幼児が保育施設等を滞りなく利用できるよう、市のホームページにおける多言語エンジン等による案内を継続していきます。

なお、本市では両親ともに外国人であるケースが多いため、翻訳機を活用しながら、日本語や日本の生活習慣に自然に親しめる環境を整え、幼児が次第に自己表現できるよう、支援していきます。

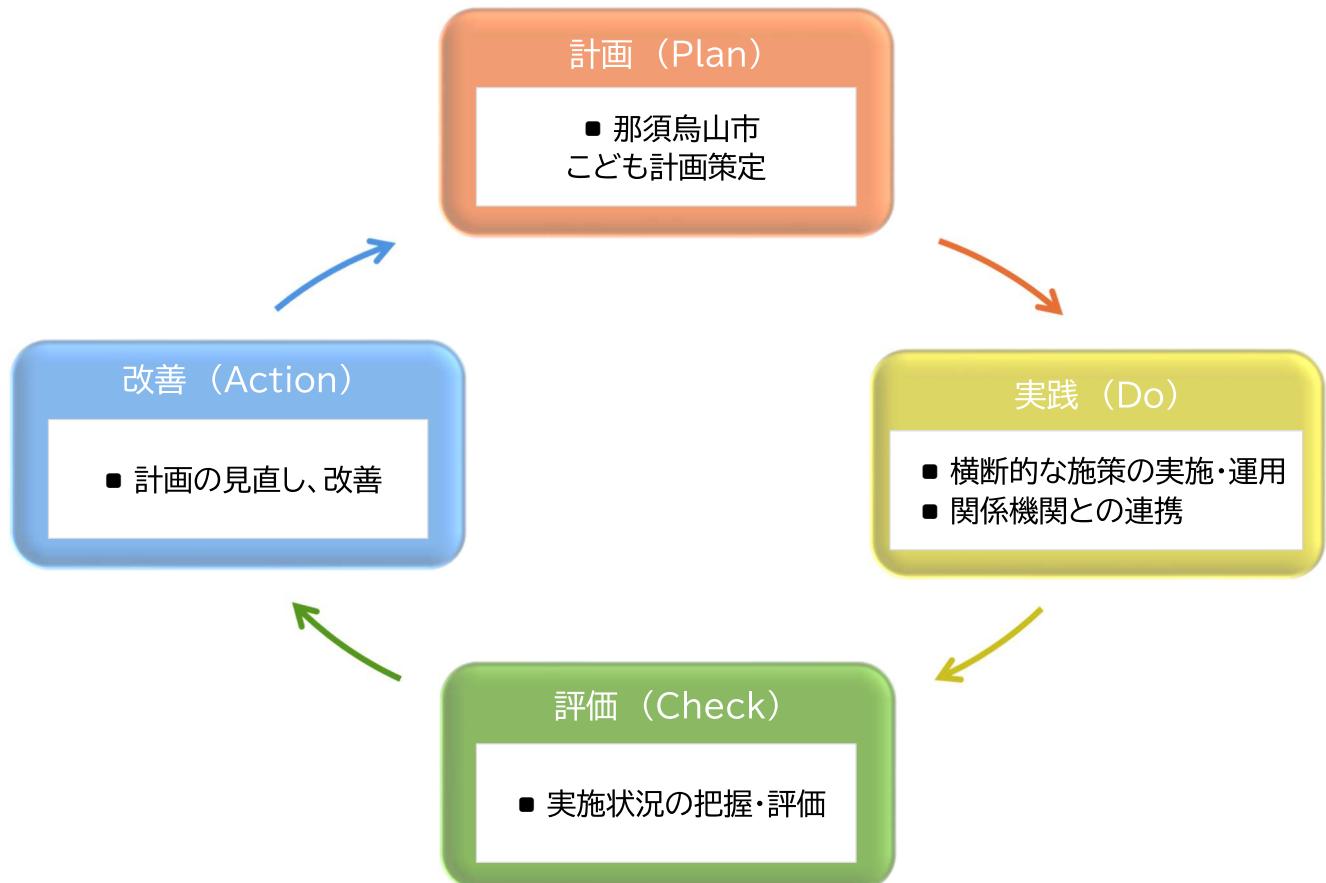
(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市では、子育て支援のための施設等利用給付を実施する際、公正で適正な支給を確保とともに、保護者の経済的負担を軽減する観点から、給付方法について慎重に検討します。また、子ども・子育て支援施設への施設等利用費の給付にあたっては、事業運営に支障が出ないよう、給付時期にも十分配慮します。

さらに、特定の子ども・子育て支援施設の確認、公示、指導監督等の法令に基づく事務や権限の行使については、必要に応じて許認可を担当する県と連携し、適切に対応していきます。

3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、こども課が中心となり、関係各課の施策・事業の実施状況の把握および事業評価を行います。計画を確実に推進するため、PDCAサイクルの手法を用いて進捗管理を徹底します。



資料編

1 計画策定の経過

開催日	内容等	対象
令和 6 年 3 月 1 日	第 3 期市子ども・子育て支援事業計画の策定及び市民ニーズ調査実施の決定	就学前児童の保護者
3 月 4 日	第 3 期計画策定に係るニーズ調査の実施 (調査期間：3 月 4 日～4 月 1 日)	就学前児童の保護者
5 月 22 日	政策調整会議 こども計画の策定方針	府内
6 月 3 日	府議 こども計画の策定方針	府内
7 月 12 日	第 34 回 市子ども・子育て会議 ・市民ニーズ調査結果の報告 ・こども計画の策定方針等	市子ども・子育て会議委員
8 月 20 日	はたちを祝う会の意見聴取	はたちを祝う会実行委員
8 月 30 日	第 35 回 市子ども・子育て会議 ・第 2 期計画の現状と課題	市子ども・子育て会議委員
9 月 2 日	アンケート調査の実施 (調査期間：9 月 6 日～10 月 2 日)	市内小学 6 年生・中学 3 年生および保護者
9 月 12 日	栃木県ヒアリング 量の見込み及び確保の方策について	栃木県こども政策課
10 月 4 日	第 36 回 市子ども・子育て会議 ・こども計画の骨子案について	市子ども・子育て会議委員
11 月 13 日	政策調整会議 こども計画の骨子案について	府内
11 月 14 日	栃木県ヒアリング 量の見込み及び確保の方策について	栃木県こども政策課

2 市民ニーズ調査結果

<調査結果の見方>

(1) 比率はその設問の回答者数を基準として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 複数回答の設問の場合、原則としてその項目に対しての有効回答者数を基準とし、比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。

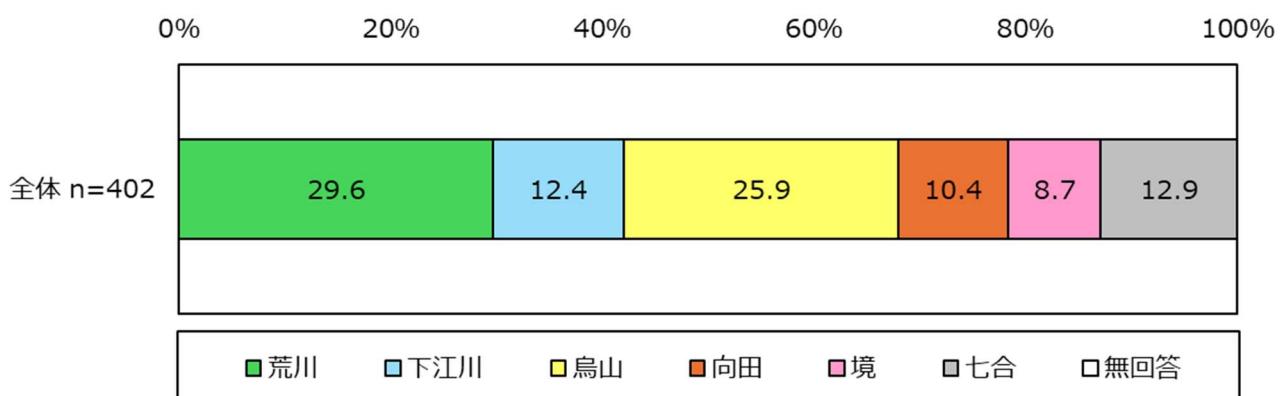
(3) グラフ中の(n=○○)という表記は、その項目の有効回答数で、比率算出の基礎となります。

<調査結果（抜粋）>

○居住地区

お住まいの地区は次のうちどちらですか。

居住地域は、「荒川」が29.6%で最も多く、次いで「鳥山」が25.9%、「七合」が12.9%となっています。

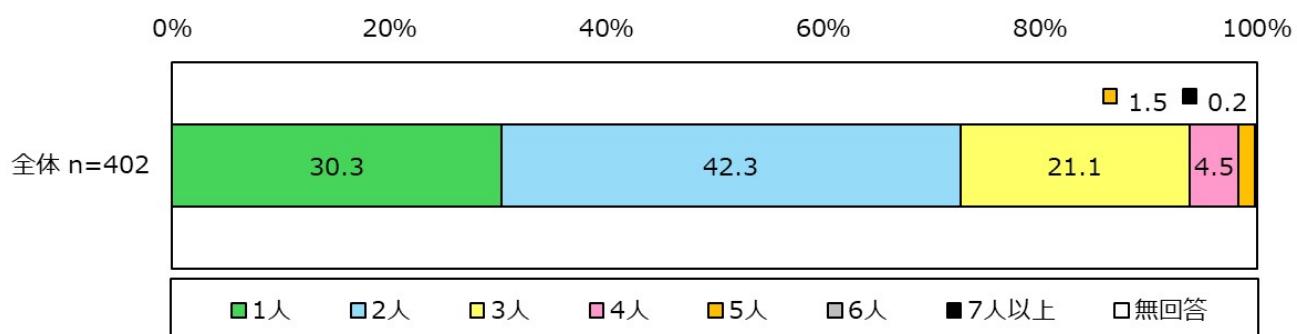


○子どもの人数

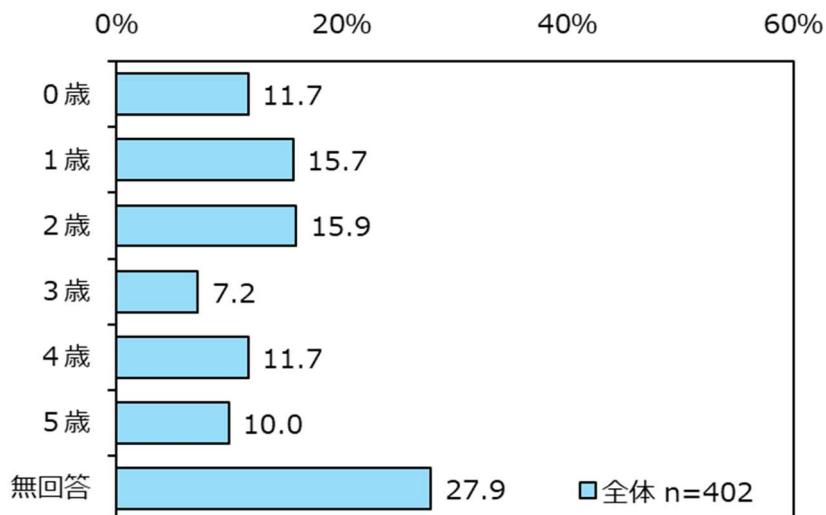
お子さんは何人きょうだいですか。

子どもの人数は、「2人」が42.3%で最も多く、次いで「1人」が30.3%、「3人」が21.1%となっています。末子の年齢については、「2歳」が15.9%で最も多く、次いで「1歳」が15.7%、「0歳」「4歳」がともに11.7%となっています。

■きょうだいの数



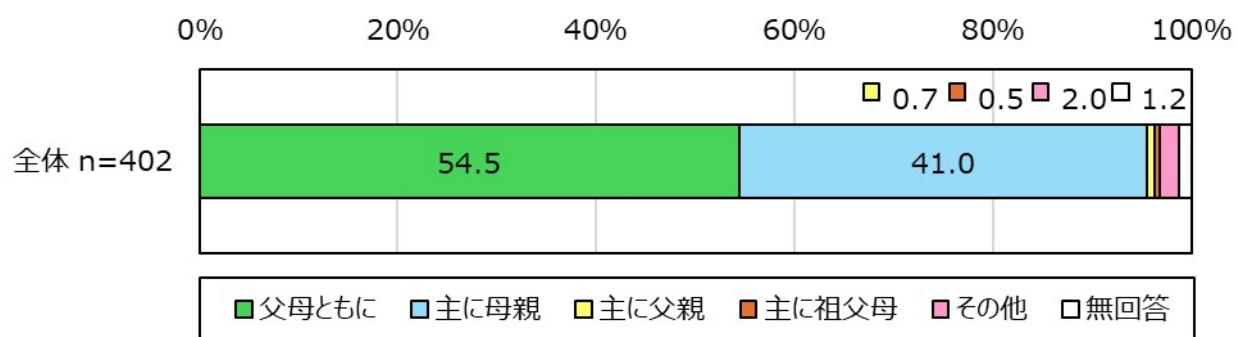
■末子の年齢



○主に子育てをしている人

お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。

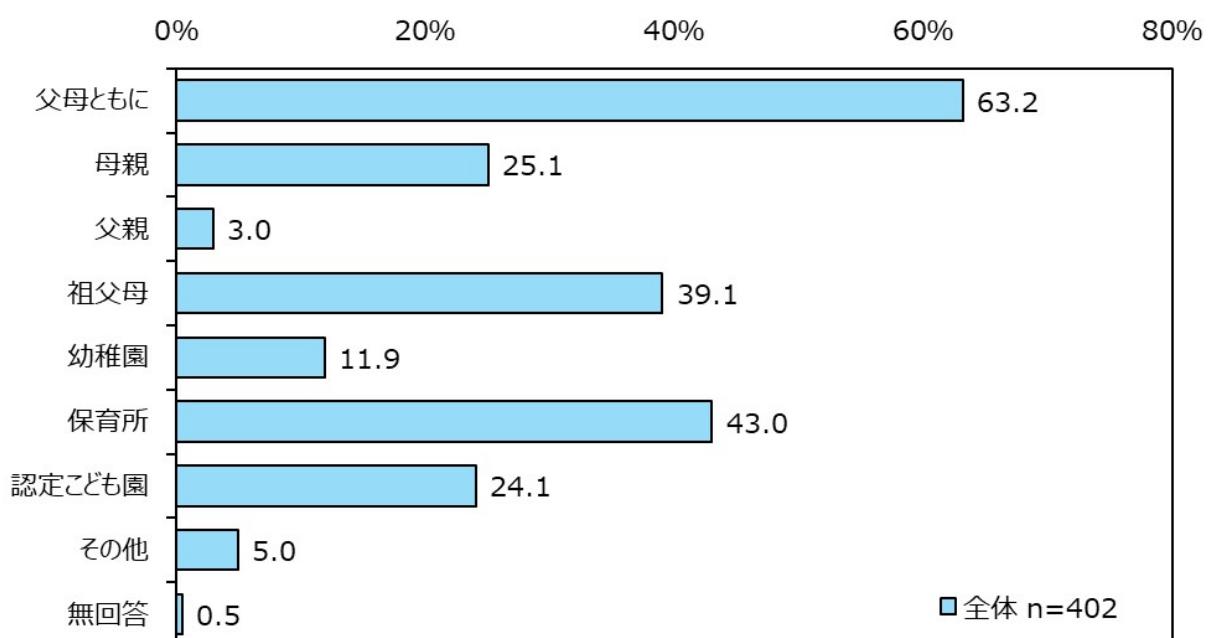
主に子育てをしている人は、「父母とともに」が 54.5%で最も多く、次いで「主に母親」が 41.0%、「主に父親」が 0.7%となっています。



○子育てに日常的にかかわっている人・施設

お子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(施設)はどなたですか。

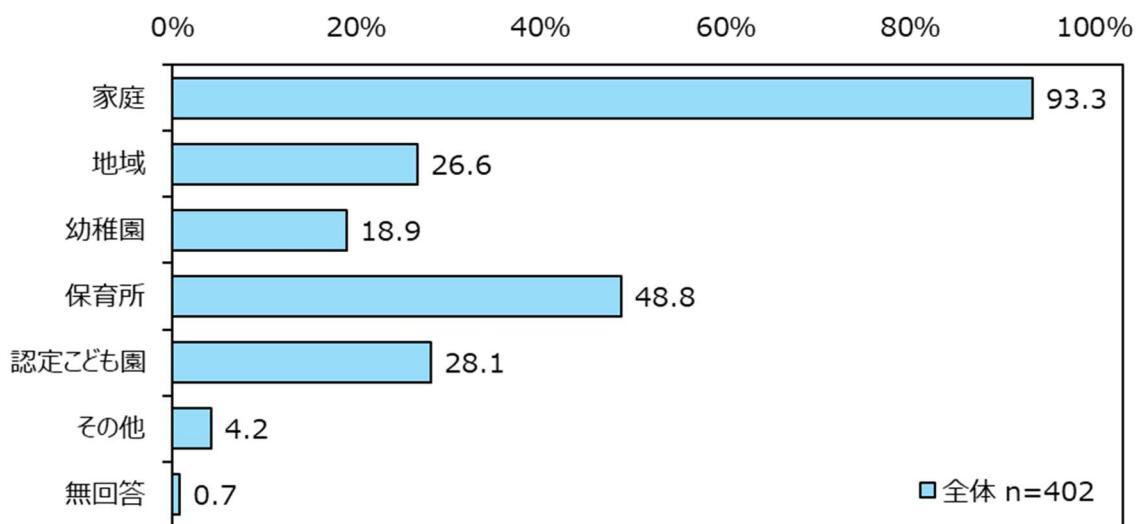
子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(施設)については、「父母とともに」が 63.2%で最も多く、次いで「保育所」が 43.0%、「祖父母」が 39.1%となっています。



○子育てに日常的にかかわっている人・施設

お子さんの子育て(教育を含む)に強く影響すると思われる環境をすべて選んでください。

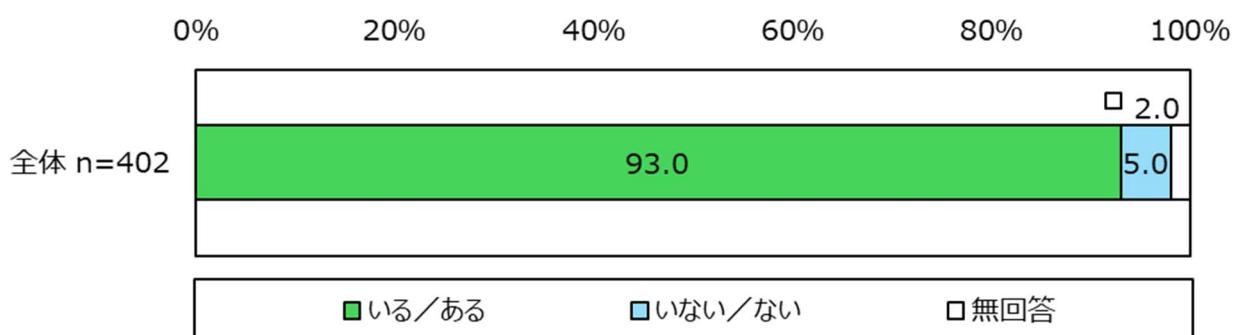
子育て(教育を含む)に強く影響すると思われる環境については、「家庭」が93.3%で最も多く、次いで「保育所」が48.8%、「認定こども園」が28.1%となっています。



○気軽に相談できる人・場所の有無

お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人(場所)はいますか。

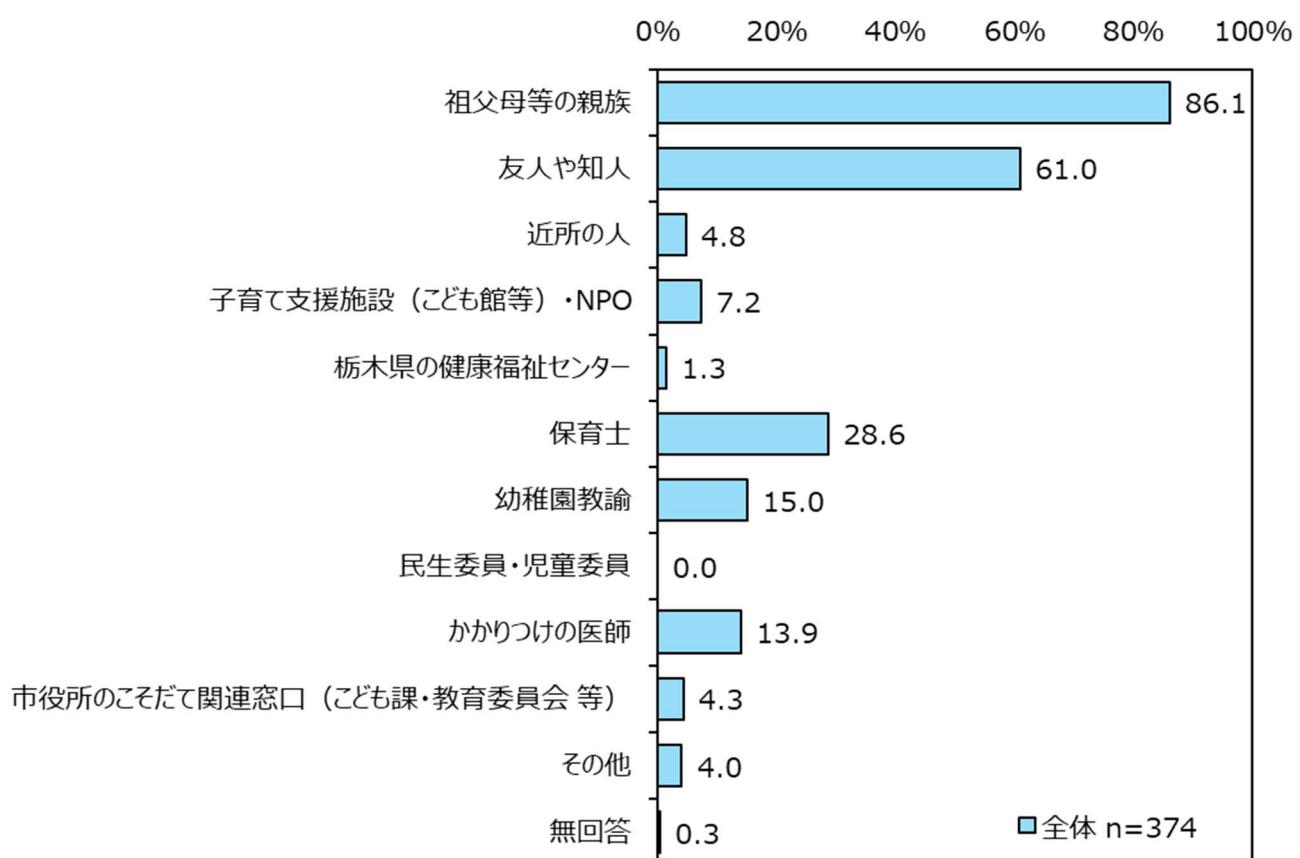
気軽に相談できる人(場所)については、「いる／ある」が93.0%、「いない／ない」が5.0%となっています。



○気軽に相談できる人・場所

お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

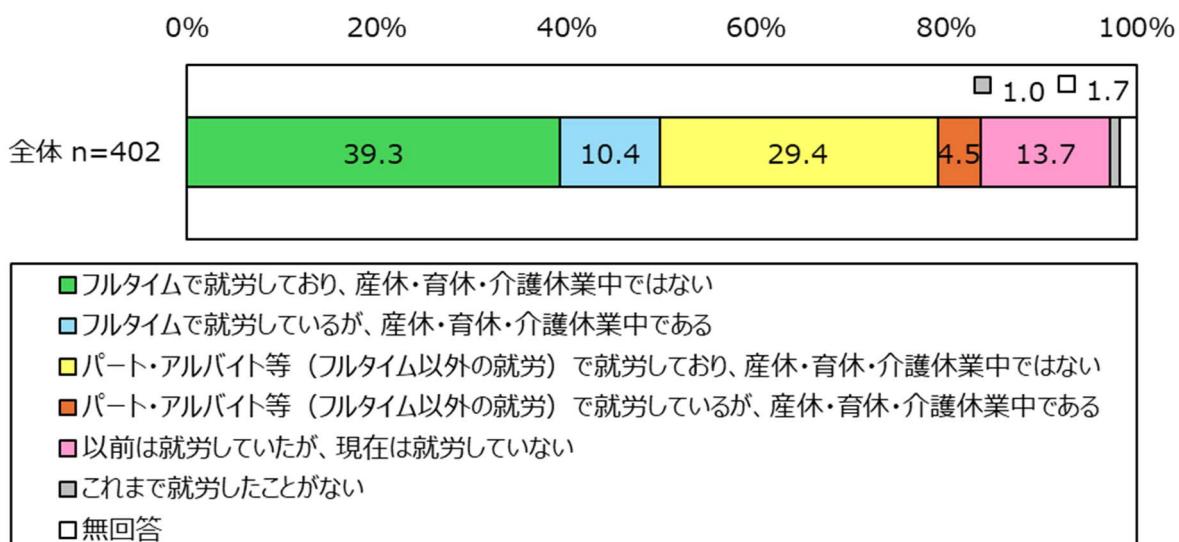
気軽に相談できる人・場所については、「祖父母等の親族」が86.1%で最も多く、次いで「友人や知人」が61.0%、「保育士」が28.6%となっています。



○母親の就労状況

お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。

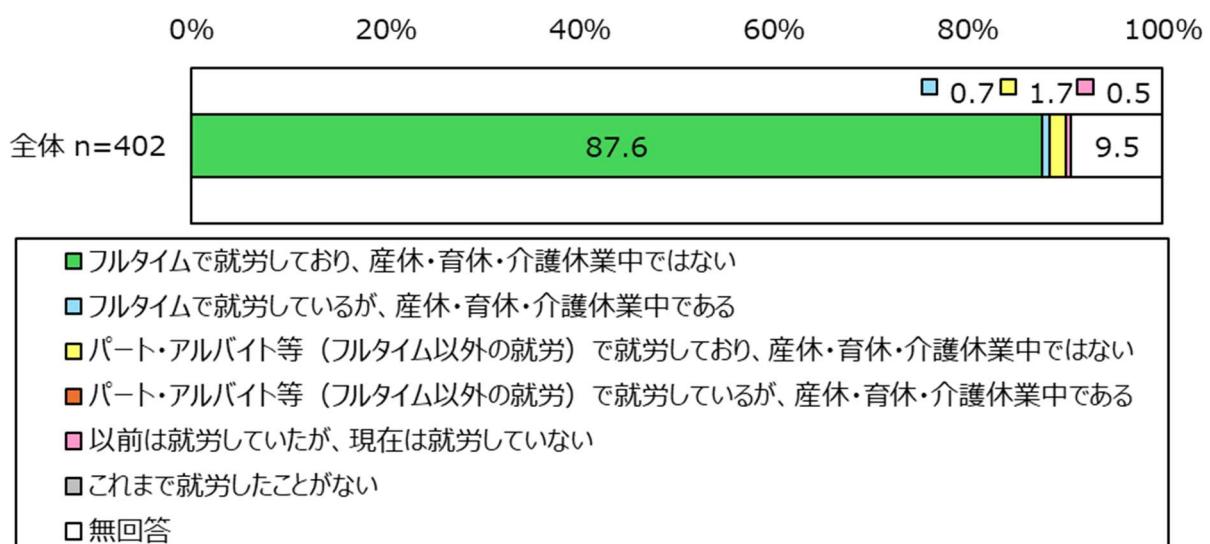
母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.7%となっています。



○父親の就労状況

お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。

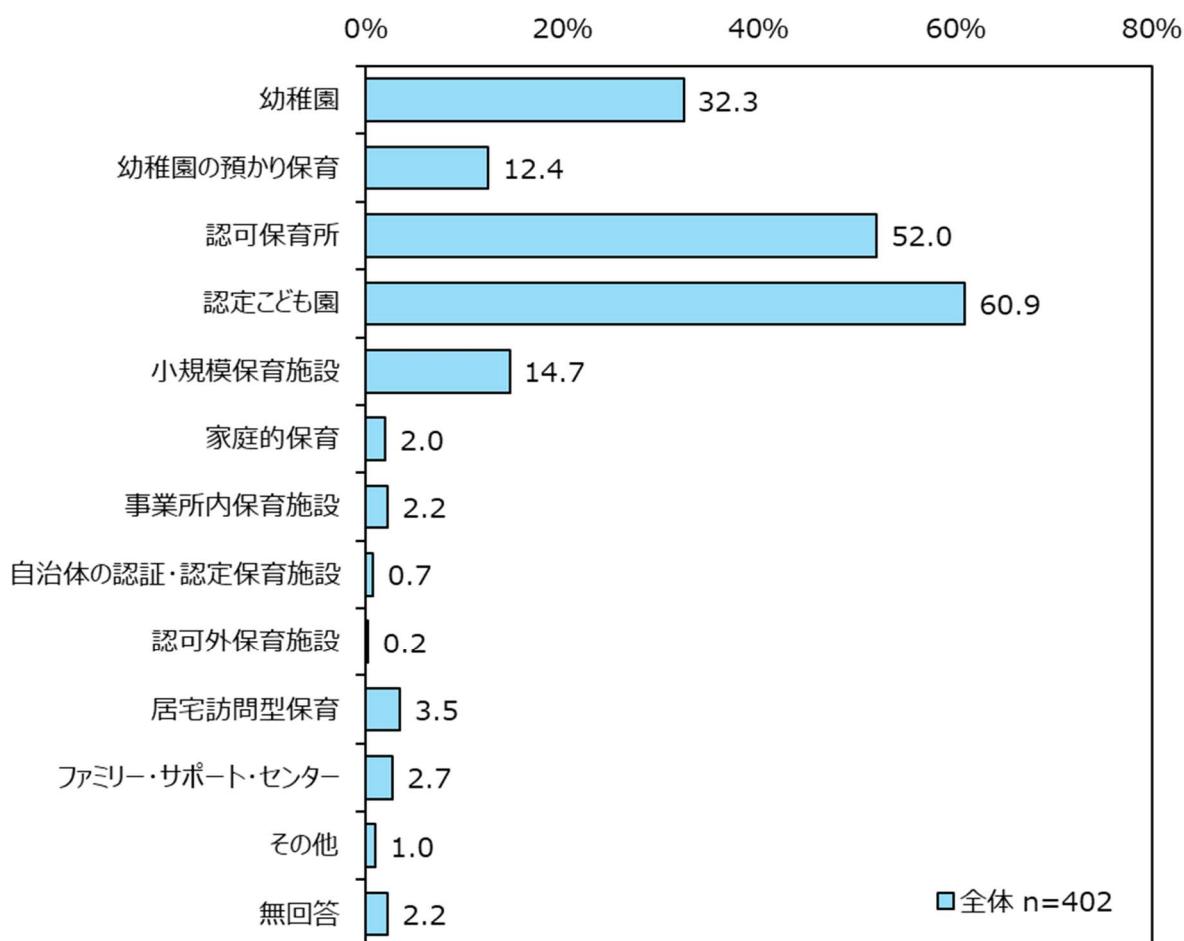
父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が87.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が1.7%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が0.7%となっています。



○利用したい平日の定期的な教育・保育の事業

現在、「利用している」「利用していない」にかかわらず、お子さんの平日の「教育・保育の事業」として、定期的に利用したいと考える事業をお答えください。

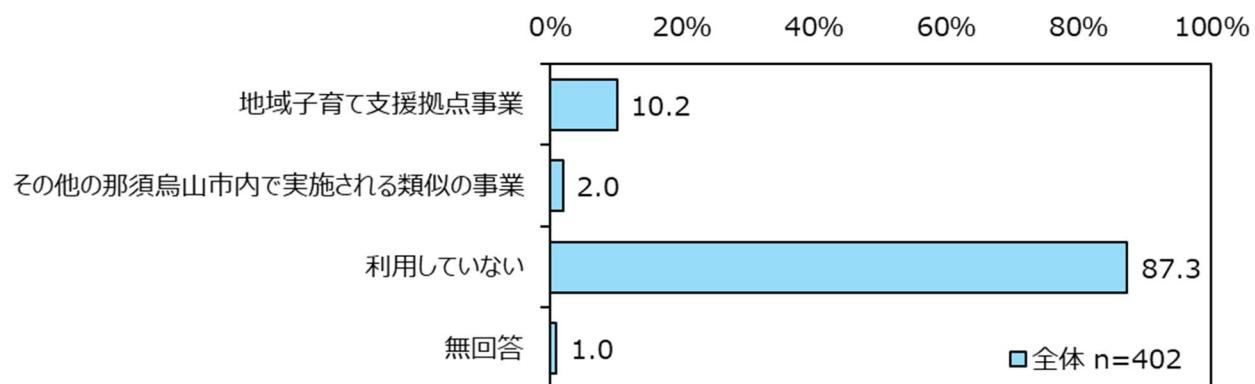
平日に、定期的に利用したい教育・保育の事業は、「認定こども園」が 60.9%で最も多く、次いで「認可保育所」が 52.0%、「幼稚園」が 32.3%となっています。



○地域の子育て支援拠点事業の利用状況

お子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談・情報提供を受けたりする場で、こども館や子育て支援センターきらきらが該当)を利用していますか。

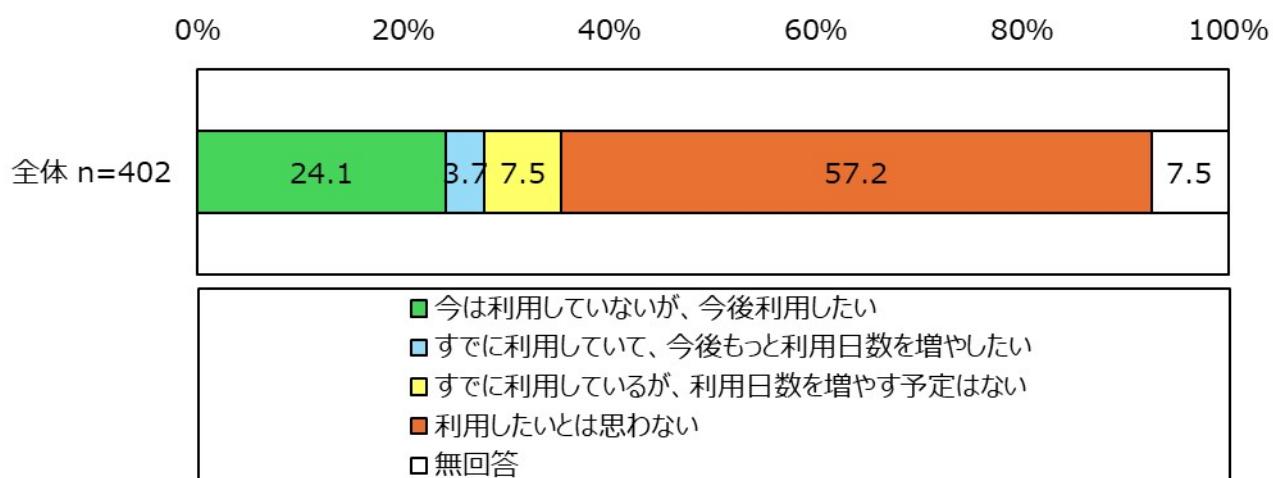
地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が 10.2%、「その他の那須烏山市内で実施される類似の事業」が 2.0% となっています。また、「利用していない」が 87.3% となっています。



○地域の子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業について、「今は利用していないが、できれば今後利用したい」あるいは、「利用日数を増やしたい」と思いますか。

地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「利用したいとは思わない」が 57.2% で最も多く、次いで「今は利用していないが、今後利用したい」が 24.1%、「すでに利用しているが、利用日数を増やす予定はない」が 7.5%、「すでに利用していて、今後もっと利用日数を増やしたい」が 3.7% となっています。

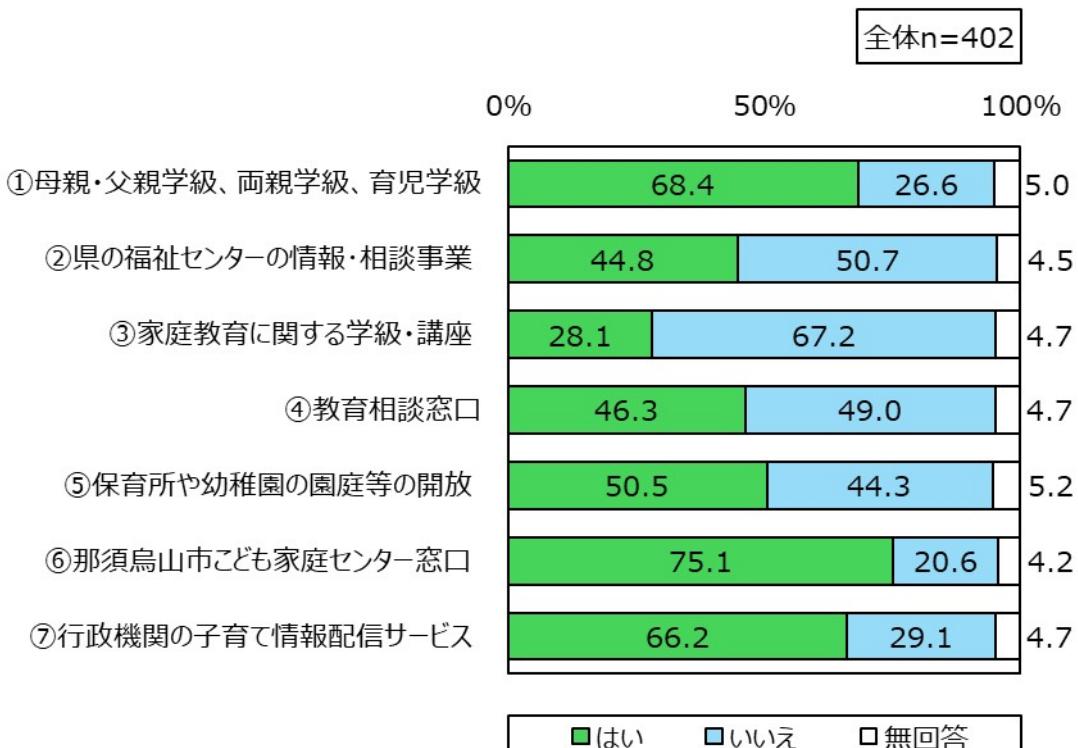


○各種事業の認知度

次の事業で、「知っているもの」について、①～⑦の事業ごとに「はい」・「いいえ」を選んでください。

各種事業の認知度（知っているもの）について、「はい」が多い順に、「⑥那須烏山市こども家庭センター窓口」（75.1%）、「①母親・父親学級、両親学級、育児学級」（68.4%）、「⑦行政機関の子育て情報配信サービス」（66.2%）となっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「③家庭教育に関する学級・講座」（67.2%）、「②県の福祉センターの情報・相談事業」（50.7%）、「④教育相談窓口」（49.0%）となっています。

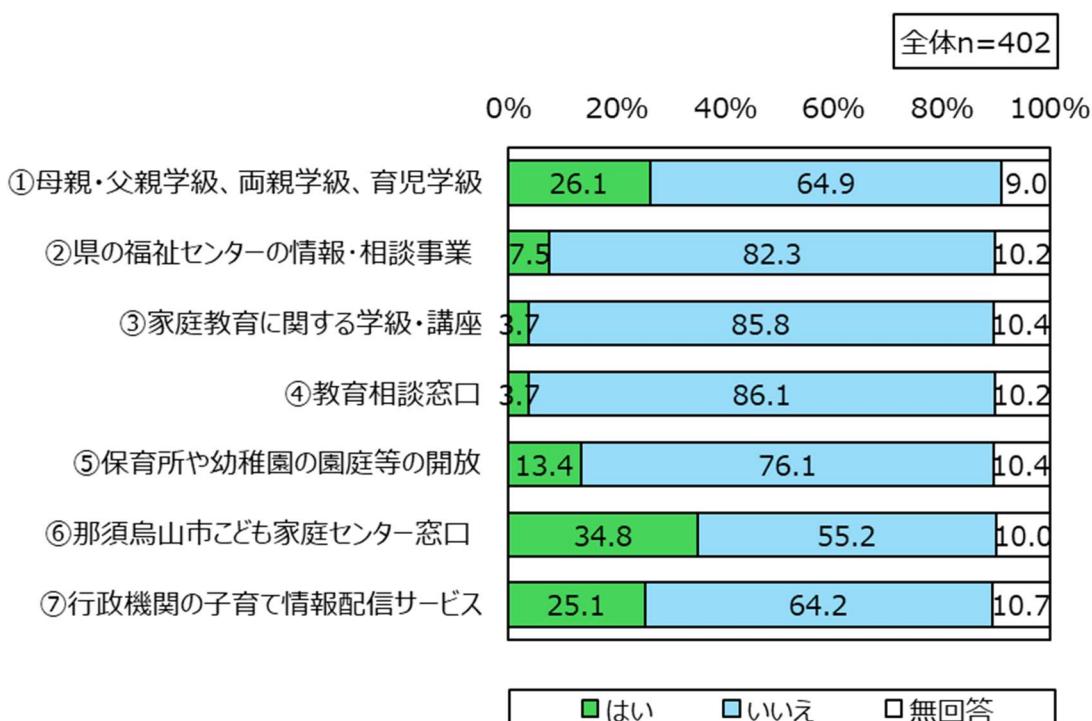


○各種事業の利用状況

次の事業で、「これまでに利用したことがあるもの」について、①～⑦の事業ごとに「はい」・「いいえ」を選んでください。

各種事業の利用状況（これまでに利用したことがあるもの）について、「はい」が多い順に、「⑥那須烏山市こども家庭センター窓口」（34.8%）、「①母親・父親学級、両親学級、育児学級」（26.1%）、「⑦行政機関の子育て情報配信サービス」（25.1%）となっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「④教育相談窓口」（86.1%）、「③家庭教育に関する学級・講座」（85.8%）、「②県の福祉センターの情報・相談事業」（82.3%）となっています。

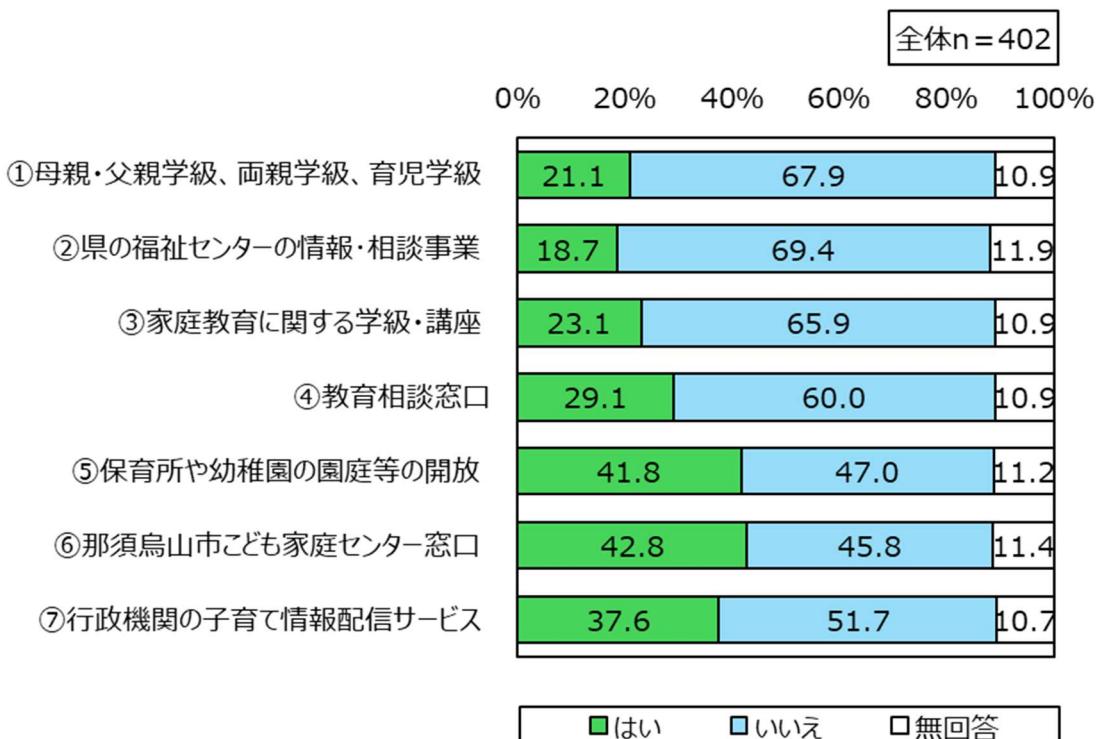


○各種事業の利用意向(希望)

次の事業で、「今後利用したいと思うもの」について、①～⑦の事業ごとに「はい」・「いいえ」を選んでください。

各種事業の利用意向（今後利用したいと思うもの）について、「はい」が多い順に、「⑥那須烏山市こども家庭センター窓口」(42.8%)、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」(41.8%)、「⑦行政機関の子育て情報配信サービス」(37.6%) となっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「②県の福祉センターの情報・相談事業」(69.4%)、「①母親・父親学級、両親学級、育児学級」(67.9%)、「③家庭教育に関する学級・講座」(65.9%) となっています。

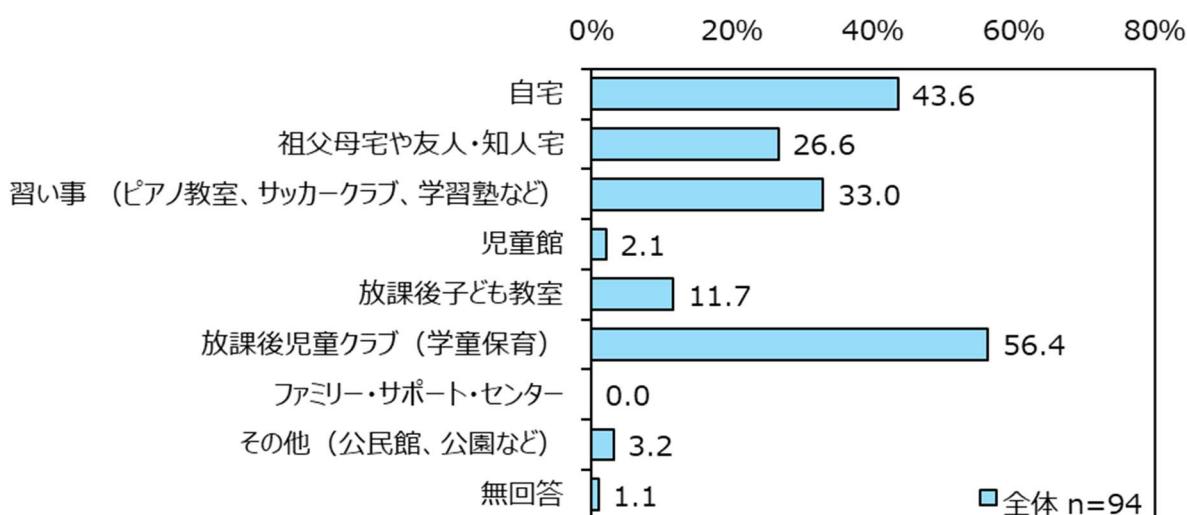


小学校就学後の放課後の過ごし方 [5歳以上のみ調査対象]

○希望する低学年時の放課後の過ごし方

お子さんについて、小学校1～3年生になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

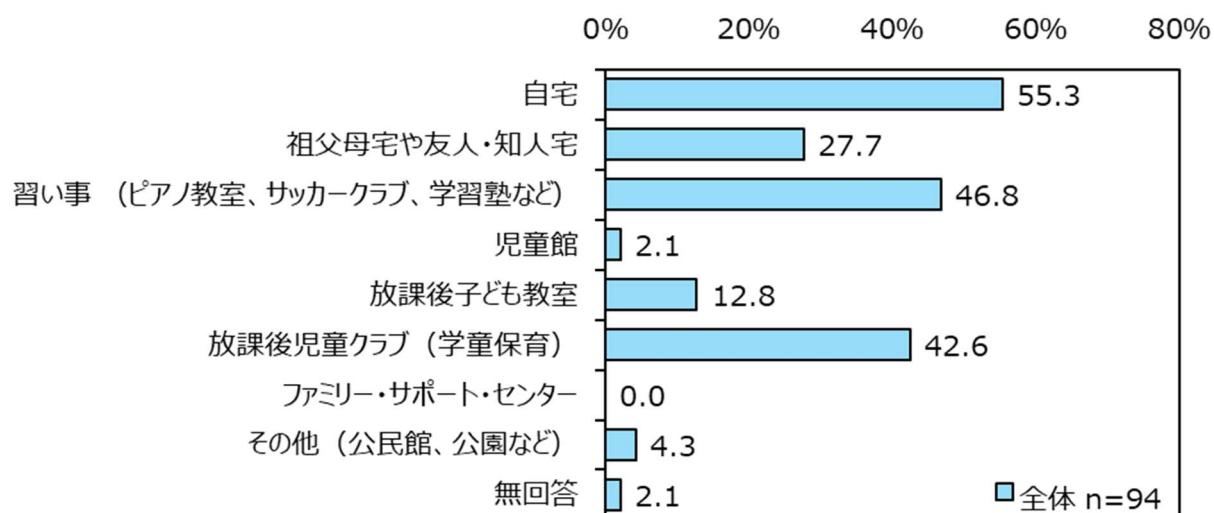
小学校1～3年生になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「放課後児童クラブ(学童保育)」が56.4%で最も多く、次いで「自宅」が43.6%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が33.0%となっています。



○希望する高学年時の放課後の過ごし方

お子さんについて、小学校4～6年生になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校4～6年生になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が55.3%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が46.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が42.6%となっています。



3 小・中学生アンケート結果

<調査結果の見方>

(1) 比率はその設問の回答者数を基準として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 複数回答の設問の場合、原則としてその項目に対しての有効回答者数を基準とし、比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。

(3) グラフ中の(n=○○)という表記は、その項目の有効回答数で、比率算出の基礎となります。

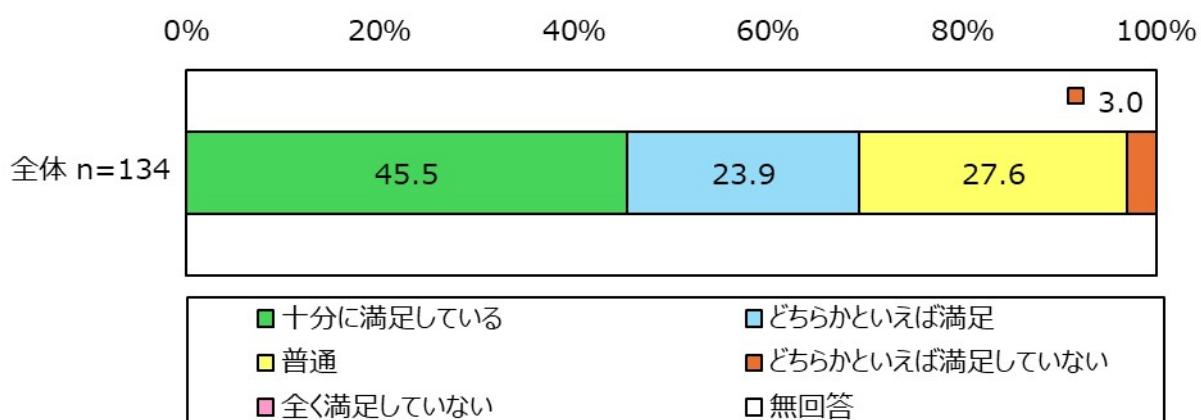
<調査結果（抜粋）>

【小・中学生向け】

○生活の満足度

最近の生活にどのくらい満足していますか。

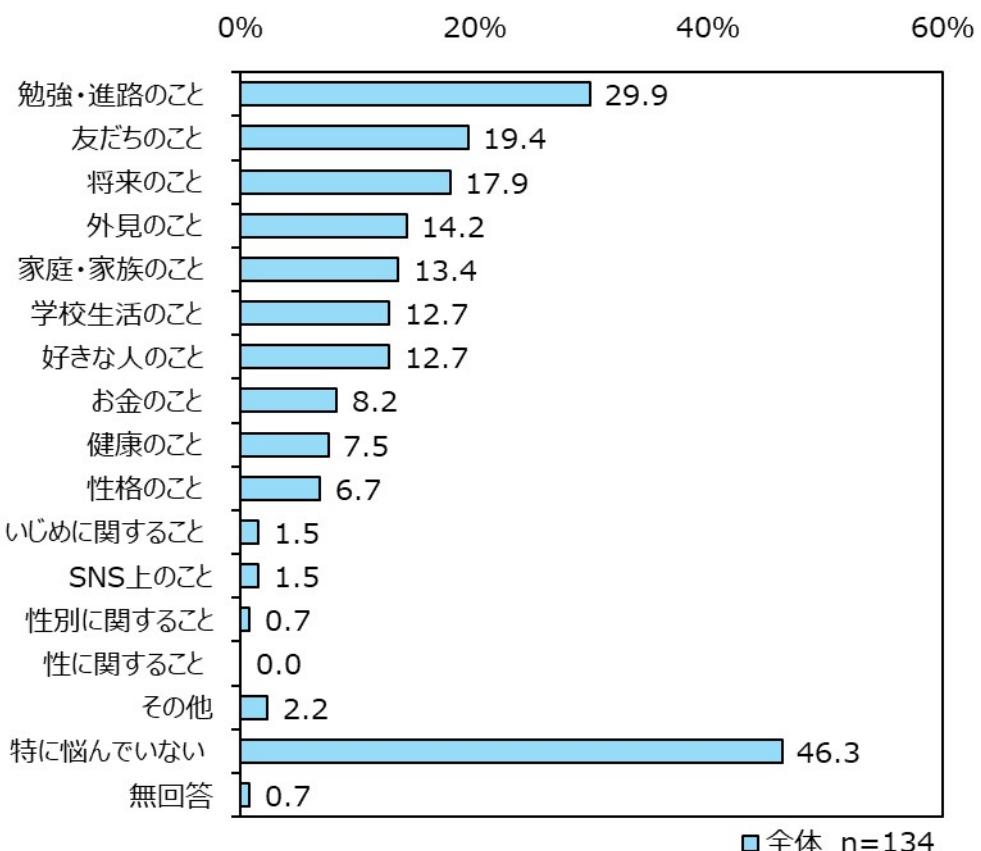
生活の満足度は、「十分に満足している」が45.5%で最も多く、次いで「普通」が27.6%、「どちらかといえば満足」が23.9%となっています。



○悩んでいること

現在悩んでいることや困っていることがありますか。

悩んでいることについては、「勉強・進路のこと」が29.9%で最も多く、次いで「友だちのこと」が19.4%、「将来のこと」が17.9%となっています。また、「特に悩んでいない」が46.3%と約半数を占めています。



その他の回答

<小学生>

- ・目の下のクマ、肌荒れ
- ・陸上のこと
- ・先生の対応について

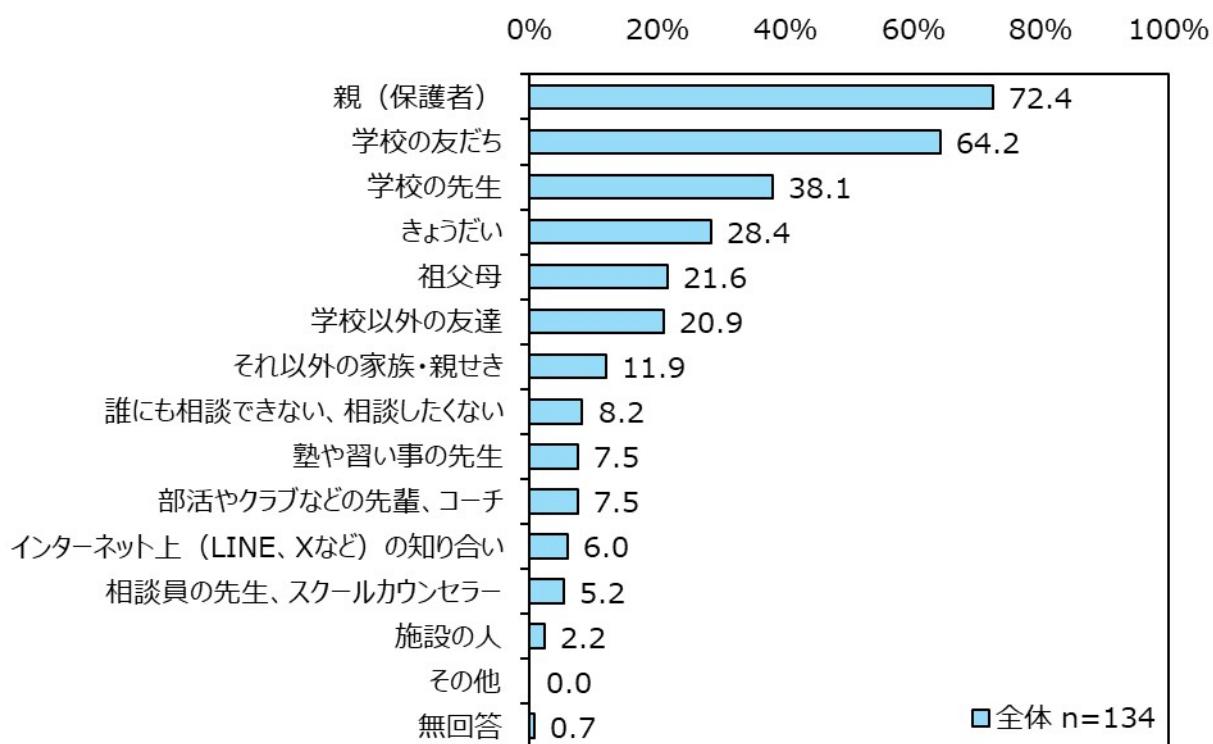
<中学生>

- ・回答なし

○相談できる人

悩みごとや困ったことができた場合、相談できると思う人は誰ですか。

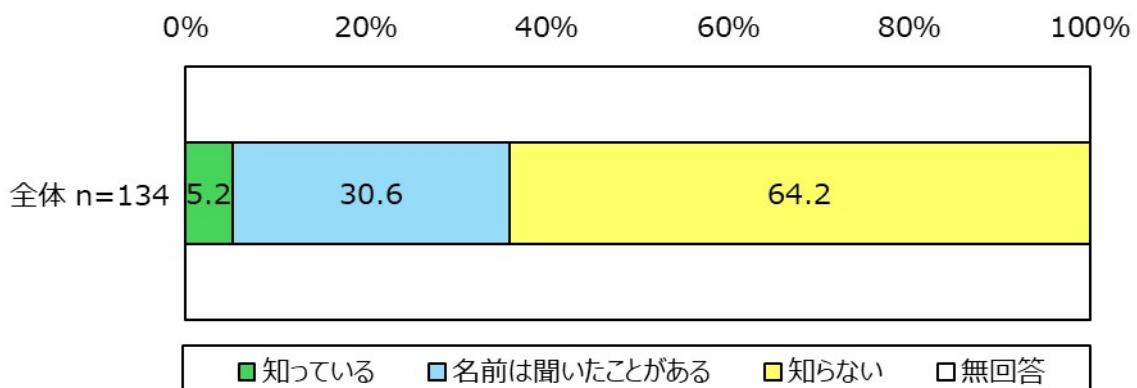
相談できる人については、「親（保護者）」が72.4%で最も多く、次いで「学校の友だち」が64.2%、「学校の先生」が38.1%となっています。



○こども家庭センターの認知度

那須烏山市に子どもが悩みごとを相談できる「こども家庭センター」があることを知っていますか。

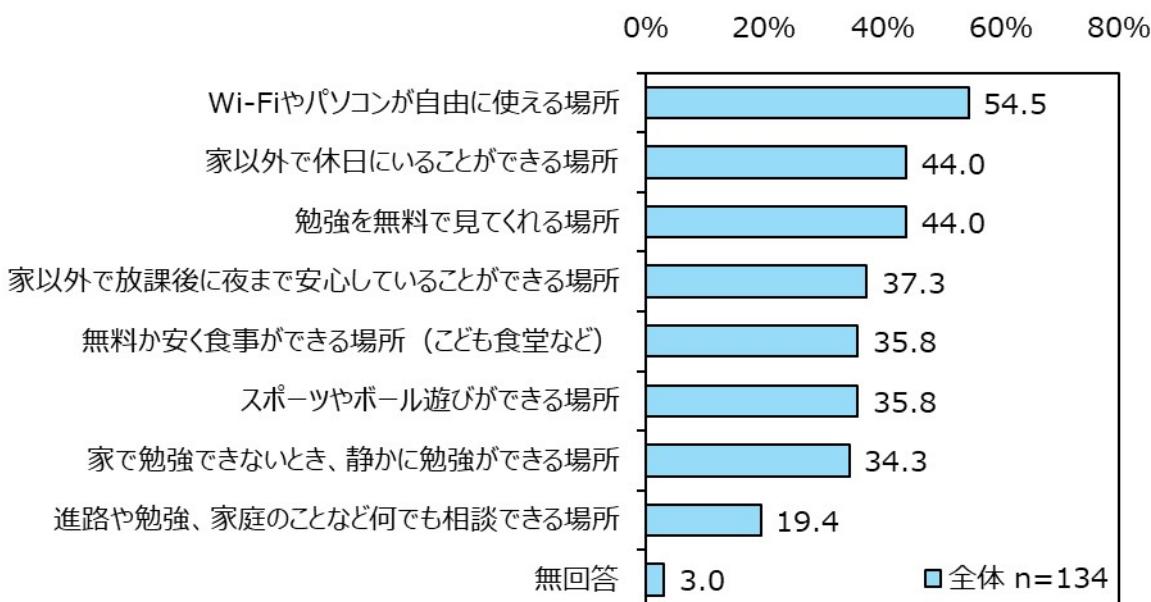
こども家庭センターについては、「知らない」が64.2%で最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」が30.6%となっています。



○使ってみたい場所

どのような場所があれば使ってみたいと思いますか。

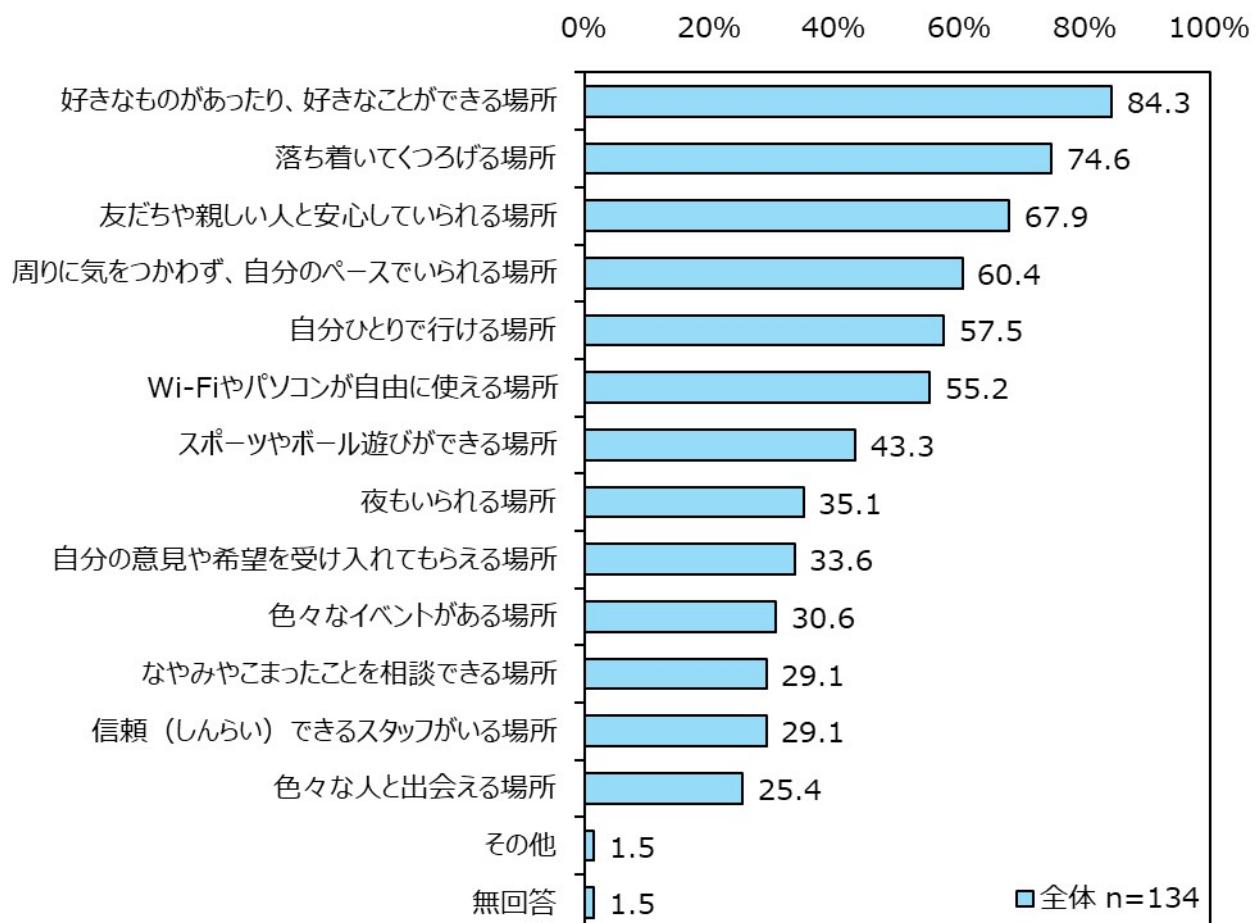
使ってみたい場所については、「Wi-Fi やパソコンが自由に使える場所」が 54.5%で最も多く、次いで「家以外で休日にいることができる場所」、「勉強を無料で見てくれる場所」が同率で 44.0%となっています。



○ほしい居場所

どんな「居場所(いばしょ)」がほしいですか。

ほしい居場所については、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が84.3%で最も多く、次いで「落ち着いてくつろげる場所」が74.6%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が67.9%となっています。



その他の回答

<小学生>

・自分が自由でいられるところ

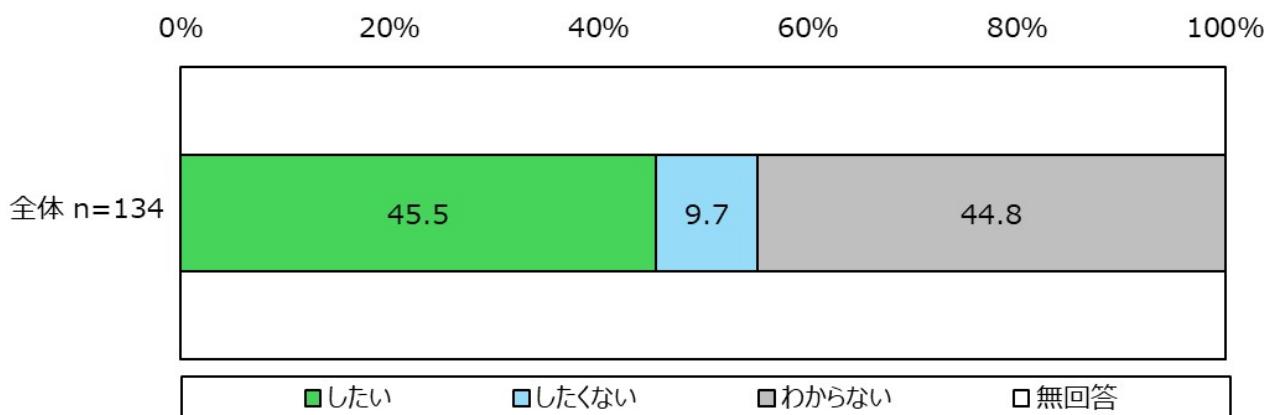
<中学生>

・回答なし

○結婚について

将来、結婚したいと思いますか。

将来、結婚したいかについては、「したい」が45.5%で最も多く、次いで「わからない」が44.8%となっています。



結婚したい理由

<小学生>

- ・子どもが欲しいから 13 件
- ・楽しい生活ができるから 5 件
- ・ひとりが嫌だから 4 件
- ・素敵な家庭を築きたいから、幸せになれそうだから 3 件
- ・心の支えになるひとがほしい、安心できそうだから 3 件
- ・なんとなく 2 件

<中学生>

- ・幸せになれそうだから
 - ・専業主婦になって料理したい
 - ・結婚しないと絶対に後悔するから
- など

結婚したくない理由

<小学生>

- ・一人で自由な人生を歩みたい 2 件
- ・ずっと両親のそばにいたいから
- ・別にしなくていいとおもうから
- ・喧嘩をしたくない

<中学生>

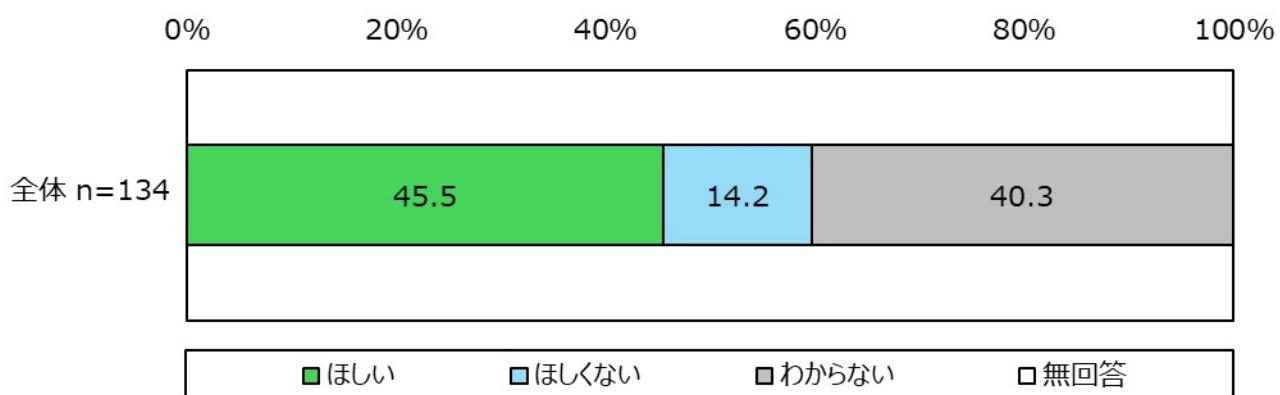
- ・今の日本に期待が持てないから

など

○こどもについて

将来、こどもが欲しいですか。

将来、こどもが欲しいかについては、「ほしい」が45.5%で最も多く、次いで「わからない」が40.3%となっています。



こどもが欲しい理由

<小学生>

- ・楽しそうだから 12 件
- ・かわいいから 8 件
- ・幸せに暮らしたいから 3 件
- ・なんとなく 3 件
- ・癒されるから 2 件
- ・将来、子どもと一緒に旅行にいきたいから 2 件
- ・子育てしてみたいから

<中学生>

- ・子育てを経験してみたいから
- ・可愛いから、和みそう
- ・少子高齢化の抑止に貢献するため

など

こどもが欲しくない理由

<小学生>

- ・子育てが大変そだから、面倒だから 6 件
- ・子どもが苦手だから 2 件
- ・子育てが自分になんかできるのかが心配
- ・どうやって育てればいいか分からなから

<中学生>

- ・日本の経済に不安を抱いているから

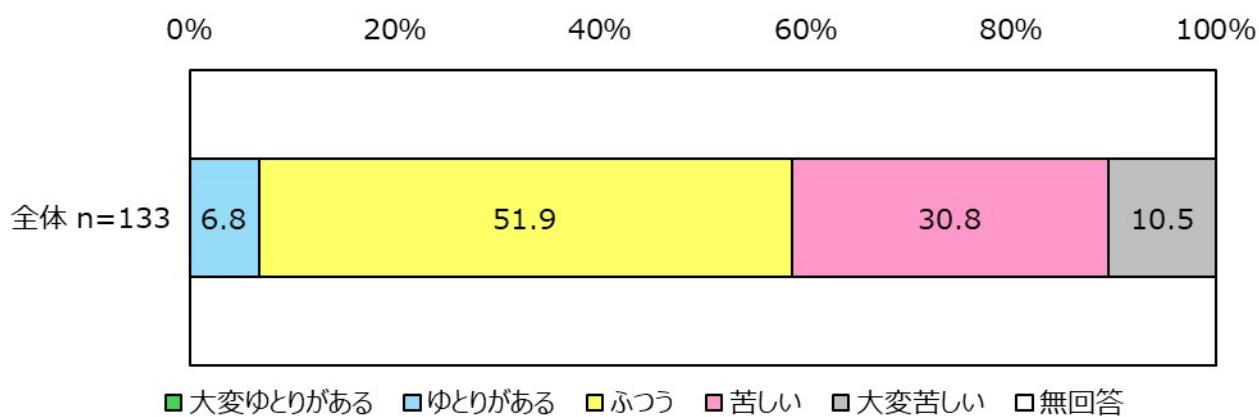
など

【保護者向け】

○経済状況

現在の経済的な状況をどのように感じていますか。

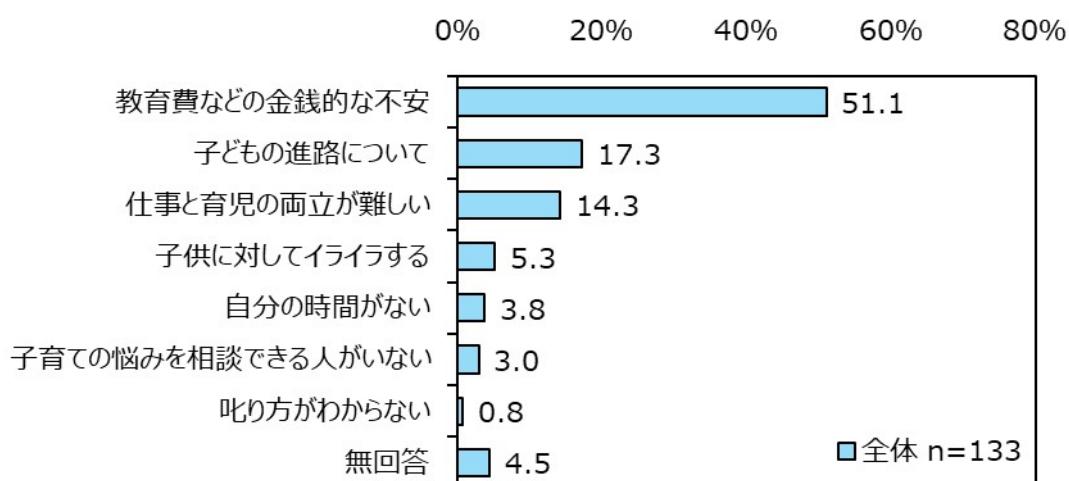
経済的な状況について、「ふつう」が 51.9%で最も多く、次いで「苦しい」が 30.8%、「大変苦しい」が 10.5%となっています。



○子育ての悩み

子育てで一番悩んでいることは何ですか。

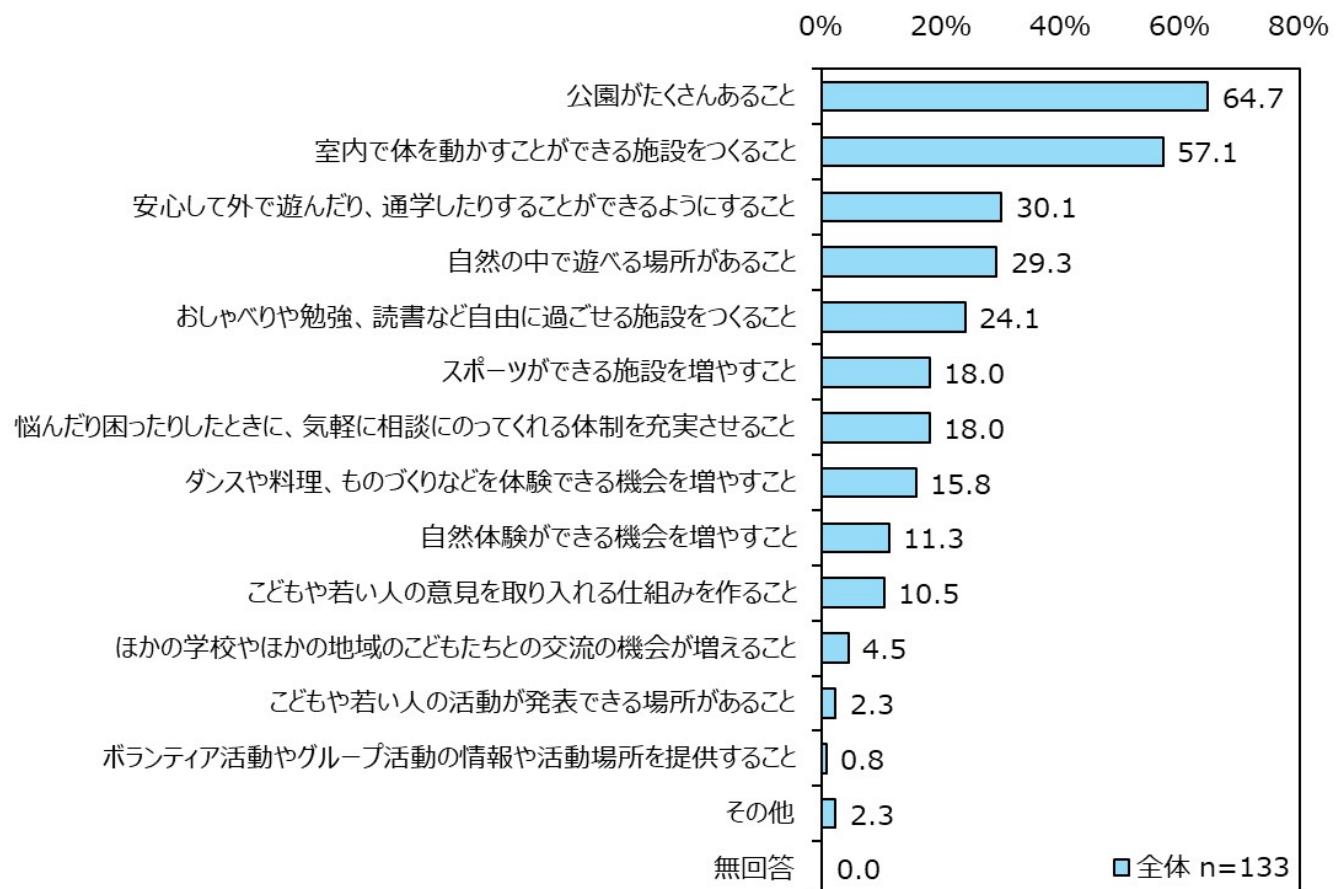
子育ての悩みについて、「教育費などの金銭的な不安」が 51.1%で最も多く、次いで「子どもの進路について」が 17.3%、「仕事と育児の両立が難しい」が 14.3%となっています。



○市の施設・サービスについて

お子様が小さかった時に、那須烏山市にあつたらいいなと思ったサービスにはどのようなものがありますか。

あつたらいいなと思ったサービスについて、「公園がたくさんあること」が 64.7%で最も多く、次いで「室内で体を動かすことができる施設をつくること」が 57.1%、「安心して外で遊んだり、通学したりすることができるようになりますこと」が 30.1%となっています。



その他の回答

・子育てボランティア

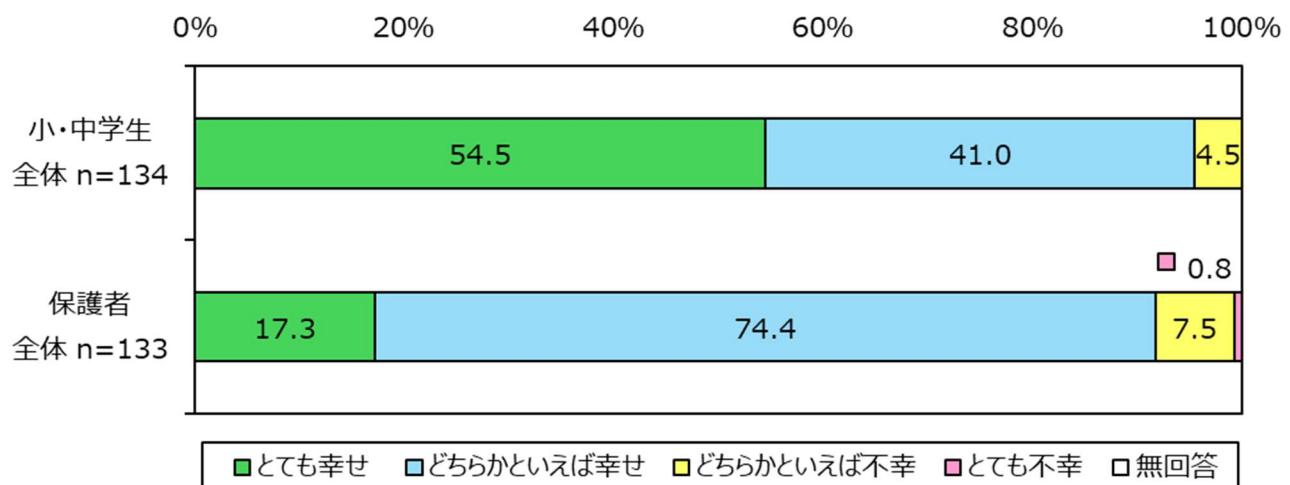
【小・中学生、保護者共通】

○幸福度

今、幸せだと思いますか。

幸福度について、小・中学生では「とても幸せ」が 54.5%で最も多く、次いで「どちらかといえば幸せ」が 41.0%となっています。

保護者では、「どちらかといえば幸せ」が 74.4%で最も多く、次いで「とても幸せ」が 17.3%となっています。

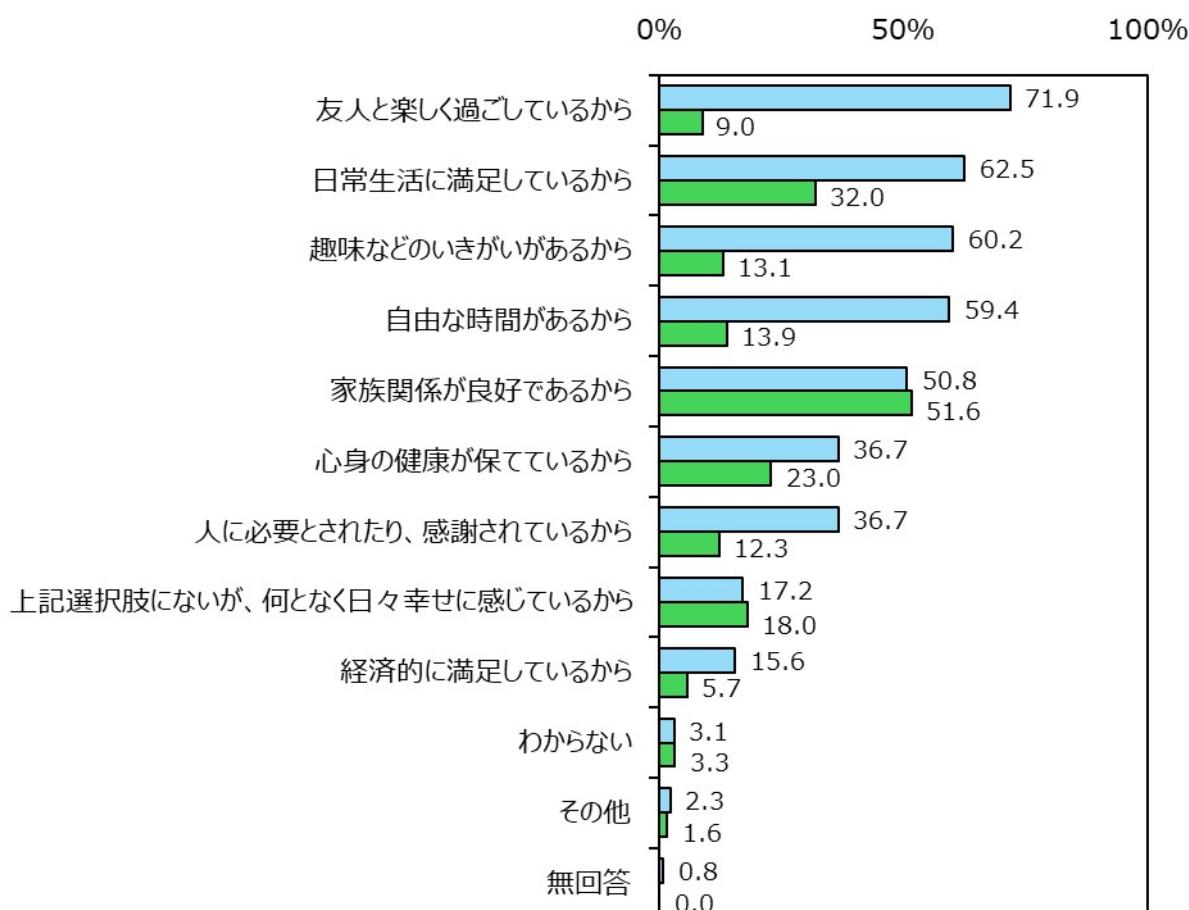


○幸せな理由

幸福度について「とても幸せ」または「どちらかといえば幸せ」を選んだ理由は何ですか？

幸せな理由について、小・中学生では「友人と楽しく過ごしているから」が71.9%で最も多く、次いで「日常生活に満足しているから」が62.5%、「趣味などのいきがいがあるから」が60.2%となっています。

保護者では、「家族関係が良好であるから」が51.6%で最も多く、次いで「日常生活に満足しているから」が32.0%となっています。



□小・中学生 全体 n=128 □保護者 全体 n=122

その他の回答

<小学生>

- ・身の回りの人が健康で、元気で過ごせているから
- ・友達とゲームができるから

<中学生>

- ・回答なし

<保護者>

- ・衣食住がそろっている、毎日家族と顔を合わせている、目の前にやることがある日々
- ・家族が元気で一緒にいられるから

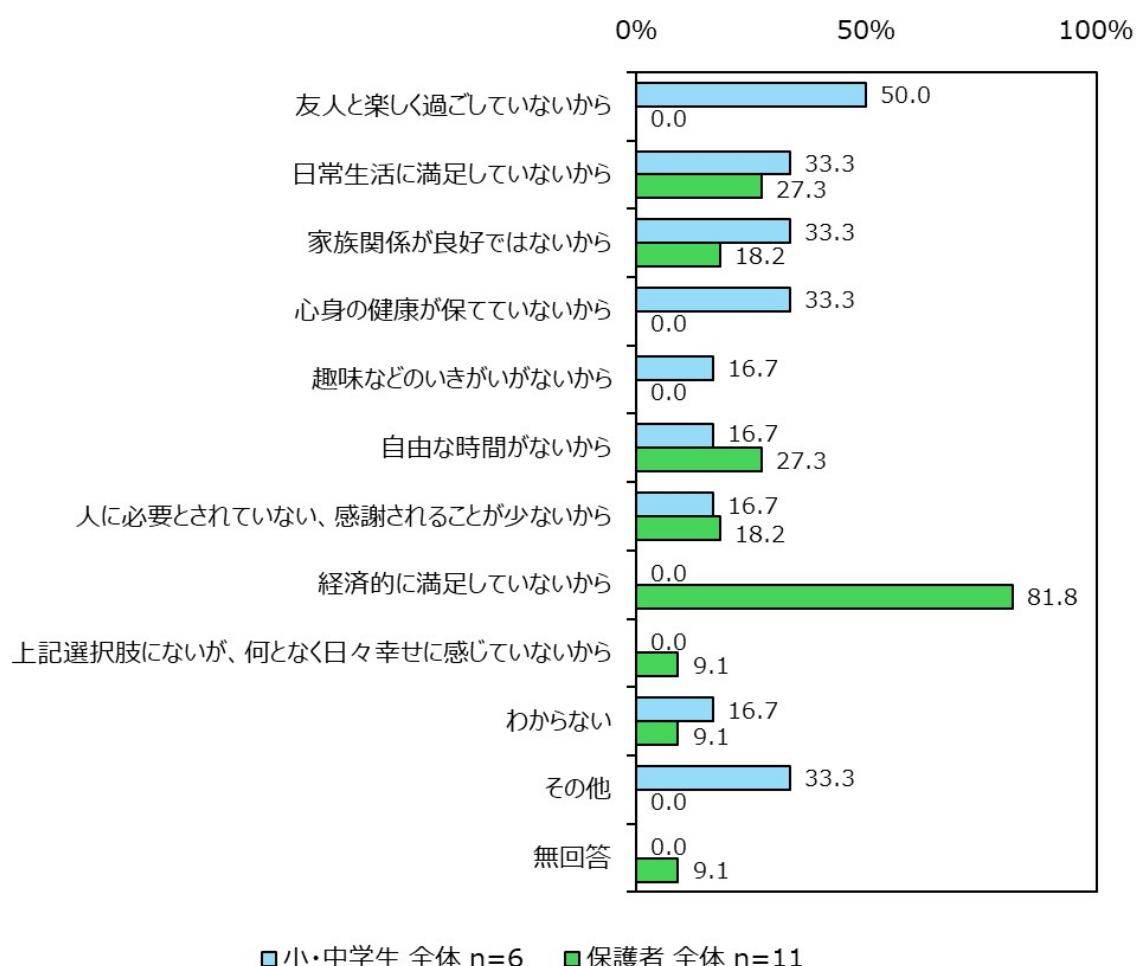
など

○幸せではない理由

幸福度について「どちらかといえば不幸」または「とても不幸」を選んだ理由は何ですか？

幸せではない理由について、小・中学生では「友人と楽しく過ごしていないから」が50.0%で最も多く、次いで「日常生活に満足していないから」、「家族関係が良好ではないから」、「心身の健康が保てていないから」が同率で33.3%となっています。

保護者では、「経済的に満足していないから」が81.8%で圧倒的に多く、次いで「日常生活に満足していないから」、「自由な時間がないから」が同率で27.3%となっています。



□小・中学生 全体 n=6 ■保護者 全体 n=11

他の回答

<小学生>

- ・ゲームがしたい
- ・登校班の人が嫌だから

<中学生>

- ・回答なし

<保護者>

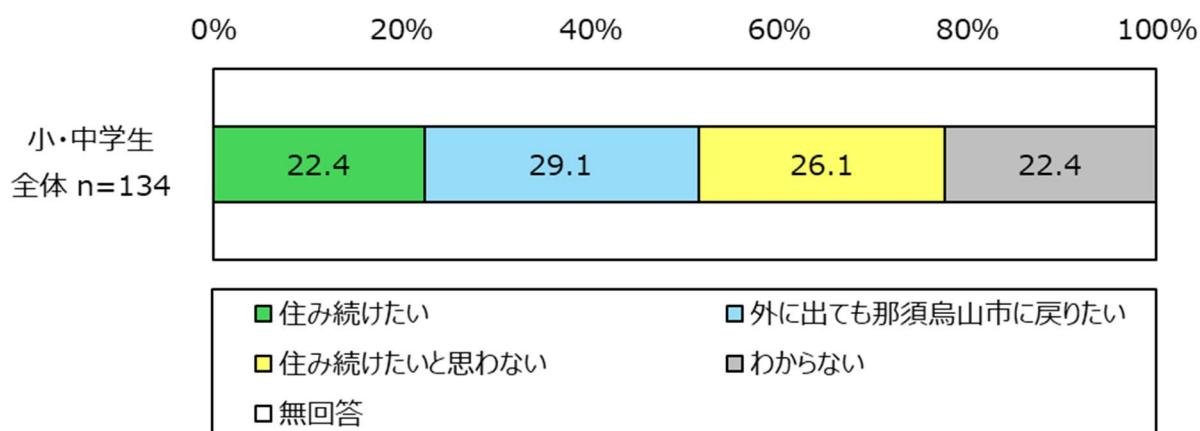
- ・回答なし

○住む場所

将来、那須烏山市に住み続けたい(お子様に那須烏山市に住んでほしい)と思いますか。

那須烏山市に住み続けたいか（お子様に那須烏山市に住んでほしいか）どうかについて、小・中学生では「外に出ても那須烏山市に戻りたい」が29.1%で最も多いですが、「住み続けたい」、「住み続けたいと思わない」、「わからない」も25%前後となっています。

保護者では、「わからない」が58.6%で最も多く、次いで「住んでほしくない」が24.8%となっています。



住み続けたい理由

<小学生>

- ・地元だから、住み慣れているから 6 件
- ・自然豊かだから 5 件
- ・とてもいい町で住みやすいから 2 件
- ・色々な思い出があるから
- ・家族やおじいちゃんおばあちゃんがいるから

<中学生>

- ・回答なし
- など

外に出ても戻りたい理由

<小学生>

- ・故郷で安心するから、落ち着くから 15 件
- ・自分のその時やりたい事をやってから戻ってきたいから
- ・住んでいて気持ちよく、自然豊かで好きだから
- ・山あげでお囃子とかをやりたいから

<中学生>

- ・烏山の人口減少が激しいと聞くから
- など

住み続けたいと思わない理由

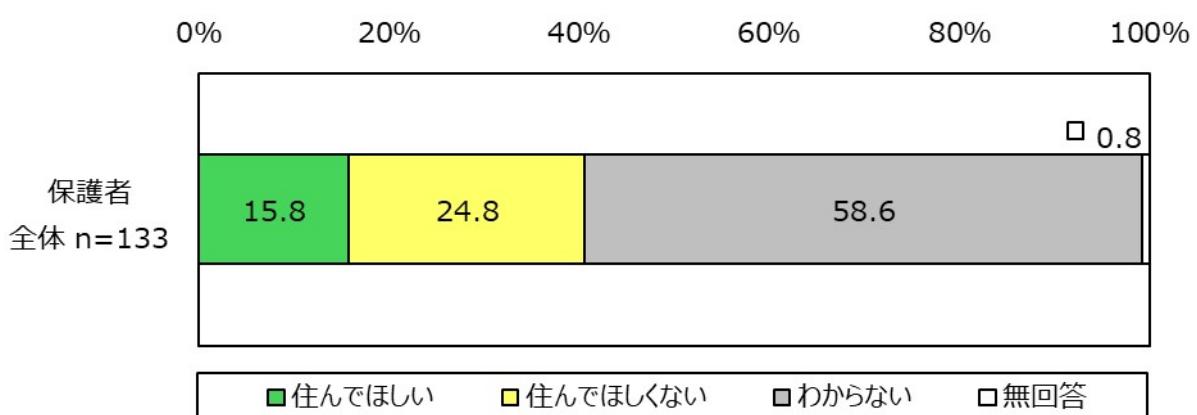
<小学生>

- ・他の場所に住んでみたいから 6 件
- ・都会に住みたいから 5 件
- ・田舎だから、お店や遊べる場所がないから 4 件
- ・いろいろな場所に行って色んな人と関わりたいから 2 件
- ・交通が不便だから
- ・仕事ができる場所が限られているから
- ・いろんな景色を見たいから

<中学生>

- ・何も無いから 2 件

など



住んでほしい理由

<保護者>

- ・できれば親の近くにいて欲しい、寂しい 4 件
- ・近くにいてくれると安心だから 2 件
- ・若い人が少ないので 2 件
- ・子どもが将来家庭を持ったときに助けてあげられるから

など

住んでほしくない理由

<保護者>

- ・不便で選択肢が少ないので 18 件
- ・交通の便が悪い 4 件
- ・就職先がない 5 件
- ・子育て支援が少ないので対応が遅い 6 件
- ・子どもに自由に決めてほしい 3 件
- ・外に出て色々な経験をしてほしい
- ・那須烏山市の将来性に不安がある

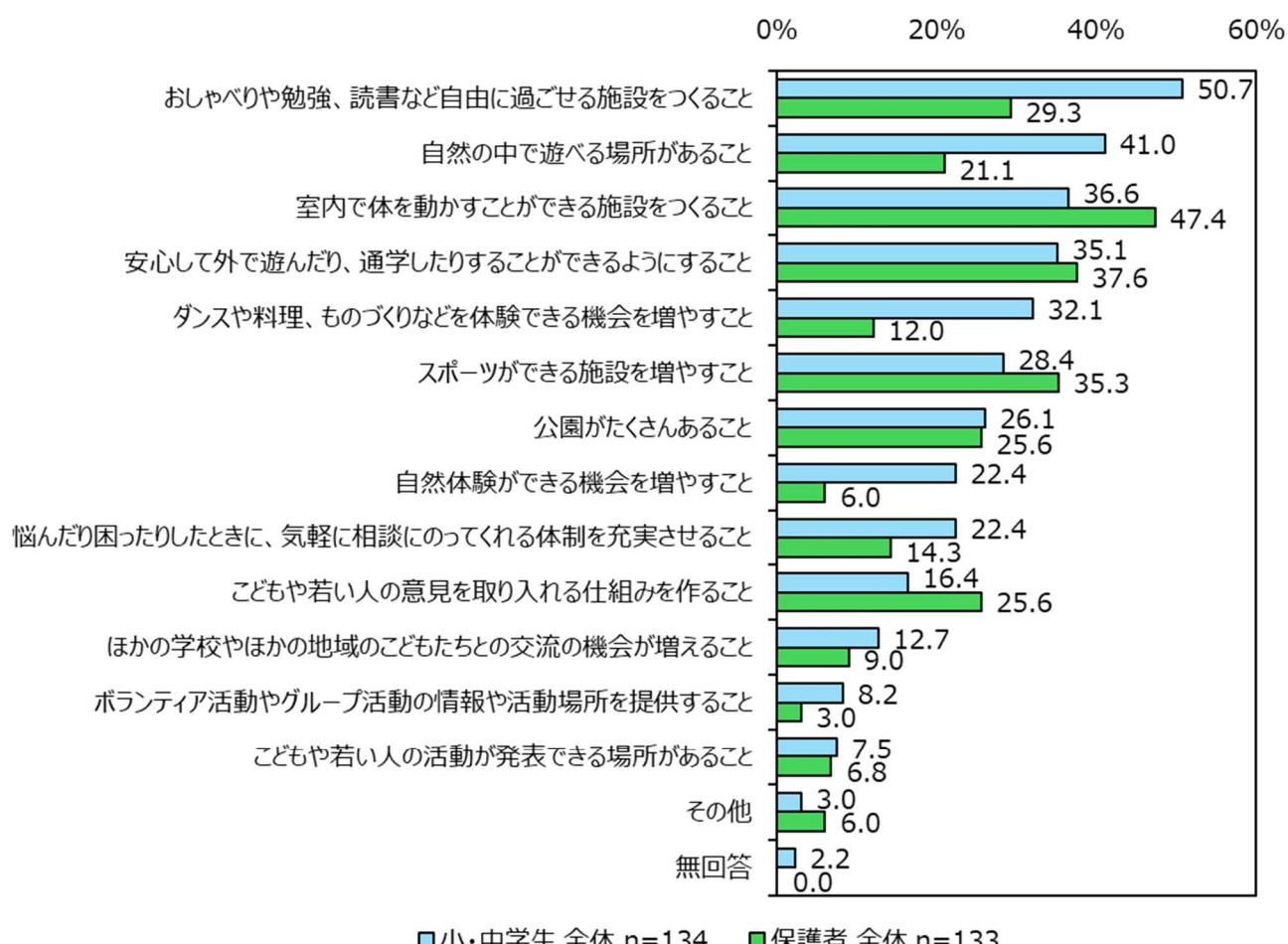
など

○市の施設・サービスについて

いま、那須烏山市にあったらいいなと思うサービスや、これから力を入れてもらいたいサービスはどのようなものがありますか。

那須烏山市に力を入れてもらいたいサービスについて、小・中学生では「おしゃべりや勉強、読書など自由に過ごせる施設をつくること」が50.7%で最も多く、次いで「自然の中で遊べる場所があること」が41.0%、「室内で体を動かすことができる施設をつくること」が36.6%となっています。

保護者では、「室内で体を動かすことができる施設をつくること」が47.4%、次いで「安心して外で遊んだり、通学したりすることができるようになりますこと」が37.6%、「スポーツができる施設を増やすこと」が35.3%となっています。



□小・中学生 全体 n=134 ■保護者 全体 n=133

その他の回答

<小学生>

- ・釣り堀
- ・韓国語を教えてくれるところ
- ・他の人と色々な分野のゲームができるスペース

<中学生> <保護者>

- ・回答なし

など

○まちづくりについて

こどもが暮らしやすいまちづくりについて、こうしてほしい、これがほしいなど、意見を自由に書いてください。

自由意見

<小学生>

- ・遊べるところが欲しい（ゲームセンター、遊園地、映画館、アスレチック） 17 件
- ・お店を増やして欲しい（飲食店、ショッピングモール、アニメイト、ペットショップ、コンビニ、動物カフェ） 12 件
- ・スポーツができる場所がほしい（サッカー場、バスケットゴール） 9 件
- ・公園の遊具を増やしてほしい 7 件
- ・子供だけで楽しめる場所、安心して過ごせる場所が欲しい 7 件
- ・図書館、静かに過ごせる・勉強できるところ 6 件
- ・地域の人と交流できるようなイベントを増やして欲しい（祭り、サバゲー） 3 件
- ・観光客が来るようになんか外の人も楽しめるところがほしい（ライブや試合ができるところ、観光地、温泉） 3 件
- ・公園を増やしてほしい 3 件
- ・室内で遊べるところが欲しい 3 件
- ・学校の時間を減らしたい 2 件
- ・木が多いすぎる、草をなくしてほしい 2 件
- ・ドックランなどの動物と触れ合うところを作つてほしい（ドッグラン、リス園） 3 件
- ・いろいろな体験ができたりできるところがほしい（子育て体験、刑務所見学、製造工場見学） 3 件
- ・ゴミ箱の設置を増やして欲しい 2 件
- ・都会にしてほしい 2 件
- ・通学路などの整備、災害時の整備をしてほしい 2 件

<中学生>

- ・花火やお祭りをもっとやってほしい
 - ・大きいショッピングモールが欲しい
 - ・安く食べれるお店が欲しい
 - ・みんなが遊べるアスレチックがほしい
 - ・空き店舗が多く見られるため有効活用して商業を活性化させてほしい
 - ・子供の要望を叶えて欲しい
- など

自由意見

<保護者>

- ・子どもが遊べる公園をつくりたい 19 件
- ・室内で遊べる施設がほしい 11 件
- ・子どもが安心して通学できるよう道を整備してほしい 6 件
- ・体育館、武道館に冷房をつけてほしい 3 件
- ・若い人や子供のいる家族が住みたくなるまちづくりをしてほしい 7 件
- ・学校と家庭以外で子どもたちが集まれる、遊べる場所がほしい 13 件
- ・運動、スポーツができる施設がほしい 5 件
- ・交通手段を増やしてほしい 4 件

など

4 那須烏山市子ども・子育て会議の設置

那須烏山市子ども・子育て会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、市長の附属機関としての子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和4年条例7号〕

(設置)

第2条 法第72条第1項の規定に基づき、市に子ども・子育て会議を設置する。

一部改正〔令和4年条例7号〕

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する計画（法第61条第1項に規定する計画を除く。）その他の子ども・子育て支援に関する重要な施策について調査審議し、市長に答申するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に掲げる事項について必要があると認めるときは、市長に対して、意見を述べ、又は提案することができる。

一部改正〔令和4年条例7号〕

(組織等)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議長は、会長をもって充てる。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の場合において、会長及び副会長が選出されていない場合における会長及び議長の職務は、市長が行うものとする。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、所掌事務の遂行のため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、その説明及び意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(報酬等)

第9条 子ども・子育て会議の委員の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月6日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 那須烏山市子ども・子育て会議委員名簿

■任期:令和6年4月1日～令和7年3月31日

No.	委員区分	氏名	所属等
1	識見を有する者	—	
2	市民生委員児童委員協議会	高野 幸恵	主任児童委員
3	私立保育園・認定こども園代表	那須 恵	烏山保育園
4	私立保育園・認定こども園の保護者会代表	大野 貴博	烏山保育園 保護者会
5	地域型保育園代表	小滝 雄二	あいのわ保育園
6	地域型保育園の保護者会代表	郡司 直哉	あいのわ保育園 保護者会
7	市放課後児童クラブ運営受託事業者	荻原 志美	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
8	市小中学校長会	山口 武彦	江川小学校
9	市小中学校 PTA連絡協議会	上原 圭一	烏山中学校 PTA
10	市教育委員会	塩田 友美	教育委員
11	市社会教育委員会	佐竹 信哉	社会教育委員
12	市社会福祉協議会 児童発達支援事業管理 責任者	荒井 陽子	くれよんクラブ (児童発達支援)
13	公募委員	平野 良枝	
14	公募委員	高橋 満子	
15	子育て支援団体代表	—	

那須烏山市こども計画 令和7年度～令和11年度

令和7年3月発行 発行 那須烏山市
編集 那須烏山市こども課

〔こども課〕

〒321-0526 栃木県那須烏山市田野倉 85-1(市保健福祉センター内)

TEL 0287-88-7116 FAX 0287-88-6069

市ホームページ <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>